

一般財団法人新技術振興渡辺記念会 平成28年度上期助成事業  
「外国人研究者受入調査及び遠隔生活センター支援実証調査」

## 調査報告書

公益社団法人 科学技術国際交流センター

平成29年5月31日

## 目 次

### はじめに

### 第1部 外国人研究者生活支援政策の在り方

- 第1章 外国人研究者受け入れに関する政策（基本計画）
- 第2章 外国人研究者受け入れ数の推移（国際研究交流の現況）
- 第3章 外国人研究者受け入れ体制（N I S T E P調査）
- 第4章 外国人研究者受け入れ支援体制の実体
  - 第1節 28年度調査による全国の実体
  - 第2節 J I S T E Cを中心とした外国人研究者受け入れ支援体制
- 第5章 外国人研究者受け入れに当たっての提言

### 第2部 外国人研究者生活支援の実体

- 第1章 28年度アンケート調査とその結果
- 第2章 23年度インタビュー調査とその結果（概要）

### 第3部 今後の外国人研究者支援政策の展望—構想と問題点—

- 第1章 遠隔生活コールセンター支援構想と実証調査
- 第2章 28年度遠隔支援実証調査の結果
  - 第1節 遠隔支援試行サービス希望機関へのヒアリング結果
  - 第2節 遠隔支援試行サービスの実施内容
  - 第3節 遠隔支援試行サービスの結論
- 第3章 生活支援展開方策

### 第4部 (参考) 生活支援の特別対応—法的問題と緊急対応—

- 第1章 法的問題
- 第2章 地震などの緊急時対応
  - 第1節 東日本大震災における対応
  - 第2節 その後の対応措置調査（つくば地区を事例に）

### 参考資料（過去報告書資料抜粋）

- (1) 23年度アンケート調査結果
- (2) 23年度インタビュー結果
- (3) 21年度インタビュー結果

## はじめに

### 1. 今回調査の要旨

科学技術国際交流センターは、1980年代末の日米科学技術摩擦を契機に創設され、科学技術国際交流、特に外国人研究者生活支援業務を重点的に行い、科学技術庁・文部科学省の政策遂行に協力してきた（この経緯については、國谷実『日米科学技術摩擦をめぐって—ジャパン・アズ・ナンバーワンだった頃—』（2014年JISTEC刊）参照）。この過程において、外国人研究者受け入れに関する科学技術基本計画等の政府の政策、各種の統計調査、科学技術政策研究の動向を常時把握するとともに、後述するように自らも各種調査を行ってきた。

今回調査に当たっては、従来行われた各種調査等の資料も参考にしつつ、これらを総括する視点も加え、外国人研究者受け入れ政策と実体の全体が展望しつつ、現在、難局に差し掛かりつつある外国人研究者受け入れ問題の整理とその対応に関する提言をまとめたものである。

#### （1）外国人研究者受け入れに関する政策（第1部第1章参照）

1980年代後半からの日米科学技術摩擦問題（特にシンメトリカルアクセス問題）を巡って、不均衡となっている研究者の受け入れの均衡・拡大と特に外国人研究者の生活支援が大きな政策課題となっていた。

平成4年の第2期科学技術政策大綱以後、次の科学技術政策基本計画においてもこれらは大きな政策課題となって続いている。しかしながら第5期基本計画は、国際的な研究ネットワーク構築強化が重視されているにもかかわらず、従前の基本計画に比較し、外国人研究者受け入れ支援の取り扱いが重点的でなく、具体性も少なくなってきたことは危惧されることである。

国の科学技術政策を受けて、JISTECにおいては特に国研を中心とした外国人研究者の生活支援を行ってきたが、事業見直しを経て国の負担するこれら業務は縮小してきている。

#### （2）外国人研究者受け入れ数の推移（第1部第2章参照）

我が国における国際交流については、日米科学技術摩擦のピーク時には出超（我が国からの外国への研究派遣者／我が国の外国人研究受け入れ者）となっていた。特に欧米先進国との関係において顕著であったが、ヨーロッパにおいては平成12年（2000年）、アメリカにおいては平成19年（2007年）に逆転して以来入超となってきており、科学技術摩擦問題（特にシンメトリカルアクセス問題）は解決したかに見える。特に平成12年以降はアジアを中心とした研究者の受け入れは順調に増加していった。

しかし、平成22年の東日本大震災を契機に外国人研究者が減少し、現在に至っても震災前の水準を回復するに至っていない。特に、アジアを中心とした研究者は大学・研究機関に所属し、それら機関の研究活動（論文生産）に貢献していたとされており、外国人研

究者の減少は我が国の科学技術活動にとって決して好ましいものではない。

(一方、日本から海外への派遣研究者数は、短期派遣研究者数は、調査開始以降、増加傾向が見られるが、中・長期派遣研究者数は、遞減・横ばい傾向である。

このように、我が国の科学技術の国際交流は、中・長期でみると全体として委縮している。)

### (3) 外国人研究者受け入れ体制（第1部第3章参照）

科学技術・学術政策研究所において「科学技術の状況に係る総合的意識調査」（いわゆる定点調査）が毎年行われ 2006 年から 2015 年までの意識調査が行われているが、この中に「外国人研究者受け入れ支援体制」の設問が設けられている。10 年間にわたるこの調査の結果、日本の科学力は多くの項目において着実に向上しているものの、「外国人研究者受け入れ支援体制」については常時劣悪として示され、学部等によっては指数値 2.5 未満（著しく不十分。暴風雨状態）と示されているものもある。

### (4) 外国人研究者受け入れ支援体制の実体（第1部第4章、第2部参照）

科学技術・学術政策研究所の定点調査が限られた項目であり、生活支援の内実が不明であるところから、文部科学省「国際共同研究推進のための 研究者受入促進・ネットワーク強化に係る調査研究」（平成 23 年度 JISTEC 委託業務成果報告。以下「23 年度調査」と呼ぶ）の一部として「外国人研究者受入についての調査」報告を取りまとめた。これは外国人研究者を受け入れている全国の大学・研究機関に対する調査であり、生活支援に関する我が国で初めての詳細アンケート調査及びインタビュー調査を行ったものであり、生活支援に関する多くの問題点が明らかとなった。

その後、東日本大震災後の対応を踏まえ、5 年を経過した平成 28 年度において、新技術振興渡辺記念会平成 28 年度上期助成研究「外国人研究者受入調査及び遠隔生活コールセンター支援実証調査」として、JISTEC では同様のアンケート調査を実施したものである（以下「28 年度調査」と呼ぶ）。これは 5 年ごとの定点調査として、前回文部科学省委託調査と設問を合致させて行っている。

この定点調査の比較によっても、外国人研究者受け入れ支援状況は大きな変化はなく、外国人研究者にとって問題は多く残っていることが示されている。

### (5) 新たな外国人研究者遠隔支援コールセンター構想（第1部第5章、第3部参照）

以上から明らかなように、国の科学技術政策から外国人研究者受け入れ支援が弱体化する中で、我が国研究組織における外国人研究者の重要性は変わらず、にもかかわらず十分な外国人研究者受け入れ支援体制がない中では、大学・研究機関が自助努力で外国人研究者受け入れ支援体制を構築するかが問題となる。しかしながら、大学・研究機関においては新たな資金を確保して体制を整備することは容易ではない。

そこで、JISTEC では従来から、安価で効率的な外国人研究者受け入れ支援業務を研究開発し、一部で実証的な調査を実施してきたところである。今回は、「遠隔生活コールセンター支援」として全国版のモデルを提案し、試行実施してみたものである。

その結果として、全国型における常駐の限界にかんがみ新たな支援システムについて検討した。この結果、大学研究機関の内部組織の分析を踏まえつつ、新たに①保険的措置、②コンサルタント業務化、③アウトリーの階層化を進めることを提言している。

\* \* \*

今回の調査を実施するにあたりいくつかの派生的な課題に直面した。後半の部ではこれらの問題を指摘しておいた（第3部第3章、第4部参照）。

第一は、外国人研究者と同質の公益性の高い受け入れ支援サービスが、社会的に存在しているところである。今回は、メディカルツアーオンにおける患者の生活支援、英語教育強化事業の外国語指導助手（ALT）等を対象に考察したが、生活支援サービスのアウトソースを効果的効率的に進めるためには、これら関連業務との整合を図ることが必要である。今後ますます進むであろう我が国の国際化には、本業務やその体制は一つのモデルとなることが考えられる。

第二は、外国人研究者を受け入れるのが、多くは大学や公的な研究機関であるために、公的な組織としての外国人受け入れ支援体制が日本人と差別したサービスを実施することが難しく（例えば、大学や研究機関の福利厚生基準では、外国人研究者の家族に対する特別なサービスをすることは問題が多い）、アウトリーに頼ることがトラブルを解消するためには便宜となることである。このようなアウトリーのメリットを普及することも必要である。

第三は、東日本大震災以後も全国で震災が発生しており、被災地での情報を共有し、震災対応に備えることは有意義である。特に全国的な生活支援体制は、現地での対応に加えて有益な支援が考えられることである（被災者の安否確認や必要情報の提供等）。

## 2. 調査研究の根拠

上記のような調査研究を進めるにあたっては、JISTECにおける様々な調査研究の実施があるところであり、本調査研究に当たってはこれら資料を適宜引用して検討を進めた。

また調査研究の背景には、実施機関としてJISTECが外国人研究者受け入れ業務を行ってきており（フェローシップの受け入れ、宿舎管理、契約に基づく生活支援業務等）、これらについては第1部第4章第2節で紹介したが、これらの業務に関連したデータも活用しているところである。

（1）外国人研究者受入調査を主目的とした調査としては、文部科学省からの委託により次のような調査が行われた。

①「研究環境国際化の手法開発」（15年度、16年度）

国内の研究機関・海外の大学等研究機関を対象としたアンケート調査、文部科学省プログラム（サマープログラム、中国政府派遣研究員）経験者を対象とした調査、キャリアアッププログラム職員海外派遣、国内海外有識者ヒアリング、国内・海外研究機関視察、成果報告会等を実施した。

②「外国人研究者とのネットワーク構築に係る調査研究」（17年度、18年度）

中国政府派遣研究員の受け入れ、オリエンテーション、アンケート調査、名簿の作成、中国委員会との協議、ガイドブックの作製、受け入れている大学の視察調査、来日した同研究員の状況調査等を実施した。

③「アジアにおける国際活動の戦略的推進のための外国人研究者受入れ促進手法開発」(19年度～21年度)

中国政府派遣研究員の受け入れ、アンケート調査、受け入れている大学の視察調査、オリエンテーションと相談、日中対話、帰国後のフォローアップ、帰国後の活動に資する体験の実施（研究所・企業訪問）、調査（国内・海外・北京・民間企業調査）等を実施した。

④「国際共同研究推進のための研究者受入促進・ネットワーク強化に係る調査研究」(22年度～23年度)

上記③に準じた調査を行うとともに、加えて「外国人研究者受入についての調査」で優秀な外国人研究者を我が国へ呼び込むための施策の検討に向けた現状把握のため、全国の研究機関にアンケートやヒアリング調査を実施した。また委員会を組織し受入方策等について議論、検討を行った。

(2) 上記(1)の総合的な調査と並行して、個別の大学の国際戦略を強化するため、文部科学省からの委託により「研究環境国際化の手法開発(大学国際戦略本部強化事業)」(文部科学省委託・17年度～21年度JSPS・JISTEC共同受託)が実施され、その際、大学国際戦略本部強化事業対象20大学等を含めた234機関に「大学等における全学的な国際化推進に関する調査」を実施した。その際、東京大学、一橋大学、会津大学、早稲田大学、自然科学研究機構の5機関より「外国人研究者等の受け入れの改善」について報告が行われている。

(3) 筑波研究学園都市における外国人研究者用宿舎の整備・利用状況、ニーズ等を調査するとともに、研究機関で外国人研究者受入時の課題等を分析・検討する目的で、「筑波研究学園都市外国人研究者住宅調査」(文部科学省委託・22年度JISTEC受託)が実施された。具体的には、筑波研究学園都市に所在する研究機関アンケート・インタビュー、それら研究機関に所属する研究者へのアンケート・インタビューを実施し、宿舎の整備状況、宿舎に対する要望、外国人研究者招へい計画の調査を行った(調査中に3・11東日本大震災が発生し、震災関連の被災の状況の調査も行った)。

(4) 東日本大震災を踏まえ、震災／情報弱者となり易い外国人研究者への緊急時支援について研究機関等に既存するマニュアルの内容を調査し、有用なマニュアルのモデルを検討するとともに、被災地での情報伝達の実例を調査し、るべき情報経路を検討するため、JISTECにおいて「外国人研究者のための震災支援マニュアルおよび情報伝達に関するモデル開発」(渡辺記念会助成・23～24年度)」を開始した。具体的には、①震災支援マニュアルの調査・検討、②震災時の情報伝達に関する実例調査、③マニュアルと適切な情報提供の複合的検討を行うこととしており、調査結果の一部は今回調査に活用した。

(5) 外国人研究者支援業務を実施するに当たっては、特に医療関係の支援業務に伴う支

援業務に伴う不適切な指示や誤翻訳、住宅関係におけるトラブルは、重大な問題となることが予想され、このため、従来体系的に検討されてこなかった外国人研究者の生活支援に関するする法的問題（特に労働法、医療法、個人情報保護法等）について調査するため J I S T E Cにおいて「外国人研究者の生活支援及び住宅支援における法的問題の調査研究」（渡辺記念会助成・23年度）を実施した。

（6）地域に散在する外国人研究者の生活支援に資するため、遠隔型の生活支援（インターネットや電話などによる外国語による支援）の方式を開発することとし、「外国人研究者の遠隔型生活支援のためのホームページの開発について」（新技術振興渡辺記念会助成25～26年度事業報告書）を実施した。

## 第1部 外国人研究者生活支援政策の在り方

### 第1章 外国人研究者受け入れに関する政策（基本計画）

#### 【政策の現状】

我が国の科学技術の基本的方針は、平成8年以来、科学技術基本法に基づき、総合科学技術会議の議を経て、5年ごとに「科学技術基本計画」として策定されている。近年は科学技術の国際化、そのための優れた外国人研究者受入れ、そしてそのための研究のみに限らぬ生活環境の支援が重視されている。

特に、平成28年1月22日に閣議決定された第5期科学技術基本計画（28～32年度）においては、「第4章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化」「（1）人材力の強化」「人材の多様性確保と流動化の促進」「ii）国際的な研究ネットワーク構築の強化」の中において、「我が国として、国際的な研究ネットワークを構築し、その強化を図っていくことは喫緊の課題である。こうした中、我が国の研究者等の内向き志向を打破し、海外での活躍を積極的に促すことは、世界の知を取り込み、我が国の国際競争力の維持・強化に資するのみならず、国際的な研究ネットワークにおいて確たる地位や信望を獲得するために不可欠である。同時に、優れた外国人研究者を受け入れ、活躍を促進していくことは、国際的な研究ネットワークを一層強化するとともに、多様な視点や発想に基づく知識や価値を創出する観点から重要である。このため、海外に出て世界レベルで研究活動を展開する研究者等に対する支援を強化する。」と理念を述べ、具体的には、①「国は、大学及び公的研究機関等における、高いポテンシャルを有する海外研究機関との組織間ネットワーク構築、国際共同プロジェクトへの参画、国際機関及び海外の大学等の研究機関への研究者派遣、グローバルヤングアカデミーへの参画等を促進するとともに、海外派遣研究者及び在日経験を有する外国人研究者等のネットワーク構築等を推進する。」こと、また②「世界レベルで研究活動を展開する研究者が、帰国後に自立的環境の下で研究を行えるようにすることも重要であり、大学及び公的研究機関等においては、海外派遣中の研究者等が応募しやすい公募・採用プロセスの工夫や海外経験を積極的に評価する評価方式の導入等の取組が求められる。」としている。

特に、③外国人研究者の受け入れに関しては次のように述べている。

「優秀な外国人研究者や留学生の受け入れ及び定着に向けた取組を強化する。国は、世界レベルの研究者獲得のための待遇の改善・充実を図るとともに、外国人ポストドクター等の優れた若手研究者や留学生の受け入れを促進するための奨学金制度等の支援の充実、新興国・途上国等との科学技術・教育分野における連携・交流の強化等を図る。さらに、こうした優秀な外国人の受け入れ及び定着を促進するため、同伴する子供の教育、配偶者就業対策等の生活環境の整備、大学及び公的研究機関における英語による研究支援等の研究の環境の整備、高度人材ポイント制の活用促進等の取組を推進する。」

#### 【外国人研究者生活支援政策の推移】

我が国の総合的科学技術政策における外国人研究者生活支援施策は、昭和60年代の日米科学技術摩擦を発端としている。

そのピークに達した昭和63年には、日米政府間交渉としての新日米科学技術協定のための交渉が行われるとともに、科学技術会議には政策委員会に国際問題懇談会（岡本道雄委員長）が設けられ、昭和63年9月1日中間報告「当面の科学技術を巡る国際問題に関する取りまとめ」が取りまとめられた。これに先立ち、中間報告の基本に沿って、63年6月30日、竹下総理とレーガン大統領による「新日米科学技術協定」が締結された。協定及び懇談会中間報告に基づき昭和64年度予算の編成が行われた（主な内容は、ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム（H F S P）の実施、科学技術国際交流推進体制（S T A フェローシップの開始）の整備であった）。

総合的科学技術政策に関する決定としては、国際問題懇談会の中間報告直後、第2期科学技術政策大綱が制定され、この決定以降、外国人研究者の受け入れと外国人研究者生活支援施策が記述されるようになった。第2期科学技術政策大綱以後の推移は、参考図のとおりである。

しかしながら、これらの推移と第5期科学技術基本計画を比較して分かるように、第4期科学技術基本計画（第4期の計画期間は東日本大震災により大量の外国人研究者が帰国した時期であり、大きな問題となっていた）までの詳細な政策記述が第5期にあっては希薄になっていることは危惧される。

#### 【第2期科学技術政策大綱以後の推移】

| 計画名         | 制定時期       | 政策の体系（目次）                      | 外国人研究者生活支援政策の記述内容  |
|-------------|------------|--------------------------------|--|
| 第2期科学技術政策大綱 | 平成4年4月閣議決定 | 「2 重点施策の推進」「(6) 国際的な科学技術活動の強化」 | <p>(6) 国際的な科学技術活動の強化<br/>わが国の国際的な立場を踏まえ,国内において,基礎研究の強化,研究開発基盤の整備等を進めながら,国際的な科学技術活動を強化する。</p> <p>ア 国際共同研究開発を積極的に推進する。特に,我が国独自の発想を取り入れた国際共同研究開発を提案し,主導する。また,国際共同研究開発を促進するため,環境整備を行う。</p> <p>イ メガサイエンス(大規模な施設・設備,広範な研究者及び技術者の取組等が必要であるため,国際的な協力によることが不可欠な研究開発プロジェクトをいう。)について,我が国として主体性を持って取り組むことが必要であり,個々のプロジェクトごとに,他の研究開発を圧迫することのないよう配慮しつつ,国内外の研究者及び技術者の間での議論,国内の研究実績等を踏まえ,取組み方を検討する。また,メガサイエンスについての国際的な共通認識の形成に努める。</p> <p>ウ 開発途上国の自助努力に対し,人造りを中心</p> |

|                            |            |  |   |
|----------------------------|------------|--|---|
|                            |            |  | <p>心に,相手国の国情に応じたきめ細かな協力を行うことを基本的な考え方として,科学技術協力を質的・量的に拡充する。</p> <p>(ア) 開発途上国との対話の機会の拡充等により,開発途上国の要請等の把握に努めるとともに,開発途上国及び我が国の科学技術に関する案内情報を備えた窓口機能を強化する。</p> <p>(イ) 研修員の受け入れ,専門家の派遣等の政府開発援助の技術協力の拡大を図るとともに,資金協力との緊密な連携を確保し,協力の効果的な実施に努める。</p> <p>(ウ) 研究開発力の向上を目指し,また,多くの科学技術上の課題を抱えるアジア太平洋地域等の国・地域に対し,研究者の交流の拡大等を行い,人材の育成に対する協力を強化するとともに,研究協力を組織的かつ継続的に展開し,その強化に努める。</p> <p>(エ) 研究協力と技術協力及び資金協力との緊密な連携を確保し,協力の効果的な実施に努める。</p> <p>エ 旧ソ連地域等の市場経済への円滑な移行を支援するため,必要に応じ技術的支援を行うとともに,研究協力を強化する。</p> <p>オ <u>国際的に開かれた研究体制を整備するため,国内外における日本語研修の実施,フェローシップの拡充等を行い,外国人研究者の登用・受入れを促進するとともに,我が国における活動の円滑化を図る。</u>また,研究者等の科学技術関係者の海外への派遣の機会を拡充する。</p> <p>カ 科学技術情報の国際的な流通を拡大する。</p> <p>キ 科学技術の成果の国際的な流通及び移転を促進するため,知的所有権の保護のレベルの共通化,科学技術に係る諸分野での標準化等に努める。</p> |
| 第1期科学技術基本計画<br>(平成8年～12年度) | 平成8年7月閣議決定 | 「第2章 総合的かつ計画的な施策の展開」「VI. 国際的な交流等の促進」「(3)国際的な科学技術活動の強 | <p>(3) 国際的な科学技術活動の強化のための研究者の流動化が今後進展していく状況にもかんがみ環境の整備</p> <p>国際的な科学技術活動を強化するため、まず、我が国の大学、国立試験研究機関等の研究開発能力と人材養成能力を高め、国際的研究開</p>  |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>化のための環境の整備」</p> <p>発拠点を形成・整備するとともに、筑波研究学園都市等の育成を図りつつ、世界の情報・研究交流の核としていく。<u>併せて、我が国の研究体制を国際的に開かれたものとし、外国人研究者の登用・受入れを促進する。</u>国立試験研究機関全体として見れば1研究室当たり1人の外国人研究者の受入れを行うことを目指す。また、フェローシップ等各種受入れ制度の拡充を図ることとし、平成12年度までに日本学術振興会外国人特別研究員制度を現状の420人規模から1050人規模に拡充するとともに、STAフェローシップを現状の340人から1000人規模に拡充する等により受入れの拡大を図る。<u>さらに、外国人研究者の受入れのため、日本語研修の充実、外国人宿舎の整備、家族に対する教育・文化活動の機会の提供等の生活支援を図ることとし、できるだけ早期に、外国人研究者の長期受入れ制度の拡充に伴い増大する、国立試験研究機関に受け入れる外国人研究者に新たに必要となる外国人宿舎の計画的整備を図る。</u>また、<u>国立大学等においては、増大する長期滞在外国人研究者の研究に支障が生じないよう、できるだけ早期に宿泊施設の計画的整備を図る。</u></p> <p>また、我が国の研究者の海外への派遣の機会を拡充する。このため、国立試験研究機関等においては、研究者の長期派遣の機会の拡充や、国際研究集会への出席等の機会を平均1人年1回程度とすることが望まれていることを踏まえて、経費の効率的、効果的な使用に十分配慮しつつ、引き続き機会の拡充に努める。</p> <p>さらに、大学における学術研究には諸外国との交流が不可欠であり、現在、大学等在外研究員事業、国際研究集会研究員派遣、科学研究費補助金（国際学術研究）、日本学術振興会事業等により約1万人の大学等の研究者が海外における研究活動に従事しているところであるが、引き続きこれらの事業の拡充を図るとともに平成8年度から本格的に導入された特殊法人等を活用した新たな基礎研究推進制度等に</p> |
|--|--|---|

|                            |             |  |   |
|----------------------------|-------------|--|---|
|                            |             |  | <p>おける海外への派遣の機会の充実を図る。</p> <p>また、学術情報の国際交流を図るために、国立大学等が世界の第一級の研究者を招き実施する国際シンポジウムの開催を積極的に支援する。</p>   |
| 第2期科学技術基本計画<br>(平成13~17年度) | 平成13年3月閣議決定 | 「第2章 重要政策」「III. 科学技術活動の国際化の推進」「3. 国内の研究環境の国際化」 | <p>3. 国内の研究環境の国際化</p> <p>我が国の研究環境を国際化するためには、国際的な舞台での経験のある優れた外国人研究者をはじめとする人材が数多く日本の研究社会に集まり、同等に競争し、活躍できるようにする必要がある。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的研究機関においては、フェローシップ等により日本で研究開発に従事し、成果を上げた若手の外国人研究者を評価して、能力に見合う待遇をするなど、優れた外国人研究者が我が国において研究を継続できるようにする。</li> <li>・<u>公的研究機関においては、外国人研究者が定着するよう、待遇の改善、英語の使用、国際社会との交流の自由度の確保、滞在に係る支援等受入れ体制・環境の整備充実を図る。</u></li> <li>・競争的資金については、日本で研究する外国人研究者も応募できるよう英語による申請を認めるとともに、英語による成果の発信を推進する。</li> </ul> <p>特に、新設される公的な研究拠点については、最初からこのような国際的環境を具備するよう国として指導する。また、筑波研究学園都市及び関西文化学術研究都市についても、内外に開かれた国際研究開発拠点として育成・整備する。</p> <p>一方、日本人研究者も若い時期から、国際的な研究環境での経験を積めるように、海外の優れた研究機関で活躍できる機会を拡大するとともに、海外の一流の研究者と切磋琢磨できる交流の機会を拡大する。また、日本人研究者は国際的なネットワークを拡大するよう努める。</p> |
| 第3期科学技術基                   | 平成18年3月閣    | 「第3章 科学技術システム改革」                               | ⑥ 外国人研究者の活躍促進 科学技術活動においては、世界一流の研究者をはじめとする優  |

|                            |                              |  |  |
|----------------------------|------------------------------|--|--|
| 本計画<br>(平成18～22年度)         | 議決定                          | <p>「1. 人材の育成、確保、活躍の促進」<br/>       「(1)個々の人材が活きる環境の形成」<br/>       「⑥ 外国人研究者の活躍促進」</p> | <p>秀な人材が、国籍を問わず数多く日本の研究社会に集まり、活躍できるようにする必要がある。<u>大学や公的研究機関において、優れた外国人研究者の招へい・登用を促進するため、国は、研究環境のみならず住宅確保、子弟教育等の生活環境にも配慮した組織的な受入体制の構築を支援する。</u>また、世界的研究教育拠点を目指す大学や公的研究機関は、外国人研究者の活躍促進を図るための行動計画を策定することが期待され、国は、その取組状況を把握し、公表する。さらに、<u>外国人研究者の受け入れの円滑化を図るため、出入国管理制度や査証発給のあり方に係る必要な見直しや運用改善等を一層推進する。</u>外国人研究者の住宅確保等については、<u>大学や公的研究機関と地方公共団体等との連携により外国人研究者の身元保証を行うこと</u>等の充実が期待される。一方、優れた外国人留学生の我が国への定着に資するため、我が国で博士号を取得した留学生が外国人ポストドクター招へい制度に円滑に応募できるよう運用改善を行う。なお、大学や公的研究機関は、研究者の採用の際、英語での告知を徹底し英語での応募を認めるなど、外国人研究者が応募しやすい環境を整備することが期待される。</p> |
| 第4期科学技術基本計画<br>(平成23～27年度) | 平成23年8月閣議決定<br>(東日本大震災のため延期) | <p>「IV. 基礎研究及び人材育成の強化」<br/>       「2. 基礎研究の抜本的強化 (2) 世界トップレベルの基礎研究の強化」</p>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>国は、世界第一線の研究者の集積、迅速な意思決定、独自の人事及び給与体系、<u>全ての職務における英語使用</u>、卓越した融合研究領域の開拓によって、優れた研究環境と高い研究水準を維持する世界トップレベルの拠点の形成を促進する。</li> <li>国は、国際的な頭脳循環 (ブレインサーチュレーション) における中核的拠点として、最先端の大型研究開発基盤を有する研究拠点の形成を進める。</li> <li>国は、大学や公的研究機関において、海外の優れた研究者や学生の受け入れを促進するため、フェローシップ (研究奨励金) や奨学金等の支援体制の充実、再任可能な3年以上の契約、<u>出入国管理制度上の措置の検討、家族の生活環境を含む周辺自治体や地域の国際化に向けた取り組み</u>等の充実化を図る。</li> </ul>  |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p>けた環境整備の支援を行う。また、「留学生30万人計画」に基づき、優秀な留学生の戦略的な獲得に向けた総合的取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国は、東日本大震災を受けて、海外からの研究者等の離日や来日延期が相次ぎ、我が国の研究機関における研究開発活動に支障が生じるなどの影響が懸念されていることを踏まえ、海外からの優秀な研究者等の招へいを促進するため、海外の研究機関等に対する安全情報の発信強化、国内の研究機関等における給与等の処遇改善、研究者等への対応に係る体制整備、研究環境の整備、充実等を促進する。</u></li> <li>・ 国は、大学及び公的研究機関が、海外の優れた研究者の登用を促進するため、研究環境の整備や給与等の処遇面の改善、<u>専門性の高い職員の配置等の体制の強化</u>を進めるとともに、大学等の特性に応じ、海外からの研究者の比率を10%とするなど、多様な取組を進めることを奨励する。国は、これらの取組を支援する。</li> </ul> |
|--|--|--|

## 第2章 外国人研究者受け入れ数の推移（国際研究交流の現況）

国公私立大学・独立行政法人等と諸外国との年間の研究交流状況等を把握し、国際交流推進施策に関する基礎資料とする目的として文部科学省が実施している国際研究交流の概況（平成26年度）の調査結果によれば、外国人研究者受け入れ状況は次のような状況にある。

### （1）国際研究交流の総数推移

海外からの受け入れ研究者数は、総数として横ばい傾向であるが、短期と中・長期で対照的である。短期受け入れ研究者数は、平成21年度まで増加傾向であったところ、東日本大震災等の影響により平成23年度にかけて減少したが、その後、回復傾向が見られる。中・長期受け入れ研究者数は、平成12年度以降、概ね横ばい傾向である。

一方、日本から海外への派遣研究者数は、短期派遣研究者数は、調査開始以降、増加傾向が見られるが、中・長期派遣研究者数は、平成12年度以降遞減傾向にあり、平成20年度からは概ね横ばい傾向である。

### （2）受け入れ研究者数期間別推移

- ・ 短期受け入れ研究者数は、平成23年度以降増加している。

- ・長期受入れ研究者数は平成12年度以降ほぼ横ばいで推移している。

受入れ研究者総数 (平成21年度) 41,251人  
 (平成22年度) 37,453人  
 (平成23年度) 33,615人  
 (平成24年度) 37,066人 (うち長期受入れ研究者数 15,194人)  
 (平成25年度) 35,649人 (うち長期受入れ研究者数 10,930人)  
 (平成26年度) 37,351人 (うち長期受入れ研究者数 12,763人)

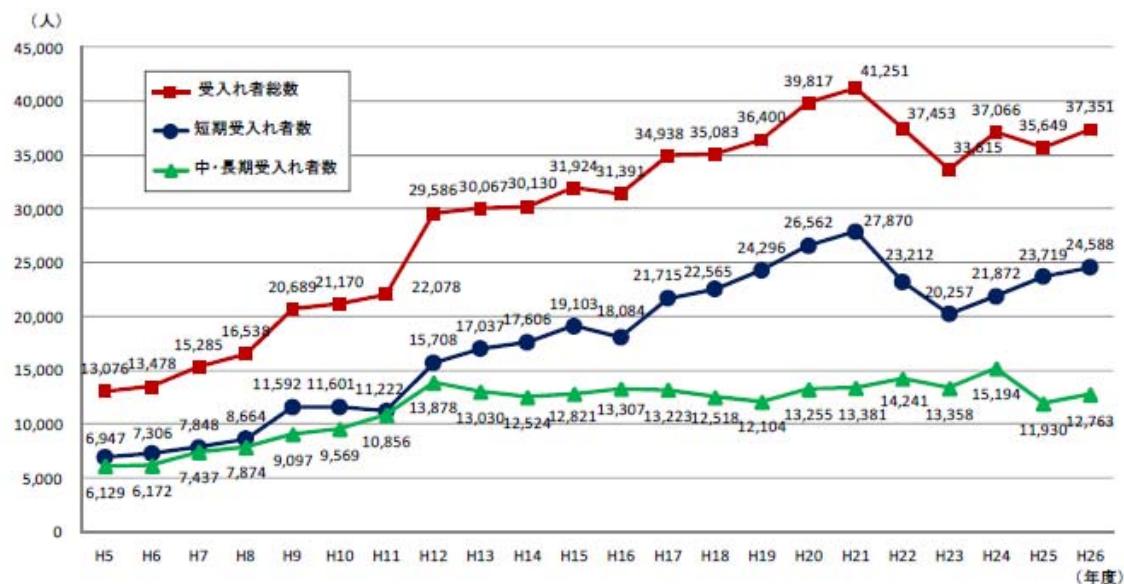
- ※ 受入れ研究者数については、平成 21 年度以前の調査ではポスドク・特別研究員等を対象に含めるかどうか明確ではなかったが、平成 22 年度調査から対象に含めている。  
 ※ 平成 25 年度調査から、受入れ外国人研究者の定義を変更（同じ年度内に同一研究者を複数機関で受け入れた場合の重複を排除）している。

### (3) 受け入れ研究者数エリア別推移

受け入れ研究者数の大半を占めるアジアからの受入れ研究者数については、東日本大震災までは短期は顕著に増加、中長期は横ばいであった。しかしながら東日本大震災により、短期は 70%（平成 21 年度—23 年度比）、中長期は 73%（平成 24 年度—25 年度比）にまで落ち込み、その後漸次増加しているが、回復するにまで至っていない。

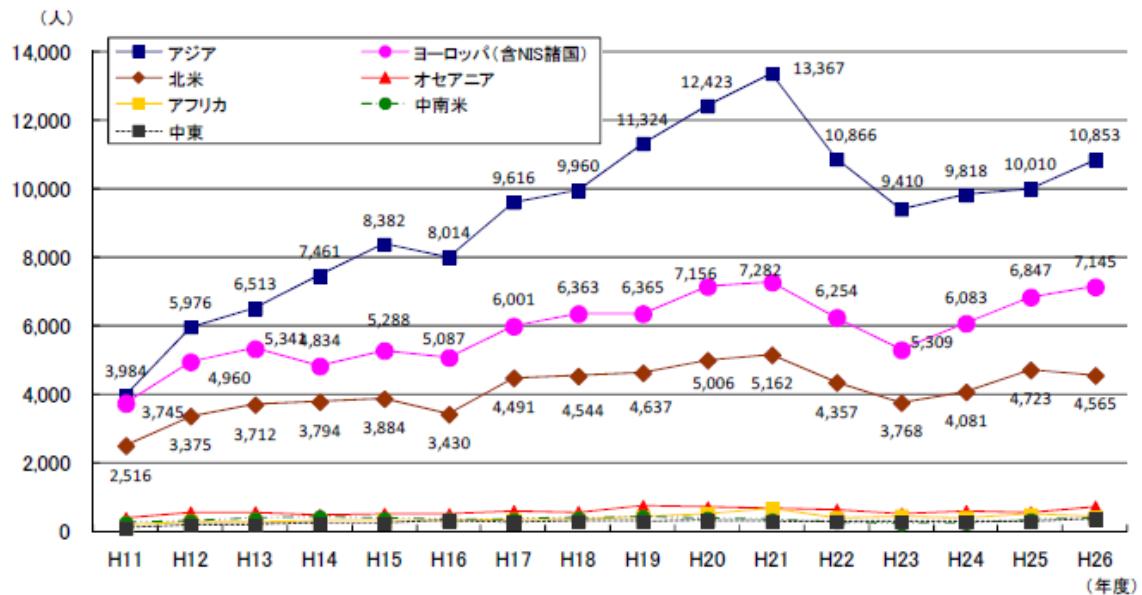
アジア以外の地域については、東日本大震災の影響はあったものの、ほぼ従前の水準に復帰している。

【図 1】海外からの受け入れ研究者数（総数／短期／中・長期）の推移

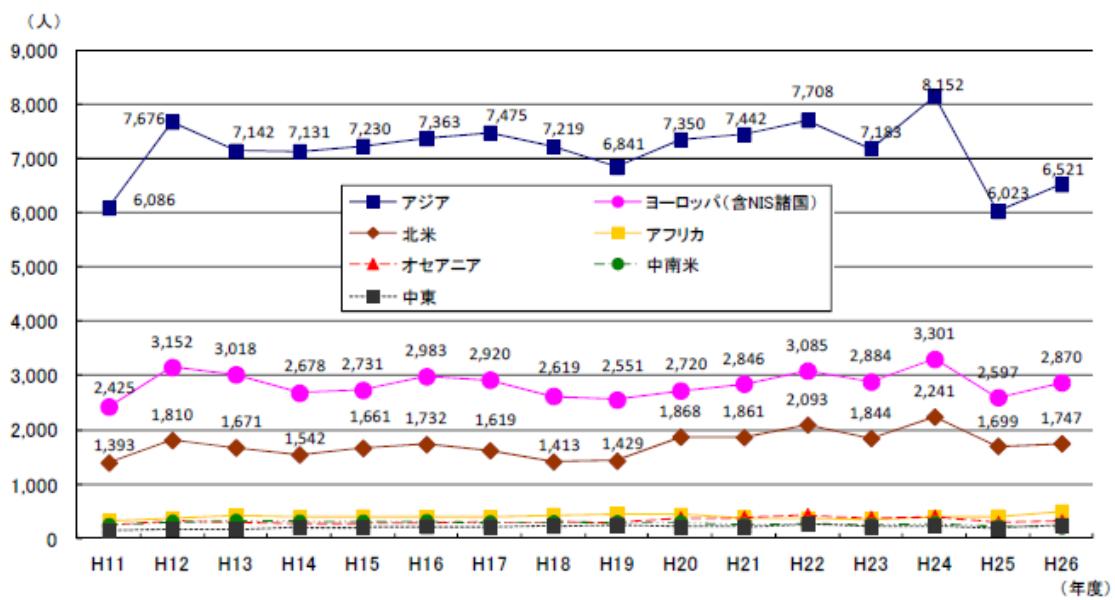


- ※ 受入れ研究者数については、平成 21 年度以前の調査ではポスドク・特別研究員等を対象に含めるかどうか明確ではなかったが、平成 22 年度調査から対象に含めている。  
 ※ 平成 25 年度調査から、受入れ外国人研究者の定義を変更（同じ年度内に同一研究者を複数機関で受け入れた場合の重複を排除）している。

【図2】地域別受け入れ研究者数の推移（短期）



【図3】地域別受け入れ研究者数の推移（中・長期）



※ 受入れ研究者数については、平成21年度以前の調査では対象に含めるかどうか明確ではなかったが、平成22年度調査からボスドク・特別研究員等を対象に含めている。  
※ 派遣先エリアが不明なものがあり、地域別の合計値は他の合計値とは一致しない。  
※ 平成25年度調査から、受入れ外国人研究者の定義を変更（同じ年度内に同一研究者を複数機関で受け入れた場合の重複を排除）している。

### 第3章 外国人研究者受け入れ体制（N I S T E P調査）

#### （1）第1期定点調査

科学技術政策研究所の「科学技術の状況に係る総合的意識調査（定点調査2010）」（NISTEP REPORT No. 146／2011年5月）では、外国人研究者に関する調査を行い次のような指摘を行っている。

○大学における海外の優秀な研究者の獲得状況については 2006 年度～2008 年度調査にかけて指数が上昇し 1% 水準で有意差を持つに至った。しかし、その後指数が低下に転じ、2010 年度調査では 2006 年度調査と統計的に有意な差は見られない。公的研究機関における獲得状況については、まだ不充分との認識が継続している。2006 年度調査と有意差を持つには至っていないが、2010 年度調査では指数が低下している。

○海外の優秀な研究者の受け入れ体制、海外の優秀な研究者数とも、不充分との評価が第3期科学技術基本計画期間中継続している状況である。

国公立大学、試験研究機関等における長期（30 日を越える滞在）受入研究者数のエリア別推移は、全てのエリアとも、受入研究者数は 2000 年（平成 12 年度）からほぼ横ばいであることが分かる。

○大学や公的研究機関が優秀な外国人を受け入れる際に障害となる事項として、言語の問題が最も多く指摘されている。他にも、生活にかかわること（給与や待遇、子供の教育、住宅の確保、配偶者の就労など）、教育研究や組織運営にかかわること（ポジションの安定した確保、研究の立ち上げ支援など）、事務手続きにかかわること（英語による事務処理、受入れ教員への負担など）が指摘されている。

| 問   | 問内容  | 不充分 | 指數       |          |          |          |          |   |   |   |   |   | 評価を変更した回答者分布<br>(2006と2010の比較) |          |          |    |                  |                  |
|-----|--|-----|----------|----------|----------|----------|----------|---|---|---|---|---|--------------------------------|----------|----------|----|------------------|------------------|
|     |  |     | 0        | 1        | 2        | 3        | 4        | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 指數<br>変化                       | -<br>(A) | 0<br>(B) | +  | (A+C)<br>(A+B+C) | (C-A)<br>(A+B+C) |
| 問23 | * ① 大学や公的研究機関では、海外の優秀な外国籍研究者を獲得するための受け入れ体制は充分に整っていると思いますか。（大学）     | 不充分 | 2.2(214) | 2.2(185) | 2.5(198) | 2.4(190) | 2.4(190) |   |   |   |   |   | 0.21                           | 17       | 102      | 25 | 0.29             | 0.06             |
| 問23 | * ② 大学や公的研究機関では、海外の優秀な外国籍研究者を獲得するための受け入れ体制は充分に整っていると思いますか。（公的研究機関） | 不充分 | 3.1(107) | 3.4(102) | 3.5(101) | 3.4(99)  | 3.4(113) |   |   |   |   |   | 0.29                           | 16       | 47       | 18 | 0.42             | 0.02             |
| 問24 | ① 大学や公的研究機関における、海外から獲得した優秀な外国籍研究者の数は充分だと思いますか。（大学）                 | 不充分 | 1.9(213) | 2.0(177) | 2.2(194) | 2.1(188) | 2.2(188) |   |   |   |   |   | 0.23                           | 17       | 107      | 19 | 0.25             | 0.01             |
| 問24 | ② 大学や公的研究機関における、海外から獲得した優秀な外国籍研究者の数は充分だと思いますか。（公的研究機関）             | 不充分 | 2.4(114) | 2.6(100) | 2.8(104) | 2.7(99)  | 2.8(102) |   |   |   |   |   | 0.46                           | 14       | 48       | 9  | 0.32             | -0.07            |

(注) 指数は 0(不充分)～10(充分)の値をとる。指数が 3 や 4 のレベルの質問については状況がまだまだであり、5 を超えるとそれほど問題ではない、6 から 7 程度であればかなり良い状況であると解釈する。

第 3 期科学技術基本計画中に継続して指数値が 2.5 以下であった質問は全 83 問中 6 問であり、その中に「外国人研究者」の問 23①、問 24①の 2 問がある。

## (2) 第 2 期定点調査

上記調査に引き続く、科学技術政策研究所の「科学技術の状況に係る総合的意識調査(定点調査 2015)」(NISTEP REPORT No. 166／2016 年 3 月)では、外国人研究者に関する調査を行い次のような指摘を行っている。

この調査では、2011 年～2015 年の調査結果をまとめており、(1) の調査に連続するものである。次のような指摘を受けている。

なお今回調査では、属性別(前回の大学・公的研究機関と同)の他に、大学グループ別(注 1)、大学部局分野別(理学・工学・農学・保健)に分けて分析している(注 2)。

○「外国人研究者を受け入れる体制」については、全ての属性において不充分との強い認識が示されている。NISTEP 定点調査 2011 時点と比べると、公的研究機関で指数が低下傾向である。他の属性については、大きな指数の変化はみられない。」

(注 1) 本調査では、日本の大学システムの状況を把握する際の視点として、研究活動の規模に注目し、日本における論文シェアをもとにした大学グループ別の分析を行った結果も示す。「日本と英国 やドイツについて大学ごとの論文数の分布を比べると、日本の場合、英国やドイツと比べて大学ごとの論文の分布に偏りをもっていることが示されている。したがって、大学システムの状況を把握する際に、研究活動の規模によって、研究人材や研究環境などの状況に違いがあるかを把握することは分析の視点として重要である」としている。

### 〈大学グループ〉

|       |                      |                   |
|-------|----------------------|-------------------|
| 第 1 G | 日本における論文シェア 5%以上     | 大学数 4             |
| 第 2 G | 日本における論文シェア 1～5%     | 大学数 13            |
| 第 3 G | 日本における論文シェア 0.5～1%   | 大学数 27 から 13 を抽出  |
| 第 4 G | 日本における論文シェア 0.05～0.5 | 大学数 135 から 50 を抽出 |

(注 2) 質問への回答方法は、6 段階(不充分←→充分など)から最もふさわしいと思われるものを選択する方法(6 点尺度質問)がとられている。

## 【外国人研究者数】

Q1-13: 多様な研究者の確保という観点から、外国人研究者の数は充分だと思いますか。



### 充分度を上げた理由の例

- 所属部局で外国人の特任助教が全体の10%近くに達した
- 外国人研究者・教員枠が設定され、実際に採用されている
- グローバル30や後継プログラムで外国人教員数が増加
- 文部科学省の諸政策(スーパーグローバル大学等事業、研究大学強化促進事業)で環境整備は進みつつある
- 大学院生に外国人が増えている

### 充分度を下げた理由の例

- ここ数年で外国人研究者が複数人退職した
- 東日本大震災以降、人数の増加が見られない
- ある程度の業績を持った中堅クラスの外国人研究者の来訪数が減少

## 【外国人研究者受け入れ体制】

Q1-14: 外国人研究者を受け入れる体制(研究立ち上げへの支援、能力に応じた給与など)は充分に整っていると思いますか。



### 充分度を上げた理由の例

- 年俸制の導入、特別招へい教員制度の導入
- ジョイント・アポイントメント制度やインターナショナルスクール授業料等減免制度の導入、総長裁量による外国人教員等雇用促進費の措置
- スーパーグローバル大学等事業等による支援制度の拡充
- 外国人教員の採用枠の設定、英語教育の充実とセットでの採用増加
- グローバルイノベーション研究機構を設置し受け入れ体制を充実
- 未来先端研究機構が設置され、米国からの客員教授が就任
- 外国人研究者用の宿舎の整備

### 充分度を下げた理由の例

- 会議や事務的な書類が日本語しかないケースがまだまだ見られる
- 円安により国際的な比較で給与等の水準が低下
- 事務担当者の国際化対応の遅れ
- 外国人研究者を受け入れる教員・研究者への高い負荷
- 運営費交付金の削減、消費増税による受け入れ体制の低下

※NISTEPでは、2016年から第3期定点調査が開始され、その第1回目の報告「科学技術の状況に係る総合的意識調査（定点調査2016）」（NISTEP REPORT No.171／2017年5月）（2016年分）が行われているが、質問が整理され、外国人研究者数の項目は消えている。

（3）本調査ではこのような科学技術政策研究所の定性的な調査を踏まえ、定量的な実態を把握するとともに、障害となる事項について分析を行おうとするものである。ただし、外国人研究者の給与や待遇、ポジションの安定した確保、研究の立ち上げ支援などの雇用や研究に固有の事項については、調査の対象部局や調査手法も大幅に異なるところからこれらを除外し、もっぱら生活支援に関する事項に限定して調査した。

全大学・研究機関を対象としたこの種の網羅的な調査は今までほとんど行われてこなかったところから、上記第1項、第2項の課題解決のために必要な資料を提供することとなると考える。

## 第4章 外国人研究者受け入れ支援体制の実体

### 第1節 28年度調査による全国の実体

外国人研究者の受け入れの体制や支援については評価の基準が難しいが、ポジティブな回答数が50%以下の場合はその整備が不十分であり、自助努力だけでは十分ではなく、何らかの政策対応が必要であると考え、それらを問題として摘出した。

#### （1）組織体制

外国人研究者に対する支援環境として、一括相談窓口となるワンストップセンターの設置は19%、外国人研究者向けのハンドブック/マニュアルの整備は24%、研修の実施は12%、組織内の事務的資料の外国語翻訳は18%と、整備状況はいずれも低い。さらに、外国人研究者を支援する職員向けのハンドブック/マニュアル整備は13%、研修の実施は8%であり、支援側の環境では外国人研究者向けのそれよりもさらに低い状況にある。また、マニュアル/ハンドブックなどの整備で地震等緊急時に対応できるもの（マニュアルの中に含まれるもの又は独立したマニュアルがあるもの）も2%と極めて低かった。十分な支援を行える体制にあるとは言い難い状況が浮かびあがっている。

#### （2）個別支援内容

##### 1) 支援内容

予め想定した生活支援項目は、全大学・研究機関に適応して適切なものであったが、外国人研究者の増加や要請の高度化に伴い新しい支援項目が増えてきている。

生活支援の中で、ビザ手続きは64%と最も実施率が高く、多くの機関が考慮していることが分かった。

入居手続き、住環境の整備については行われているのが57%前後であり、一応基準は満足していると考える。

事故緊急時の対応、診療手配、銀行関係の手続き、日本語教育、子弟就学の支援、自動車関係の支援の支援は逆に50%以上が行われていないことから不十分であると考える。中でも、事故緊急時の対応（39%）、診療手配（39%）は外国人研究者や家族の安全に関する重要事項であり、50%以下であることは問題であると考える。

特に研究機関インタビューにおいて外国人研究者に対する十分な生活支援体制を取っている機関にあっても、事故緊急時の対応、診療手配については付添い・同行が忌避されている機関があった。この問題については後述する。

## 2) 生活支援実施体制

外国人研究者の生活支援については経緯的に研究に付随する業務としてもともと機関内のホスト研究者によりボランティア的に行われてきたが、外国人研究者の増加で機関の国際担当部局やワンストップセンターが設置された。現在その業務の分担については機関ごとにまちまちである。支援業務別に実施主体（主なる支援者）を見ると次のとおりである。

ビザ手続きと入居手続き、機関の担当部局の実施する割合が最も高い。

緊急時対応はホスト研究者の実施する割合が最も高い。

銀行関連、自動車関係の支援、子弟就学の支援、日本語教育は友人、ボランティアを含む研究者自らの実施する割合が最も高い。

住環境の整備と診療手配は、ほぼ同じ割合でホスト研究者あるいは友人、ボランティアを含む研究者自身が行っている。これについては実施体制としても問題が多いのではないかと考えられる。

ホスト研究者が研究以外の業務として外国人研究者の支援を行うことは負担が大きい。つくば地区はワンストップセンターの設置や個別の支援内容が充実しているが、23年度調査において、この地区におけるホスト研究者へのアンケートを行った際、ホスト研究者が行う生活支援のうち他から補助を受けたいサービスとして、病院紹介、病院への同行、役所・警察関連、銀行、就学・学校生活等が高い割合であげられていた。実情として、支援体制の改善は見られていない様子が伺える。

## 第2節 J I S T E Cを中心とした外国人研究者受け入れ支援体制

### 【外国人研究者受け入れ支援の契機】

#### （1）フェローシップ制度の運用

日米科学技術摩擦の解決のため締結された新日米科学技術協力協定（昭和63年締結）への対応として、外国人研究者の受け入れを促進すべく、早急に「フェローシップ制度」を創設することが政府の課題となった。このため、科学技術会議の決定により機動的に運用することのできる科学技術振興調整費により当面手当てが行われることとなった。

昭和63年度科学技術振興調整費運用方針において、フェローシップ制度が創設されることとなった。これは、若手外国人研究者を我が国の国立試験研究機関等へ受け入れるためのフェローシップ制度を創設するというものであり、昭和63年度予算として3億円（100人）が措置された。

しかしこれは臨時の対応であり、このような緊急対応の後、翌年度に向けて恒久的な対

応が検討される。

特に、科学技術会議本会議（昭和 63 年 10 月 4 日）の席上で竹下総理より各省庁の密接な連携を図るべきとの要請が行われ「科学技術面での国際協調の重要性については認識が一致した。本日の議論を今後十分政策に反映するよう関係閣僚に努力をお願いする。科学技術が経済社会、政治とのかかわりにおいて、非常に深度を増してきており、基礎研究の充実や国際交流協力の問題が出てくる。そのような問題を中心に今後とも、科学技術会議で十分審議して頂き、政策に反映していきたい。」と発言された。

このような総理からの指示を踏まえ、科学技術庁においては昭和 64 年度（平成元年度）予算において、新規にフェローシップ制度を恒常化する等国際交流の推進に関する業務を総合的に行うため既存の新技術開発事業団を新技術事業団（仮称）に改組し、外国の研究者の受け入れ環境の整備等国際研究交流を推進することとした（新規 4 億 18 百万円）。

予算については手当てされたが、フェローシップ制度の具体的運用に当たっては公益法人である日本科学技術連盟と科学技術国際交流センターが活用された。

当初、国立試験研究機関を中心としたフェローシップ制度を運営するために、昭和 63 年 5 月に財団法人日本科学技術連盟に国際交流推進センターを設置、7 月に土浦市に事務所を開設した（国立試験研究機関の過半が筑波研究学園都市に所在していたため）。

しかしながら、フェローシップを永続的事業として行うために（科学技術振興調整費は永続化することはできないため）、新技術開発事業団法を改正して事業を行うこととし（名称を新技術事業団に改める）、同事業団から受託を受けた科学技術国際交流センターがフェローシップを実施する体制を取ることとした。

なお、フェローシップ事業については、平成 13 年に科学技術庁と文部省の統合に際し、新技術事業団（平成 8 年度より科学技術振興事業団に改組）から日本学術振興会に移管された。外国人招聘研究者事業及び外国人特別研究員事業として科学技術国際交流センターで受託し外国人研究者に対するきめ細かい生活支援業務を行っていたが、平成 22 年度をもって終了することとなった。

なおこれに関連して次のような業務も行われていた。

＜平成 2 年（1990 年）度開始事業＞

米国の若手研究者研修〔サマーインスティテュート〕（国際交流基金）

＜平成 5 年（1993 年）度開始事業＞

日韓研究者交流（日韓産業技術協力財団）

＜平成 15 年（2003 年）度開始事業＞

研究環境国際化の手法開発等（文部科学省）〔中国招へい事業〕

### 【現在の外国人研究者受け入れ支援】

#### 〈業務の概要〉

フェローシップ制度の運用に伴い蓄積したノウハウを活用して、現在、JISTECにおいて行われている生活支援を含む宿舎管理は以下のとおりである。

#### （1）生活支援を含むつくば地区の宿舎管理

- ① J S T 竹園ハウス（平成3年度より現在まで）
- ② J S T 二の宮ハウス（平成13年度より現在まで）
- ③文部科学省松代住宅（平成3～8年度、平成25年度のみ）

【参考（つくば地区の住宅）】

住宅業務は、居住地域の全体ニーズの中で提供されるものである。公的研究機関が利用する住宅を以下に掲げる（文部科学省松代住宅のデータは入っていない）。該当地域においては老朽化が進んでおり、建築基準から言っても対応の迫られている宿舎が多く、J I S T E Cの管理している宿舎のニーズは高い。

| 機関名     | 識別（棟）        | 室数    | 築年度   | 区分（※） |
|---------|--------------|-------|-------|-------|
| 筑波大学    | 共用宿舎（162棟）   | 1254  | 1974～ | ×     |
|         | 専用（天久保）      | 40    | 1980  | ×     |
|         | 〃（松代）        | 21    | 1980  | ×     |
| K E K   | 共用 ①         | 233   | 1979  | ×     |
|         | 〃 ②          |       | 1980  | ×     |
|         | 〃 ③、④        |       | 1983  | △     |
|         | 専用 ⑤         |       | 1987  | △     |
|         | 専用 ⑥         |       | 1989  | △     |
|         | 専用 ⑦         |       | 1994  | △     |
| A I S T | さくら館         | 140   | 1979  | ×     |
|         | けやき館         | 60    | 1997  | ○     |
| J A X A | 共用（竹園）       | 40（1） | 1973  | ×     |
| 理研      | 共用（2棟）       | 28    | 1989  | △     |
| J I C A | 専用           | 195   | 1980  | ×     |
| 農水事務局   | 専用（農林ゲストハウス） | 55    | 1979  | ×     |
| 筑技大     | 共用（9棟）       | 347   | 1990  | △     |
|         |              |       | 1991  | △     |
|         |              |       | 2009  | ○     |
| 科博      | 共用（かはくハウス）   | 10    | 1996  | ○     |
| J S T   | 二の宮ハウス       | 184   | 2001  | ○     |
|         | 竹園ハウス        | 36    | 1991  | △     |

※ 区分 ・・・ 「×」1981年以前、「△」1982-1995年、「○」1996年以降  
 1981年：建築基準法改正（新耐震設計が義務付け）が施行  
 1995年：阪神淡路大震災（マグニチュード7.3、最大震度7）の発生により耐震改修促進法が制定

（2）契約に基づく生活支援業務（つくば事務所を中心）

- ①物質・材料研究機構（平成13年度より）
- ②東京大学カブリ数物連携宇宙研究機構（平成22年度より）
- ③国立環境研究所（平成24年度より）
- ④オートリブ（平成24年度より）
- ⑤筑波大学（平成25年度より）
- ⑥高エネルギー加速器研究機構（平成25年度より）

（3）契約に基づく生活支援業務（東京事務所を中心）→現在は友の会として運営

- ①国立天文台（平成25年度より）
- ④オートリブ（平成24年度より）

〈支援の内容〉

生活支援は多岐にわたるが、各種マニュアル等を参考に具体的支援内容を列挙すれば次のとおりである。

- VISA申請等（ビザ関連の情報提供、外国人登録にかかる手続き等）
- 住宅手続き（住居に関する情報提供、不動産業者の紹介、賃貸契約の立会、銀行口座の開設・解約、電話の設営・廃止、電気・ガス・上下水道の使用・廃止、CATV・インターネットの接続業者の紹介・廃止手続き、入居に当たっての下見の立会い、退去時の住宅の点検、海外引越情報の提供等）
- 医療（外国人及び家族に対する疾病、傷害などによる病院への同行等）
- 子弟教育（保育園への入所、幼稚園、小中学校への編入学の手続き等）
- 観光・交通・買い物関係（観光地・入管等の案内、バス・電車時刻表案内、タクシー予約代行、付近の店舗紹介等）、
- その他（自動車の購入方法、免許の取得法、保険の加入に関する情報提供、日本語学習のための語学学校の情報提供、税金に関する情報提供、国民健康保険加入にかかる手続き、市役所、郵便局など公的機関の地図等の提供、ゴミ捨て方法などの市役所発行の日常生活情報の提供、海外旅行保険包括契約の斡旋等に関する情報提供、各種物品購入についての情報提供、外国人及び家族に対する突発事故等に必要な準備と緊急避難的な対応、突発事故等による補助を要する場合における病院通院等の同行、地域住民参加の講演会や各種イベント等の実施等）

このほかに宿舎等に居住する場合には、次のような支援も行っている。

- 郵便・宅配便関係（国内外郵便物の送付手続き・集荷手配、宅配便受理代行、郵便料金確認等）、
- 施設関係（居室・共用室備品に関する問合せ、自転車貸し出し、ガス台・TV交換に関する問合せ等）、
- イベント関係（日本語教室・文化教室・料理教室等各イベントに関する問合せ等）

## ●その他 紛失物・粗大ゴミ・ケーブルTV視聴・ADSL等の問合せ等

上に掲げた外国人研究者及びその家族の必要とする生活支援業務を実施するものは次のようなものがいる。

- ①大学・研究機関の専門の生活支援部局（国際部、ワンストップセンター等）
- ②上記部局等から委託を受けて業務を行っている外部機関
- ③外国人研究者を受け入れている研究室のホスト研究者及びその補助者
- ④研究者の同僚、友人、ボランティアなど

## 第5章 外国人研究者受け入れに当たっての提言

### 1. 平成23年度外国人研究者受け入れ促進に当たっての直接的な提言

平成23年度調査においては、機関アンケート、機関インタビュー、関連調査についての結果を取りまとめている。本調査では、外国人研究者の受け入れを積極的に進めている機関の有識者に委嘱し外国人研究者の受け入れ調査委員会を開催し、上記調査結果を踏まえた検討を行い、次のような提言を取りまとめた。

#### （1）人的・財政的資源の確保

外国人研究者受け入れのための生活支援に関しては、組織体制及び個別支援内容すべてに関して人的・財政的資源が不可欠であり、これらが十分に手当てされていないことが、十分な生活支援が行われない原因にあげられる。現在、大学・研究機関においてはほとんどが組織運営の大半を運営費交付金に依存しており、財政的事情からこれらについては減額の傾向にあり、第4期科学技術基本計画に盛られた政策の実現は困難である。

このことは、競争的資金の獲得機関と非獲得機関において、組織体制及び個別支援内容のほとんどの項目において獲得機関が非獲得機関を上回ることからも明らかである。

国際的な頭脳循環の推進については、これら環境整備を含めた競争的資金の提供が重要である。

また、地震等災害時の緊急時対応については、連絡体制の整備、宿舎の整備等の全学・全機関的な抜本的な対応をそれぞれが検討する必要がある。

#### （2）統一的なマニュアルの整備や指針の策定

また、必ずしも、大学・研究機関で個別に負担せず、国の指導のもとに機関が協力し、あるいは国等がモデル的な事業を行い、基準を作ることにより可能となる改善については、積極的にこれらを実施することも重要である。

具体的には、外国人研究者支援職員向け及び外国人研究者向けの生活支援に関するモデル的マニュアル（地震等緊急時に対応できるもの）の整備、地震等災害時における外国人

研究者に対する情報伝達責任者の選任や連絡体制の構築に関する合理的な指針の策定などである。

特に、地震など災害時マニュアル・情報共有の緊急性は高い。マニュアルは共通項目が多いので、全国共通のマニュアルがあれば便利であるが、特に緊急時については、日本の場合全国どこでも災害の危険性があるので、日本全国一律のサービス内容である方が外国人人は安心できる。また、日常的な問題と非常時の問題をどう作るかをはっきり分けて考える指針があった方がよい。緊急時については最初の第1ボタンの押し方がシステムティックで直感的であることが重要である。現在は、他機関どころか、学内的一部で行われていることが他部署で知られていない状況さえあり得る。

因みに、つくば地区においては、大学・研究機関が集積し外国人研究者が多数居住しているが、東日本大震災直後大量の外国人研究者が退去したため、これから外国人研究者を受け入れるためにも非常時の対応策の検討が喫緊の課題となっており、国においてもこれらの検討に対する協力が求められる。またそれら対応策を周知させる日常努力も必要である。

### （3）日本における社会的・制度的な隘路等の検討

外国人研究者の生活支援に当たっては、必ずしも従来社会的・制度的な隘路として認識されてこなかった問題が摘出された。これらは、放置しておくことによって外国人研究者の受け入れを大きく阻害する要因となっていることが今回明らかとなった。

具体的には、外国人研究者のみに適用される生活支援業務については、その業務性、資金支出の妥当性を明確にすることが組織内で求められる場合がしばしばあり、適切な対応を可能とするよう基準をあらかじめ用意しておくことが望ましい。このためには、いくつかの機関で実施されているアウトソースの可能性も検討すべきである。

また医療支援の現場においては、医療通訳と医療コーディネートの業務が混在することにより、行うべき業務内容と責任範囲が不明確となっていることがある。支援者が安んじて医療支援行為を行うことができるよう、その基準をあらかじめ検討すべきである。また、医療や緊急時対応に必要となる個人情報の取り扱いについては、過度の負担がかかる範囲で適切なマニュアルが定められることが望ましい。

このほかに制度的な隘路とはいえないものの、優秀な研究者を招へいする際に常に問題となる子弟の教育環境の整備として、インターナショナルスクールの設置を民間に任せることではなく、大学・研究機関等の当事者が民間と協力して設置できるよう、法的、経済的支援のための整備も含めて検討することが望ましい。

## 2. 平成28年度外国人研究者受入れ促進調査における現実的な提言

平成23年度外国人研究者受入れ促進に当たっての直接的な提言は委託を受けた国に対して行ったものであり、その内容の必要性は現在においても変わることはないと考える。

むしろ変わったものは、国における科学技術政策における外国人研究者受入れ施策の位置づけや、提言で指摘した人的・財政的資源の確保を巡る状況の変化である。これらを踏まえてより現実的な対応を考えることが必要となっている。

一部は従前の調査報告と重複するものがあるが、再度精査したところを現実的な提言としてまとめる。

### （1）全国型における常駐の限界

サポートスタッフが研究機関内に常駐し、外国人研究員と対面式で生活支援を行う従来型の手法はそのサービスを取り入れる機関にとってコスト負担が大きく、軌道に乗ったかと思えば契約金額や機関上層部の意向などにより、毎年度同内容・同レベルのサービスが継続して外国人に提供されるとは限らない。受け入れ機関や受け入れ担当部署の都合で生活支援が行われたり、打ち切られたりすることは、日本側の招聘機関・研究室が考えている以上に外国人研究員にとって死活問題である。常駐型・対面式に代わるあらたな試みとして遠隔式生活支援が始まった意義は大きいと考える。

### （2）内部組織の分析

生活支援業務は、外国人研究者に対する支援というだけでなく、組織内支援者に対する支援という性格も持っている。外国人研究者に対する支援という観点からは、多多ますます弁ずる性格を持つが、組織内支援者に対する支援という観点からは、限られた資源（資金やマンパワー）の中での最適配分が求められることになる。外部の生活支援者にあっては、その組織の原理に従って適切な支援をすることが必要である。

この際、当該機関の内部組織の分析は不可欠である。外国人研究者の生活支援の内部組織は通常、定型化しておらず、

- 1) 来訪研究者の多様性（国籍、属性など）
- 2) 機関自身の内部の支援体制の多様性（担当者の人事異動、幹部の異動）
- 3) 支援組織以外の制度変更（外部資金の交付規則）
- 4) 機関ごとの規則の拘束性の強弱（身分規則、財産規則など）

等に応じて多種多様となっている。

またこれに対応する内部組織のスタッフも、語学能力、性別、過去の業務経歴に応じて対応できる能力が大幅に変わってくる。

のみならず、しばしば内部組織のスタッフの人事異動も頻繁におこなわれ、後任者も的確な能力が付与されているわけではない（通常事務部門の語学能力は非常に不安定である）。またこれら生活支援に関する内部組織のスタッフを統括する部局長は、その属性に応じてスタッフの活動を大きく制限する。スタッフに丸投げする部局長もあれば、自ら生活支援を実施する部局長もいる（このような部局長が異動した後の体制はまた問題が生ずる）。

つまり、生活支援業務はしばしば安定性を欠くのである。これに対応した外部生活支援能力が求められることとなる。

### （3）保険的措置

すべてのサポートを遠隔ベースで行うことは難しいが、遠隔生活支援制度はホスト研究者や研究機関の国際担当部署、そして外国人研究員にとって「いざというときにはここに聞くことができる」という一種の保険のような安心感を提供できることから期待の新支援サービスの形だといえる。

特に外国人研究者生活支援の制度は、国公立の研究機関でも大学でも雇用する側により制度設計されており、雇用する側が雇用慣行（例えば日本人と差別して優遇的な福祉サービスを与えることは難しい）や会計制度の制約から、十全な制度を準備できない部分が多くあり（平成23年度JISTEC報告「外国人研究者の生活支援及び住宅支援における法的問題の調査研究」）、アウトソースによる遠隔生活支援システムは今後、全国でも大いに採用されるべき形態であると考えられる。

#### （4）コンサルタント業務化

外国人研究者に提供するサービスは、すでに生活支援項目として整理されており、これらを外国語によってサービスすることが望まれているが、組織内支援者の場合は、外国語で提供することは必ずしも求められておらず、一般的な生活情報、地域特有の生活情報として提供され、場合によっては組織内支援者の指示のもとに調査を行うことが含まれることもある。その意味では在来の（丸投げの）生活支援業務というより、（いざという場合は生活支援業務も可能である）コンサルタント業務として位置づけることが適当と考えられる。

#### （5）アウトリーチの階層化

外部生活支援者は、研究者や内部支援者の良きコンサルタントとなるべきであるが、すべての支援を直接実施することは不経済である。アウトリーチされた支援業務自身を更に専門に特化された機関に委託することも許されるべきである。

その意味では、外国人のコミュニティをうまく活用したり、NPOなどを活用することも大事である。例えば家族同伴の外国人研究者についてはコミュニティとの接触が重要であり、これがうまくいかないと帰国する事例さえあることも配慮すべきである。

## 第2部 外国人研究者生活支援の実体

外国人研究者生活支援の実体については、全国調査としては、今回調査（28年度調査）の他に、すでに述べたように次の調査がある（いずれもアンケート調査、インタビュー調査を行っている）。外国人研究者生活支援の全国調査としてはおそらく前例がないものと考えている。

### [過去の全国調査]

- ①「国際共同研究推進のための研究者受入促進・ネットワーク強化に係る調査研究」（22年度～23年度JISTEC共同受託）中の「外国人研究者受入についての調査」（23年度調査）
- ②「研究環境国際化の手法開発（大学国際戦略本部強化事業）」（文部科学省委託・17年度～21年度JSPS・JISTEC共同受託）（21年度調査）

このうち、まずアンケート調査については、28年度調査は23年度調査を踏まえて行ったものであり、一問一問が原則合致しており照合により定点調査が可能なように設計されている。一方、23年度調査に先行して21年度調査が行われているが、23年度調査の設計の段階でできる限り21年度調査を踏まえるように考えられたが、設問数は大きく異なっており、定点調査として比較できるものではなかった。したがってこの第1章で、28年度調査と23年度調査の比較を中心に記述することにした。なお、23年度調査自身は21年度調査を深めて独自に詳細な分析を行ったものであり、28年度調査の深堀りした検討を行うためには23年度調査は参考となるところから、これを参考資料（1）として掲載した。

一方インタビュー調査については、23年度調査も21年度調査も、日本全国に対する実体調査のためのアンケート調査を補完するために日本を代表する機関（23年度調査（理研等）、21年度調査（東大等））に対して実施している。しかし、28年度調査は遠隔支援サービスの実証のための調査であるところから、28年度遠隔支援実証調査の中で試行参加を希望した機関（理科大等）に対する調査（試行参加に伴う意向の希望調査と打ち合わせとして実施）に限って行っている。このため、23年度調査や21年度調査とは異質な調査となっている。この目的の調査については、特に23年度調査・21年度調査と比較することなく、独自に第3部で分析している。

ただし、アンケート調査を補完する意味でインタビュー調査の価値はあるので、第2部第2章では23年度調査のインタビューの概要を載せることとした。第1章と併せて読むことにより、現在の我が国の外国人研究者生活支援の全貌が浮き彫りになると考える。23年度調査・21年度調査におけるインタビューの詳細な結果については参考資料（2）（3）に掲載した。

## 第1章 28年度アンケート調査とその結果

前述の通り、今回調査は23年度調査の5年後の定点調査として、同様のアンケートを実施したものである。二つの結果を対比しながら、現状浮かび上がるところを示す。

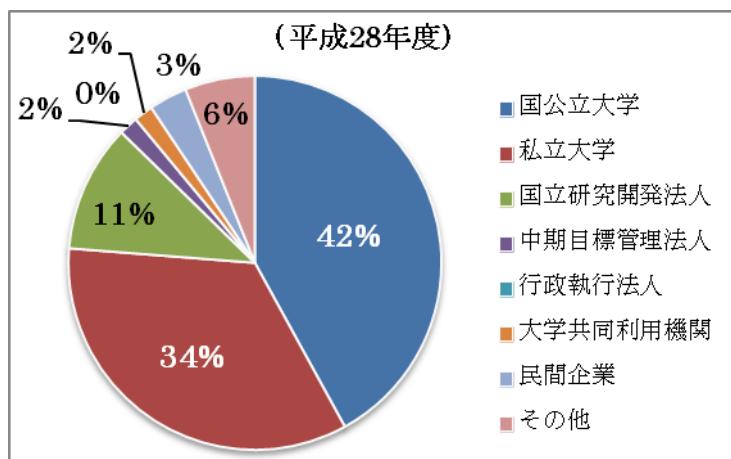
|      | 今回調査（平成 28 年度）   | 前回調査（平成 23 年度）                  |
|------|--|---------------------------------|
| 調査期間 | 2016 年 8 月 5 日～10 月 5 日  | 2011 年 10 月 7 日～2012 年 1 月 18 日 |
| 調査対象 | 平成 23 年度調査対象（306）および現／元会員等を合わせ 389 機関<br>内、機関統合による組織改編、移転等による有効依頼数 377 件 | 主要大学、独法研究機関等 310 機関<br>(※)      |
| 調査方法 | WEB アンケートシステム  | WEB アンケートシステム                   |
| 回答数  | 181 件（同一機関の複数事業所からの回答件数を含む）  | 234 件（同一機関の複数事業所からの回答件数を含む）     |
| 回答率  | 48%（有効送付数に対しての全回答件数）   | 75%                             |

※調査対象となる 310 機関は次の基準により選定されている

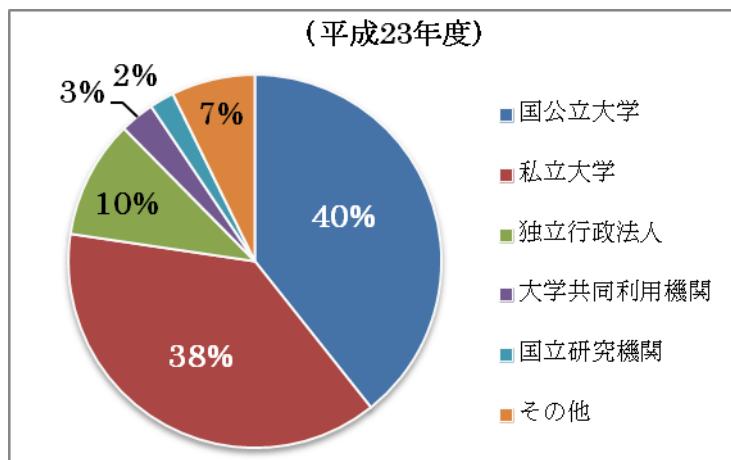
①大学については「研究環境国際化の手法開発」（H17～H21 MEXT 事業）において実際された最終アンケート調査対象となる 232 大学。②（調査当時）研究開発法人指定の研究機関、③研究開発法人に指定されない国研、独法については、理系の研究機関であり H23 年度科研費採択機関であること、④民間法人については「H23 年度文部科学省における基本的な政策の立案・評価に関する調査研究（研究者に対する東日本大震災の影響調査）」の調査対象法人より、H23 年度科研費の採択法人であること。

## 【回答者情報】

### ■回答者属性

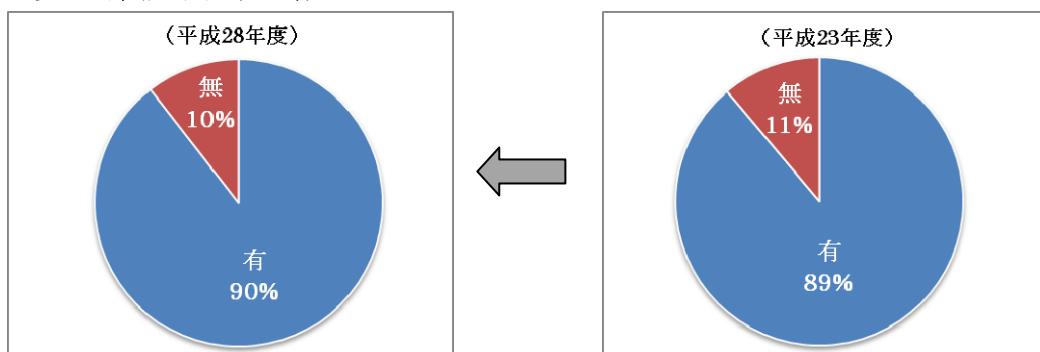


↑



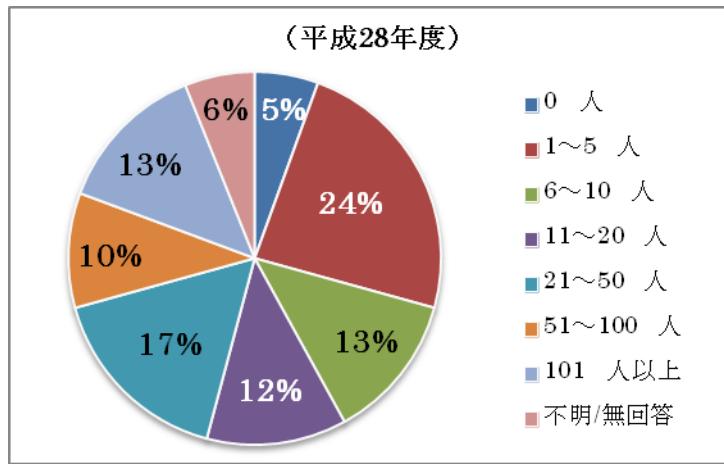
→ 今回、前回と回答者属性の比率に大きな変化はなく、以降の調査結果を対比する際に属性の変化を考慮する必要はない。尚、独立行政法人制度の見直しにより、2015年4月1日より旧独法は国立研究開発法人、中期目標管理法人、行政執行法人に3区分されているが、これら合計値で見た時、前回と同様の割合となる。

### ■受入外国人研究者の有無

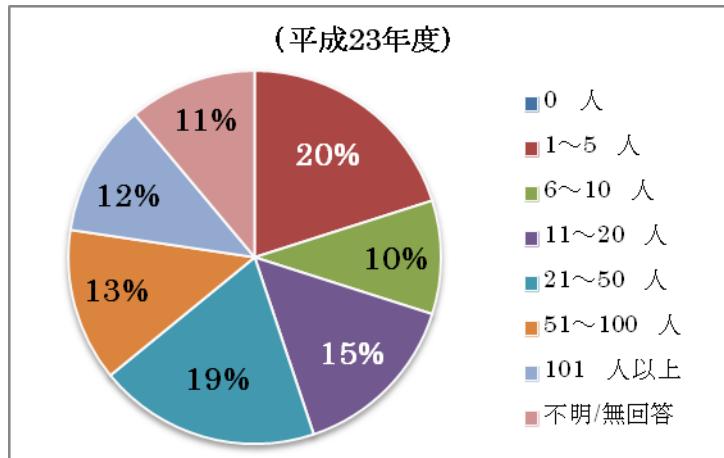


- 今回、前回と受入外国人研究者との有無に大きな変化は見られない。以降の調査結果を対比する際に受入の有無による変化を考慮する必要はない。

■受入外国人研究者数（アンケート回答時の在籍研究者数）



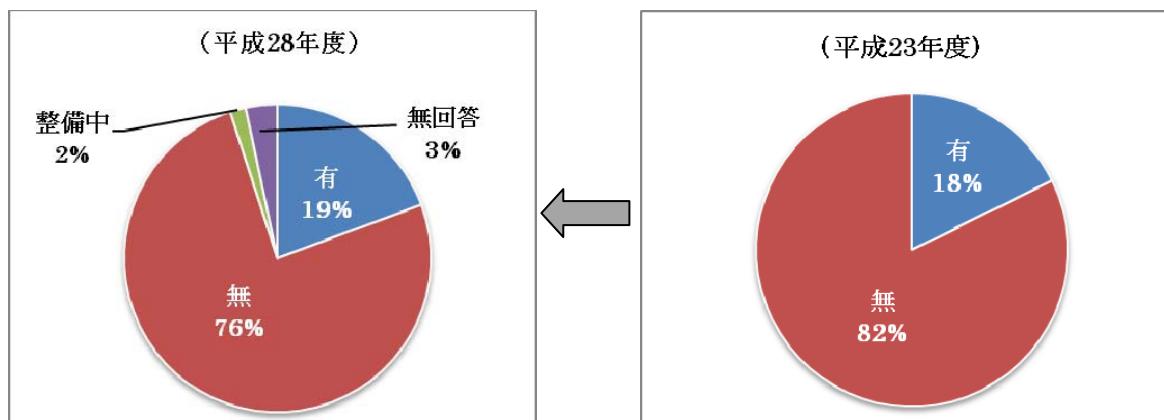
↑



- 前回において“不明/無回答”は今回より5%高いが、受入数“0人”的回答がない。今回の“不明/無回答”と“0人”を合算した比率は同じため、回答選択肢の齟齬における影響は大きくないと思われる。全体的な傾向として、5年前に比べた受入数には若干の減少が伺える程度である。

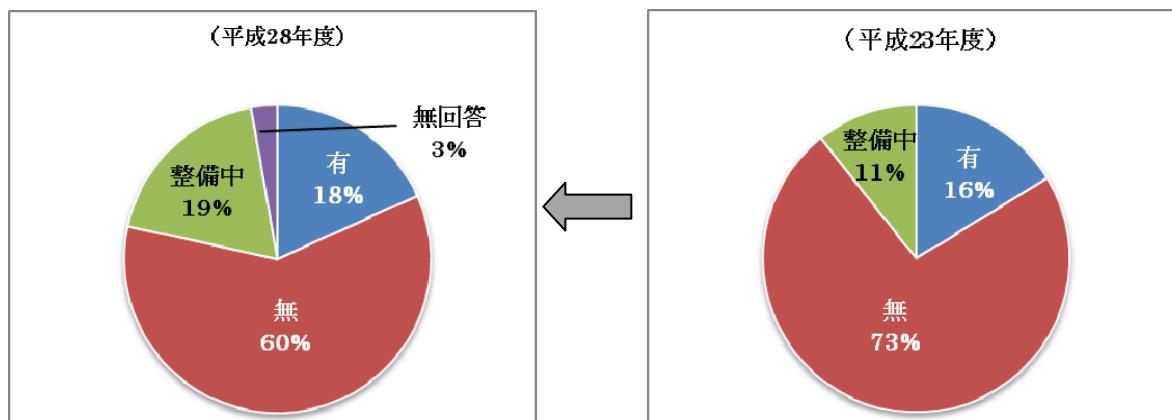
## 1. 外国人研究者/職員等に対する支援環境について

### ■一括的相談窓口となるワンストップセンター設置の有無



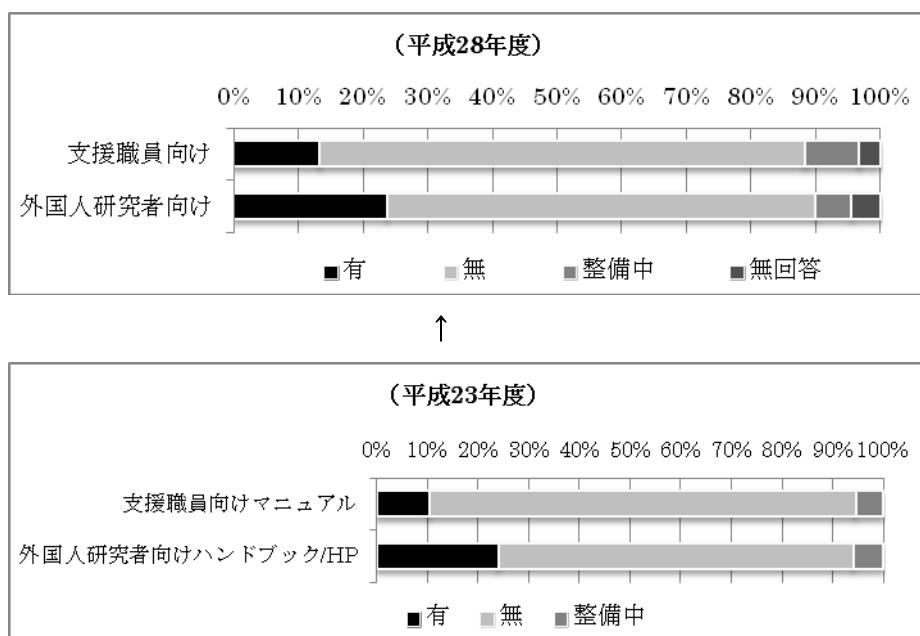
→ 今回、無回答層はあるが、整備中と含めると、ワンストップセンターの設置数は若干増加している。

### ■機関内の人事、組織、研究手続き等の事務的資料は外国語に翻訳されている



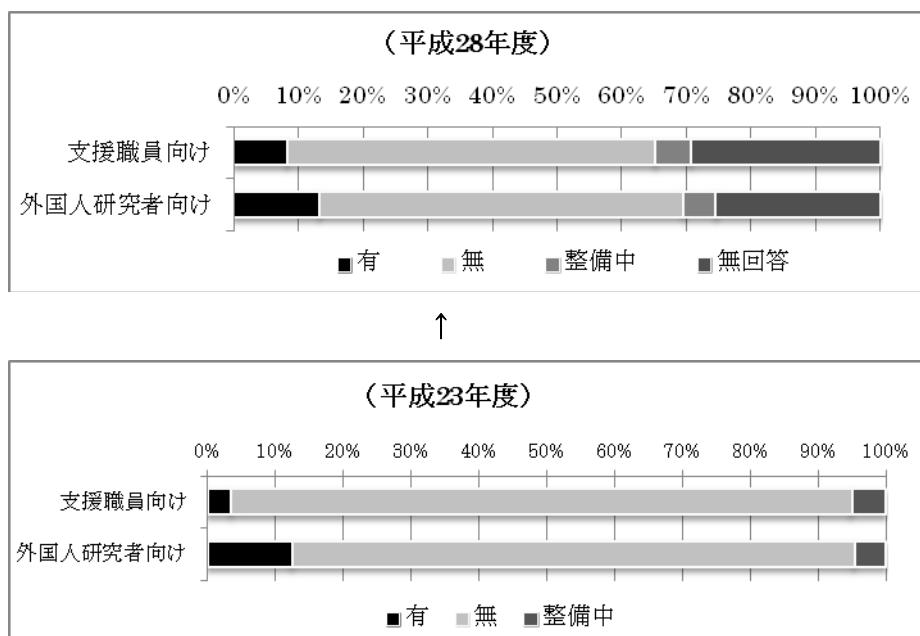
→ “整備中”と合わせて徐々にではあるが、翻訳環境の改善傾向が若干、見られる。

■マニュアルやハンドブックの整備状況（支援職員／外国人研究者向けの対比）



→ 整備中のものも含め、支援職員に向けたマニュアルやハンドブックの整備は少しずつ進んでいることが伺えるものの、外国人研究者向けのものの増加は見られない。

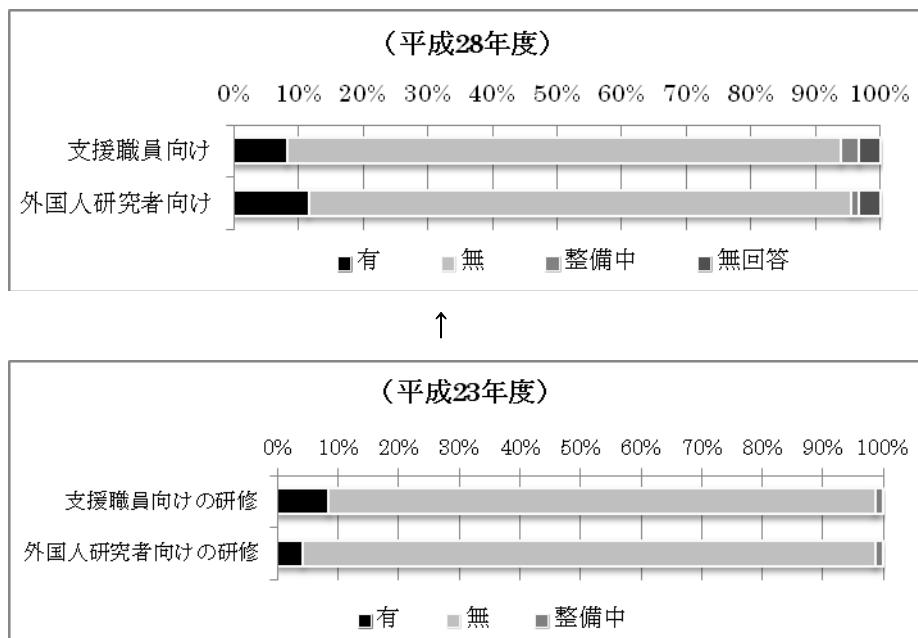
■緊急時対応を含むマニュアルやハンドブックの整備状況（支援職員／外国人研究者向けの対比）



→ 整備中のものも含め、支援職員に向けたマニュアルやハンドブックの整備は少しずつ進んでいることが伺えるものの、外国人研究者向けのものの増加は見られない。

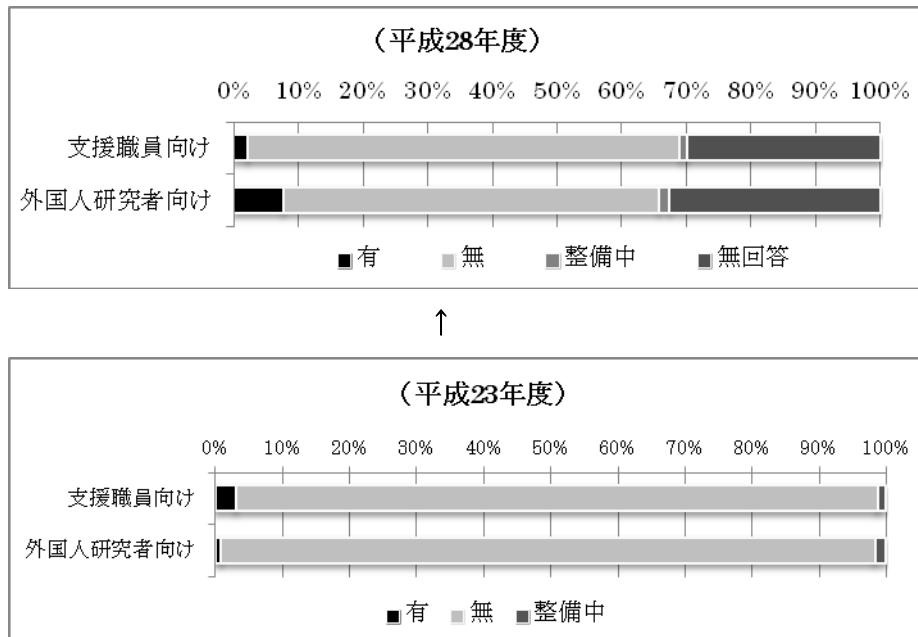
## 2. 研修の実施状況

### ■研修の実施状況（支援職員／外国人研究者向けの対比）



- 外国人研究者のための研修の機会は確実に増えているが、全体の1割程度である。  
支援職員向けの機会は増加していない。（※無回答層を考慮しない）

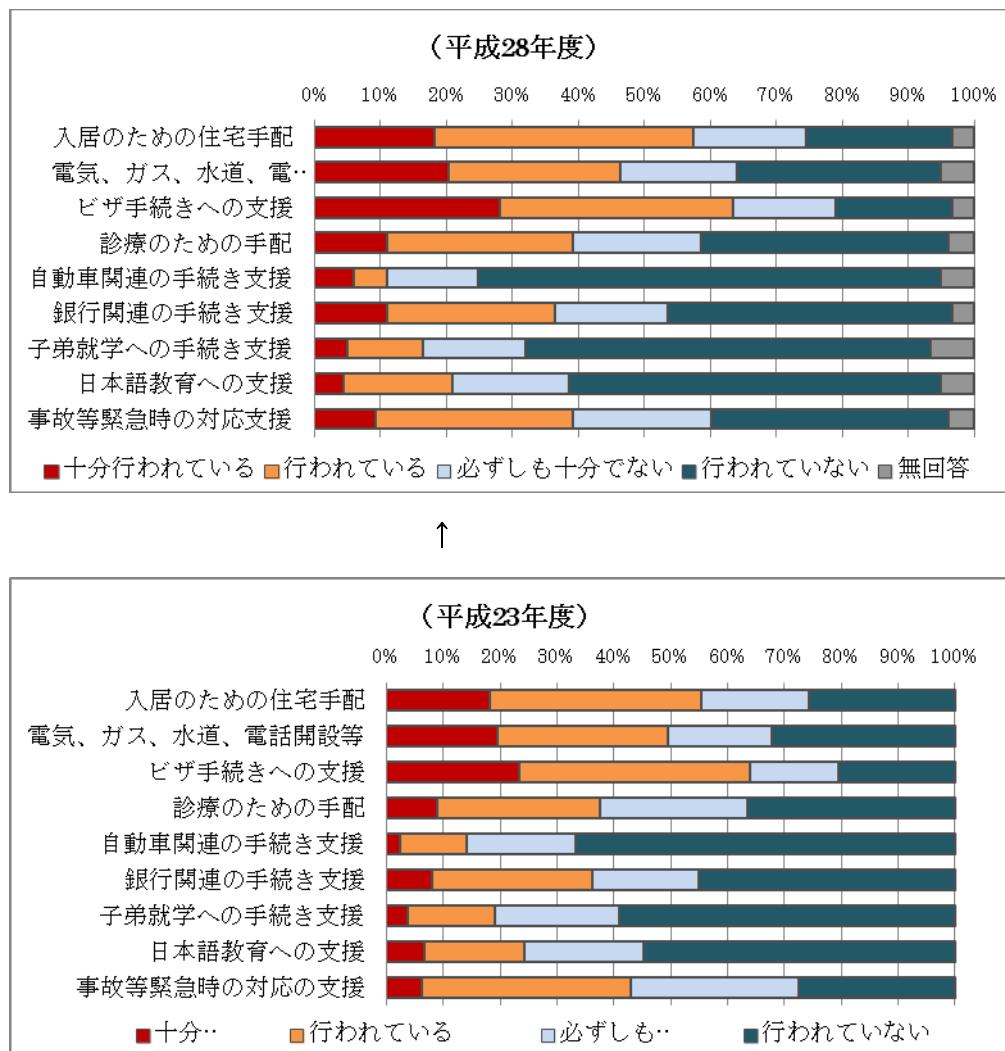
### ■緊急時対応を含む研修の実施状況（支援職員／外国人研究者向けの対比）



- 外国人研究者のための研修の機会は確実に増えているが、全体の1割にも満たない。  
支援職員向けの機会は増加していない。（※無回答層を考慮しない）

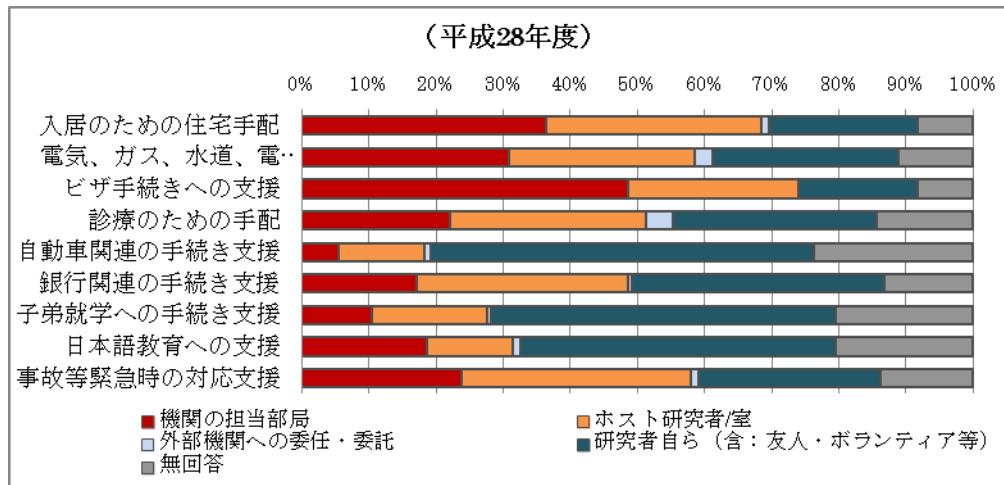
### 3. 外国人研究者に対する生活支援業務の実施状況

#### ■具体的な生活支援への対応・対処の程度

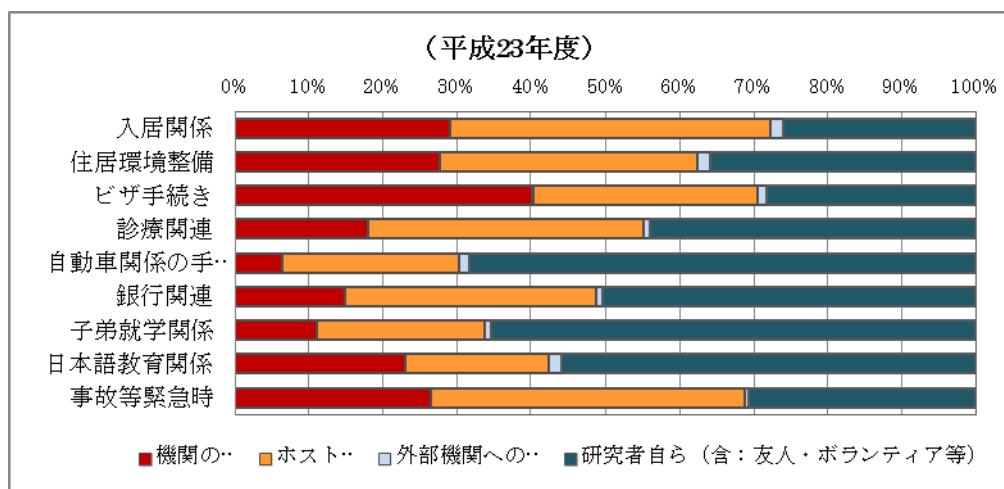


- 全体的に若干の改善程度に留まっている。  
緊急時対応については“十分行っている”機関が約3%増えたが、“行っている”ところと合算すると約3%減となっており、緊急時対応が“行われていない”とする回答が約10%も増えている。

## ■具体的な生活支援の主たる対応者



↑



- 入居、住環境整備、ビザ手続きといった基盤的な支援については、機関の担当部局の役割が増え、ホスト研究者/室の負担は若干減少している。それまで外部機関が請け負っていたビザ手続きの部分も機関の担当部局が行い始めた様子が伺える。反対に、診療手配については、機関の担当部局の負担減の分、外部機関の役割が増えている。その他の支援については分担状況は大きく変わらない。

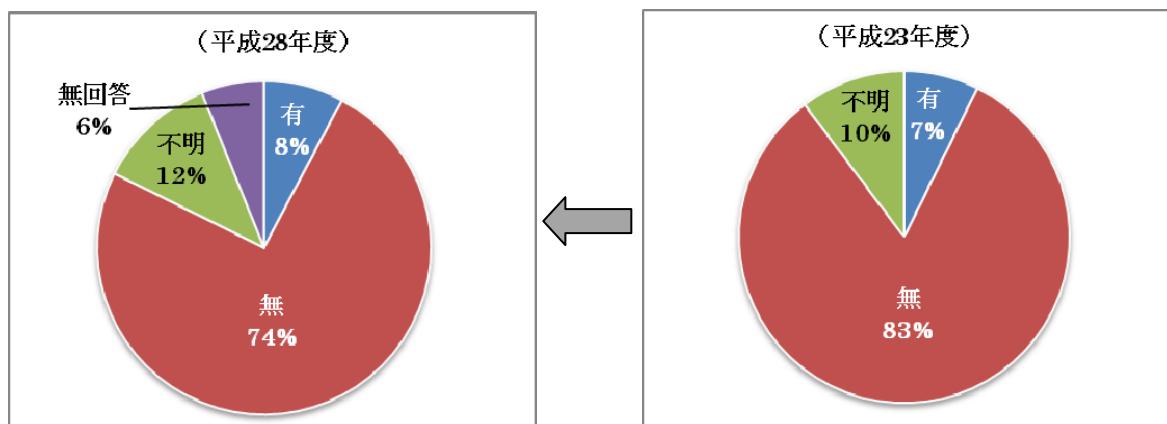
### (平成 28 年度) 事故等緊急時における具体的な支援例 (自由記述)

- 1 自動車事故発生時に現場へ行き、警察や相手方、保険会社やディーラーとの対応
- 2 警察、病院等との連携
- 3 保健管理センター、病院等への帯同(通訳)等
- 4 危機管理マニュアルに沿って対応する
- 5 病院の手配や保険会社との交渉に同席する等
- 6 病気の研究者を大学事務局と協力して本国に帰国させた
- 7 パスポートの紛失等

- 8 具体的な事例はないが、事故等あった時には、対応することとなる。
- 9 緊急連絡網を作成
- 10 事故対応マニュアルがある
- 11 夜間緊急で医療サービスが必要になった際の対応等
- 12 ガス漏れが懸念される際のガス会社等への連絡・確認等。部屋備品破損に伴う保険適用可否の確認等
- 13 英語による緊急時マニュアルの作成、外部関係機関との連絡等
- 14 緊急連絡網整備、会社名義の携帯電話貸与等

#### 4. 外国人研究者家族の教育について

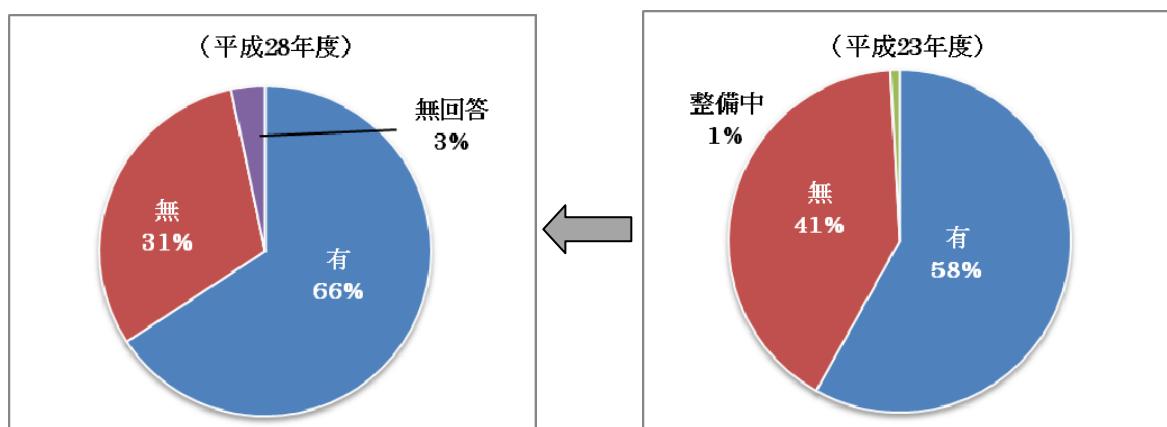
##### ■機関が紹介できる子弟のための International School や外国人の子弟を受け入れる学校の有無



→ “有”は1%の増加であり、“無”とする機関は9%減ではあるが、今回調査においては“不明”、“無回答”層があるため、状況変化は読み取れない。

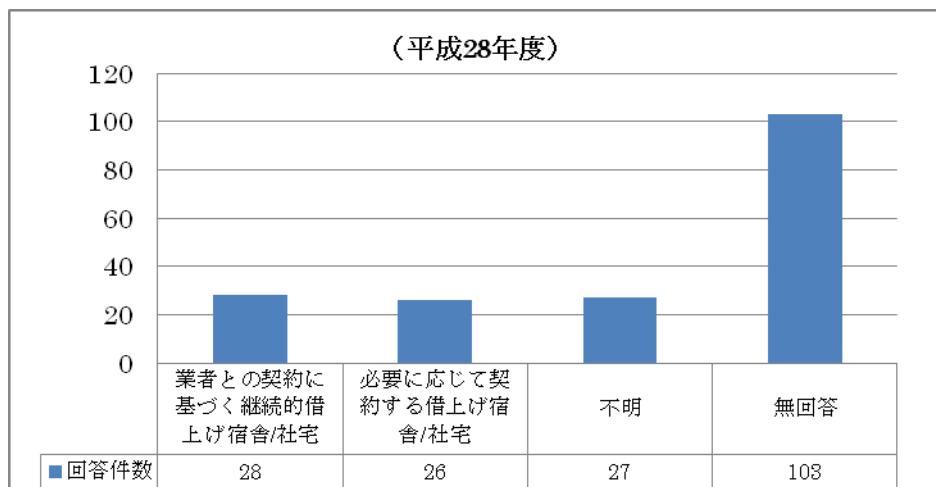
#### 5. 宿舎/社宅の整備状況について

##### ■保有宿舎/社宅の有無

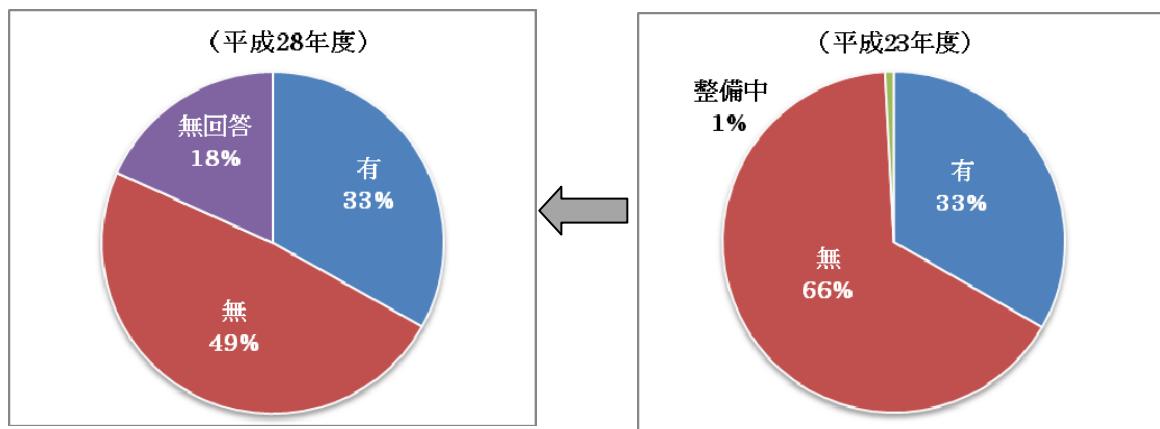


→ 機関保有の宿舎/社宅数は増加傾向にある

■その他宿舎の有無（複数回答）※本設問は今回調査のみ設置



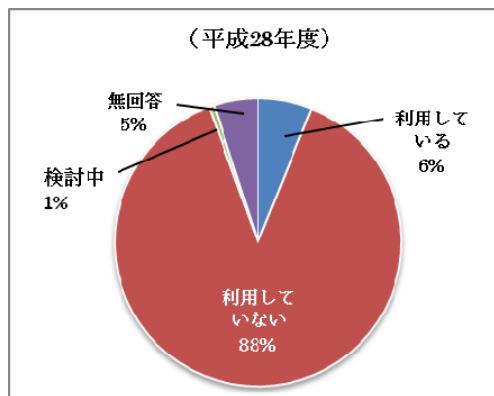
■保有宿舎/社宅がある場合、外国人専用宿舎の有無



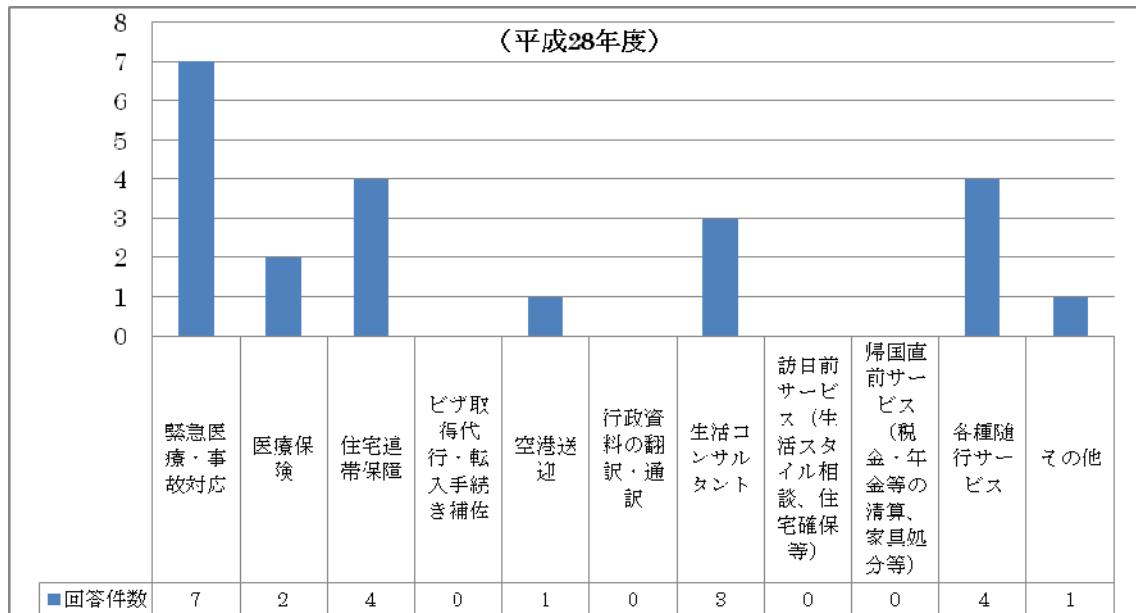
→ “有”は同率であり、“無”とする機関は17%減ではあるが、今回調査においては“無回答”層があるため、状況変化は読み取れない。

6 外部等による外国人職員向け生活支援サービスについて ※本項目は今回調査のみ

■外部機関の生活支援サービスの利用状況



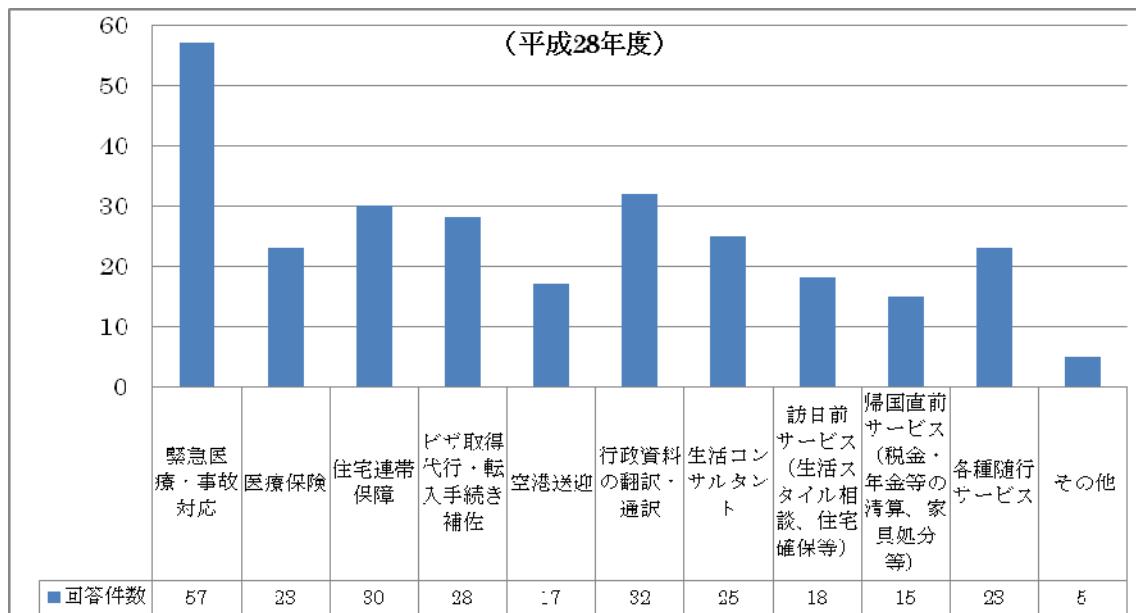
### ■現在、利用中の外部機関による生活支援サービス（複数回答）



（具体例／利用業者名）

- ピタットハウス
- International SOS Japan (2機関)
- 愛媛県松山市
- JISTEC

### ■今後、あると望ましいと思われる外部支援サービス（複数回答）



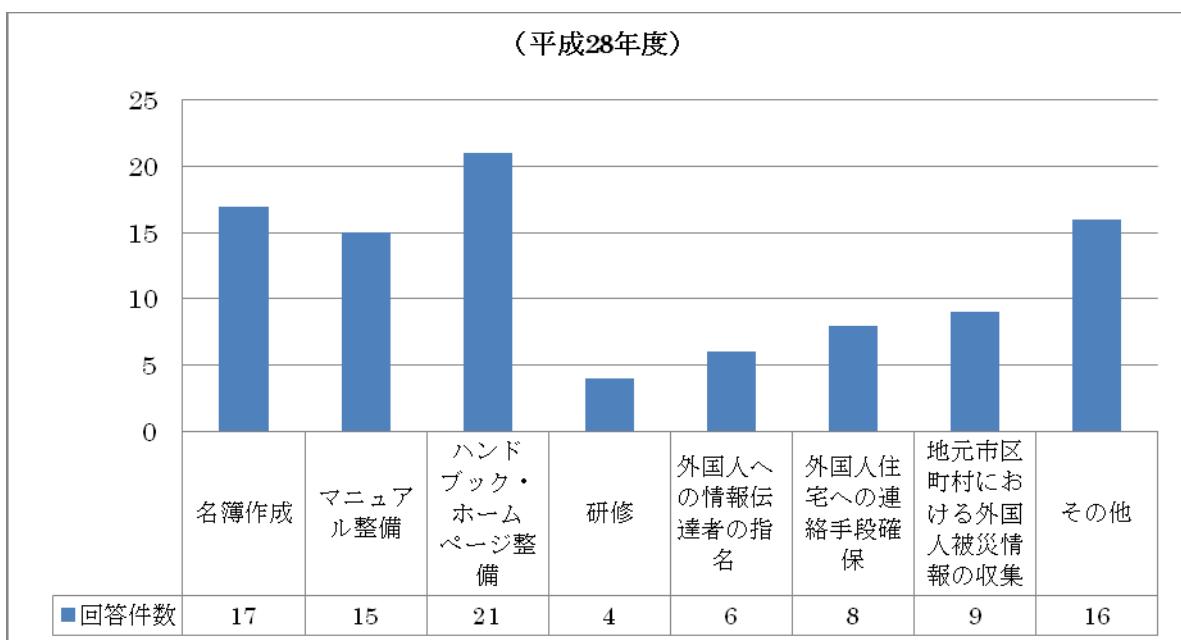
（今後あると望ましい外部支援の具体例）

- 住宅・宿舎の紹介
- 納税管理人

## 7 外国人研究者に向けての緊急時対策について

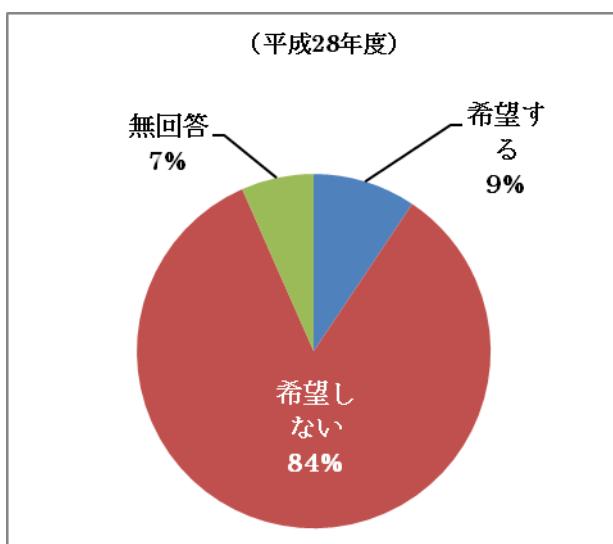
※本項目は今回調査のみ

### ■東日本大震災後の緊急時対応策（実施された項目すべて）



## 8 JISTEC の遠隔生活支援サービス（無料体験）希望の有無

※本項目は今回調査のみ



## 9 生活支援に関する自由記述（16 件）

※今回調査のみを記載

- 外国人研究者受入に係る支援は、その内容が研究室によって異なるため基本的にホスト研究室が行っている。研究者の家族支援は、学外ボランティア等の支援を受けている。
- 外国人研究者の受入れ人数が少數であることもあり、その生活支援は受け入れた研

### 究室にて責任を持って行っている状況

- 各部局専属のサポート役がいればいいが、人的資源の確保が難しいため、受入研究室中心にやってもらっている。
- 基本、受入教員が外国人研究者の世話をしている。
- 外国人研究者の受入数が少ないため、細かな生活支援はその都度個別に対応していますが、JISTEC の生活支援サービスについて全国どの地区でもサービスが受けられるのか、など、詳細情報を参考までに知りたいので、ウェブサイトに載せていただけますと助かります。
- 設問 3:外国人研究者に対する生活支援についてはホスト研究者が行う事としており、どこまで支援するかについてはホスト研究者の判断に任せているので、部局事務担当では把握していない。ホスト研究者から依頼があった場合は部局事務担当で必要な証明書を発行したり、生活支援情報を収集・提供するなどの協力をしている。  
設問 5:外国人研究者用宿舎については機関の担当部局(国際本部国際交流課生活支援担当)が所掌し、実際の入退去等に係る受付は国際本部から業者に委託している。
- 外国人研究者のみに特化した支援は行っていませんが、質問があった場合は国籍に問わず各種支援を行っています。
- 必要な場合に応じて個別対応を行っている。
- 今回の調査は、やや回答選択肢が限定的で、実態を十分に回答できていないと思います。例えば、主として研究に従事する外国人研究者の場合は、ホスト研究室で各種支援を行うものの、外国人教員に対するワンストップ的な支援は、機関担当部署が行います。それは、その方がきめ細かな支援ができるからです。また、ワンストップで支援する場合にあっても、常勤の外国人教員の場合、機関に十分になれてきたのちは、自身が担当部署に必要な手続きに出向いています。
- 上記回答は大学の事務局に関する内容であり、事務局では外国人研究者個々への対応は行っていないが、所属する各教室において、教室員によりサポートを行っている。事務局に問い合わせが有った場合は、適宜対応している。
- 外国人研究者の生活支援は、部門によって支援者や程度に差がある。
- 自然災害(とりわけ外国人の経験が少ない地震被害)時の対応マニュアル等は、先般の熊本地震における立命館アジア太平洋大学の経験を踏まえ、両大学で連携しながら整備していくところである。
- 生活支援の多くを外注しているため、費用面での負担が大きい。また、有料生活支援を依頼するか否かの判断基準が難しい。利用者が直に外注業者に依頼するため、軽微な問題でも有料生活支援を受けがちになっている。
- 地域社会における日常生活上の支援は、当機構の BA 活動のために専従で外国人研究者を支援する職員及び県が派遣する支援員が緊密に連携・協力し、実施している。

一方で、BA活動のために専従で外国人研究者を支援する職員の対象は限定されるため、BA活動以外で滞在している外国人研究者への支援内容と差が生じないよう努める必要がある。

- 項目3の「行っていない」と回答した設問は正確には「事例なし」である
- 本機構に在籍する外国人研究者について、日本の大学・大学院を修了し、引き続き本機構に採用しており、日本語での支援を必要としていない。

## 第2章 23年度インタビュー調査とその結果

23年度調査期間中に、外国人研究者数が多く、国際化対応の顕著と見られる代表的な10大学・研究機関、すなわち京都大学（国戦採択機関）、九州大学（国戦採択機関）、東京工業大学（国戦採択機関）、早稲田大学（国戦採択機関）、物質・材料研究機構、産業技術総合研究所、理化学研究所、高エネルギー加速器研究機構、沖縄科学技術研究基盤整備機構、立命館アジア太平洋大学を訪問しインタビューを実施した。

インタビュー結果は別表のとおりであるが、以下概要をまとめた。詳細インタビュー結果表については、別添の参考資料（1）に添付した。またここに掲げたものは通常ぎゅむのものであって、緊急時対応のものは含まれない（緊急時対応については第4部第2章を参照）。

### 1. 生活支援のシステム

#### 1) ワンストップセンター

##### ①設置・組織

インタビューをした機関のほとんどがワンストップセンターを設置していた。組織規模は2～3人から数十名までのさまざまな規模があった。

##### ②業務概略

VISA支援、在留資格申請、航空券確保、空港送迎、宿舎確保、住宅斡旋、引越し手続き、文書英文化、学内手続き、研究室・図書館・情報環境利用、証明書発行、印鑑作成、銀行口座開設、車の購入、医療サポート、通訳、もうもろの生活支援などが回答された。ただし、③に上げられたように、これらすべてを自ら行うわけではなく、紹介や案内が中心となっている。

##### ③考え方・問題点

ワンストップセンターではあるが、限定された業務や、限定された時点でのサービスとして提供されているところが多い（情報ナビゲーションとしてのワンストップサービスであり実作業を行うことはしない、とか、行うのはリロケーションまでで目途としては2週間程度）。しかし、研究者に対する支援サービス全般をワンストップセンターとして外部委託している例もある。

逆にホスト研究者が責任を持つべきであるというはつきりした考え方を持つ機関もある。

#### ④アウトソース（再掲載）

ワンストップセンターと受け入れ担当部局との間で生ずる生活支援業務を軽減し効率化する方法として、インタビュー機関の中には、業務を外部委託している例があった。具体的には、ビザ申請、空港送迎、住宅手配、宿舎運営など個別のサービスを委託しているもののほか、大半の業務を外部委託している例もある。

なお、外部委託した業務を独法化後内部に取り込んでいる例もある（ただし重点化により支援業務を大幅に縮小している）。

### 2) マニュアル

#### ①整備概況

何らかの意味でのマニュアルは多くの機関で整備されていたが、必要な外部情報は多種多様で変化が速く、細かい情報も多いため冊子化したものではなくてファイリングやインターネット等で実施しているところも多い。

特に、ファイリングされているマニュアルについては公表されていないことが多く、入手も困難であった。

#### ②目次

代表的なマニュアルの掲載例をあげると、来日準備、入国・在留の諸手続き、緊急時の対応、住居、日常生活、医療、家族、日本語学習日本文化、日本国内の旅行、帰国などの各ステージでの詳細なマニュアルが設けられている。

#### ③文書英文化

個別の要請に応じて翻訳する機関もあるが、実施しながら翻訳の困難さや質が確保できないために中止を検討中の機関もある（中止の場合は外注を検討）。

郵便局・病院に関しては利用しやすいよう個別の申請等の用紙を翻訳して配布公表している機関もある。

インタビュー回答ではないが、筑波研究学園都市ではバスの路線図、バスの方向表示、停車場などへの英語表示が長期にわたり強く改善を求められている。

## 2. 生活支援の具体的運営

### 1) VISA申請

VISA申請の支援に関してはアンケートでも実施率が高いように、各機関ごとに様々な工夫がなされ実施されている。①民間が代行する場合、②機関職員が代行する場合、③入国支援システムを開発している場合、などである。一方で、身分により扱いが異なったり、紹介指導にとどまっている機関もある。

〔本件については、VISA申請業務の機関業務性に疑義を持つ機関もある〕

### 2) 住宅手配

## ①概況

大学・機関所有の安価で便利な宿舎が少なく、半年ルール、1年ルール等が適用され、民間を利用せざるを得ない大学・機関がある。

住宅探しはワンストップセンターやホスト研究者が同行せざるを得ない状況が報告されている。

## ②保証人

留学生の場合は保証制度があるが、研究者の場合はそれがないため、高い保証料を取られたり、ホスト研究者や国際担当部局長が保証人となっている例が多い。

## ③管理

管理については特に問題は指摘されていないが、外部委託されている例もある。その場合はかなりの生活支援も行われている。

## 3) 医療

### ①概況

外国人を受け入れる病院紹介は通常的に行われている。構内のクリニックにバイリンガルの医師等を配置させている例もある。

宿舎に関しては医師の枠の中で、診断は出来ないが医師として居住してもらっている例がある。

### ②付添い・同行

付添い・同行は必要に応じて（初診に限ってとか、受け入れ研究室が不都合な場合）行っている場合もあるが、明確に実施しないという方針を取る機関もある。これは、医療通訳を行った場合の責任の発生、多数の外国人研究者に対応しきれないという業務の安定性から避けているものである。また、診療に伴う自動車の利用なども問題意識が持たれている。

## 4) 子弟教育

多くの機関では特段の支援の必要を感じていないか問題とはされていない。ただし、理化学研究所では研究者の確保のために重要な問題となっており、研究所独自のインターナショナルスクールが検討されたこともある。

## 5) 家族支援

日本語学校、在留手続きを除き、紹介、相談以上の支援を行っている機関は少ない。

## 6) その他

そのほかでは、住居環境の整備・日本語教育・口座開設・自動車の取得が上げられたほか、今回のアンケート、インタビューで一般的な事例で想定した以外の業務としては、空港送迎・航空券や宿泊の手配・文化研修・税金手続き・年金手続き・住民や警察対応などがあげられている。

## 7) 支援担当者

語学能力については、厳しい資格要件を求める機関とそうでない機関、職員全員に英語使用を前提としている機関とそうでない機関などインタビュー対象機関の間でも大きな開きがある。

#### 8) 個人情報保護

個人情報保護に関しては特段の手当てがされていない機関多かった。一方厳密な管理を報告している機関もあったが、逆に厳密な管理による非常時等の個人情報の迅速的確な利用を危惧している機関もあった。

#### 9) 特異事例にかかわるもの

特に医療にかかわる先例の少ない突発事例が報告され、その対応への苦慮が報告されている。

#### 10) まとめ

インタビュー対象機関においては、さまざまな工夫が行われ、改善が図られているが、次のような共通的な問題点が浮かび上がってくる。

①増大する外国人研究者生活支援業務の中でホスト研究者の業務をいかに軽減するかが課題となってワンストップセンターも考えられたが、その業務の分担については機関ごとにまちまちである。また、特異な業務であるために機関業務として位置づけることが不適切ではないかと躊躇されるものも少なからずあった。その際、アウトソースも一つの現実的な解決方法として採用されている（特に医療の付添同行、家族支援についてはメリットがある）

②特に深刻な問題は外国人研究者及びその家族の医療支援で、中でも診断・検査などの付添い・同行・自動車の使用を行うことが責任問題から進みにくい状況にある。

また、医療や緊急時対応に必要となると思われる個人情報の取り扱いについては多くの機関においてあまり問題意識が持たれていない。

③子弟教育は、現場では強く意識されていないようであるが、アンケート調査でもインターナショナルスクールがほとんど整備されていない状況が示されている。インタビューの中では優れた研究者の確保に深刻な影響があると認識している一部の機関があった。

## 第3部 今後の外国人研究者支援政策の展望—構想と問題点—

### 第1章 遠隔生活コールセンター支援構想とその実証調査

#### 1. 遠隔生活コールセンター支援構想が生まれるまで

この節では、遠隔生活コールセンター構想が生まれる経緯を述べる。検討過程の記述は、第1部、第2部に述べた内容と重複するが、当時検討した情報とその内容を忠実に記載するので、(1) (2) (3) にあっては、科学技術基本計画、科学技術政策研究所の報告書、生活支援調査については提案をした平成25年度までのものである。経過途上のものとしてご覧いただきたい。新たな記述としては、特に(4) (5) が提案に当たって考慮された条件としてみていただきたい。

##### (1) 外国人研究者受け入れ政策

日米摩擦問題がピークに達した1980年代、新日米科学技術協力協定改定問題として、研究者の受け入れと派遣の極端なアンバランスを改善する「シンメトリカルアクセス」が米国から強く要望され、外国人研究者の受け入れを促進すべく、早急に「フェローシップ制度」を創設することが国策として推進された。このため、日米協定妥結直後の昭和63年度からは科学技術振興調整費により、また平成2年度からは新技術開発事業団事業として、「STAフェローシップ」が開始された。これらは、学問の自由の問題の少ない公的研究機関で始まったが、やがて大学において日本学術振興会（JSPS）の「外国人特別研究員制度」が始まり、その後順調に継続している（平成13年度の文部省と科学技術庁の統合後はJSPSで一括して「外国人招聘研究者事業・外国人特別研究員事業」として行っている）。

これらの政策の結果として、中長期（1か月以上）の地域別の受入／派遣研究者数比較は、ヨーロッパ地域に関して平成12年度以降受け入れ者数が派遣者数を上回っており、北米地域も平成15年度以降受け入れ者数が派遣者数を上回っている。

##### (2) 外国人研究者受け入れの政策目標の変貌

外国人研究者受入のための政策は第1期計画（平成8～12年度）以来必ず定められており、第1期では摩擦問題への緊急対応から具体的な数値目標まで定められていた。しかし、第3期計画（平成13～17年度）からは「科学技術システム改革」の一環で取り上げられ、従来の国際交流の観点だけではなく、世界一流の研究者をはじめとする優秀な人材が、国籍を問わず数多く日本の研究社会に集まり、日本の研究の水準向上を図られることを期待しているという意味で新しい政策展開がみられた基本計画であった。第4期計画（23～27年度）では、「世界トップレベルの基礎研究の強化」として位置づけて、国際的な頭脳循環（ブレインサーチュレーション）における中核的拠点とするための要件としている。

また、生活支援についてのきめ細かい要請が出されている点も注目される。これは、従来の国際交流の観点からの受け入れが、人數を中心に考えられ、若手研究者が期待されていたのに対し、第3期以降の日本の研究水準向上を期待される外国人研究者としてはシニ

アな研究者が期待され、その際は家族（特に子供）同伴や質の高い生活がのぞまれることから生活支援の質も高まることが予測されたと考えられる。

基礎研究を振興するための競争的資金制度が多く創設され、特に近年、「世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）」（平成19年度より）、「国際化拠点整備事業（大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業）」（平成22年度より）などが国際化のための豊富な競争的資金が提供されるようになり、それぞれのプログラムの中で外国人研究者の受け入れが積極的に行われているところであるが、これらのためにも十分な生活支援が必要となっている。

### （3）外国人研究者の生活支援水準

このような外国人研究者受け入れの量的な達成の一方で、外国人研究者を巡る環境の改善が問われることとなる。科学技術政策研究所の「科学技術の状況に係る総合的意識調査（定点調査2010）」（NISTEPREPORT No.146／2011年5月）では、外国人研究者に関する設問を設け、海外の優秀な研究者の受け入れ体制、海外の優秀な研究者数とも、不充分との評価が第3期科学技術基本計画期間中継続している状況であると指摘している。このような科学技術政策研究所の定性的な調査を踏まえ、平成23年度文部科学省では定量的な実態を把握するとともに、障害となる事項について分析を行うための全国調査を実施した（「外国人研究者の受入状況についての調査」（23年度JISTEC受託））。

「生活支援」とは、外国人研究者が日本の大学・研究所に勤務するに当たり通常必要とされる生活関連の支援であり、具体的には、①入居のための住宅手配、②電気、ガス、水道、電話開設等、③ビザ手続きへの支援、④診療のための手配、⑤自動車関連の手続き支援、⑥銀行関連の手続き支援、⑦子弟就学への手続き支援、⑧日本語教育への支援、⑨事故等緊急時の対応の支援などである。

調査の結果、生活関連の支援の各機関における自らの評価は、一部（③、①、②）をのぞき、不十分と言う回答であった。また緊急事態として、東日本大震災の際被災した大学・研究所においては外国人研究者に対する安否確認について57%が問題ありとの回答も寄せられた。さらに、生活支援の実施者は、友人、ボランティアの実施する割合も高く、また外国人研究者を多数受け入れている研究室では、ホスト研究者が外国人研究者の受け入れ及び支援に忙殺されているのが実情である。

一方、外国人研究者のためのワンストップセンター等が整備されている組織はわずかであり（17%）、国際関係の担当者を設置するにも、運営費交付金の削減している状況ではほとんど不可能であり、ホスト研究者のボランティア的な支援に期待するしか方法がないのが現状である。

### （4）特に外国人研究者の家族に対する支援の必要と問題

外国人研究者の生活支援業務についてはその公務性、公的資金支出の妥当性が問われる場合がある。すなわち、ホスト研究者や国際関係職員にあっては研究者または家族の行政手続きや医療行為等への随行、同行することを職務として行うことの問題、またこれに伴って発生する旅費や公用車の利用、その際の事故の発生に伴う責任などが必ずしも解決していない問題として組織内で残っている。

これらについては使用者である大学・研究機関が、その必要を認め、業務として行うことを許容する場合に限られる。その際は労災の対象となり、また使用者責任が認められ、大学・研究機関が損害賠償責任を負うことを踏まえて、機関としての判断がなされていることが必要である。しかし調査の結果では、そうした内部での合意が総務・経理部門と取れていない例が多く指摘されている。特に研究者の家族については、十分手当てされていないことが報告されている。

本来これらについては、大学・研究機関の職員でなく、外部に包括的にアウトソースすることによりこうした問題を解消できると指摘されている。しかしながら、アウトソースの経費が課題であるケースが多く、ほとんどの機関ではこうした方法をとることができないでいる。

#### （5）遠隔型生活支援の提案

このため電話やインターネットを活用して、安価で十分な生活支援を行う方式を提案するものである。実際、JISTECが支援業務を行う筑波や柏においてもすべて対面して相談し、随行を行う業務ばかりではなく、外国人研究者やその家族も簡便な連絡方法を選ぶケースも多いので、事前に十分な準備をすることにより、安価で効果的な生活支援を行うことは可能である。

すなわち、①必要な施設（病院、警察、銀行、市役所等）の所在情報と属性情報（英語が通じるか、勤務時間はいつからいつまでか、連絡窓口はどこかなど）を整備すること（特にマップ化することが望ましい）、②電話やインターネットでマップを指示・連絡できる生活支援者の体制を確保すること（場所として沖縄や北海道でも理論的には可能である）、③外国人研究者の所属する組織の責任部局との業務分担を行うこと（英語を必要としない業務については当該部局が行なうことが望ましい）、④可能な場合には、週1回等の巡回訪問を設定しどうしても対面の必要な支援を行えるようにすること、などである。

このような支援体制を東京近郊で構築し、効果的効率的安価な支援サービスの実証を行うものとする。

## 2. 地域限定型遠隔支援構想（ホームページを用いたもの）の計画とその評価

### （1）計画

#### 1) 基本的考え方

現在筑波における外国人研究者のフルサポートの生活支援はつくば市に所在するJISTEC筑波事務所に常駐する総合サポートセンターの専門家により行われている。これに準じたものとして、東京大学カブリ数物連携宇宙研究機構（柏市所在）では、筑波事務所の専門家による電話サポートと当直制を合わせることによりつくば並みのサポートを行っているが、地域的には筑波事務所による支援はこの地域までを限度としている。このほか、極めて限定された地域で、拘束度の高くない比較的安価な生活支援を試験的に東京三鷹市で行っている（詳しくは後述）。

しかしながら十分な情報インフラ（視覚化された情報を提供するホームページやイントーラ等）が整備されていれば、外国人研究者の所在する大学・研究機関のサポートセンター

をほとんど介することなく、必要な生活支援を電話やインターネットで行うことは可能である。また、予めこのようなインフラを利用して準備することにより、複雑な手続きを要する入院や行政手続き等を、本人自身ないしサポートセンターが最小限の負担でサービスを受けることも可能となる。

このため、モデル機関・地域を設定し、このような情報インフラ（ホームページ）を整備し、それを機関の研究者の利用に供して生活支援サービスを行えるようすることとする。

ホームページの開発に当たっては、当該機関の研究者及びその支援をする担当者のニーズを把握するとともに、地域性に応じて情報を収集する。また、その後のメインテナンスを安価かつ簡便に行うことができるよう、当該地域で作成されている民間等のホームページを活用するようにするとともに、民間のホームページの質や更新頻度などを評価しランク付けして提供することとする。

外国人研究者に対する情報の提供に当たっては、本部又は筑波事務所においてホームページ作成から関係した担当者が電話やインターネットによる生活支援に当たることとし、必要に応じて施設を訪問し、遠隔型生活支援だけでは不十分な支援を実施し、最終的には遠隔型生活支援の改善を図ることとする。

これらのモデルの開発により、全国版の遠隔型生活支援を行うための実証的な調査研究を行うこととする。

## 2) 具体的計画と実施

分かりやすく記述するために、JISTECで行われている3つの代表的な地域に沿って記述して見ることとする。

### 1. 筑波型（事務所直営型） ←機関との契約に基づく業務

- ①支援者：つくば事務所に常雇用されているJISTEC初期からのベテランサポート（ネイティブ）による高度支援（依頼のあるすべての要請を支援）
- ②特質：随行を中心とした属人的支援（雑用が多くマニュアル化は進んでいない）
- ③展開：人的制約があり、基本的には事務所の所在するつくば市内（TX沿線の東大柏を含む）に限る。未開拓の研究機関への働き掛けは可能である。→環境研、筑波大、KEK（つくば）など逐次進展しつつある。

参考：NIMS（入札1000万円）、東大柏（随契500万円）、その他小額随契

### 2. 柏型（事務所半直営型） ←機関との契約に基づく業務

- ①支援者：つくば事務所に常雇用されているJISTEC初期からのベテランサポート（ネイティブ）による高度支援（依頼のあるすべての要請を支援）
- ②特質：通常はメール・電話による応対を業務、限られた日（2日）は駐在・随行。
- ③展開：東大柏に限る。

### 3. 三鷹型（遠隔支援＋駐在型） ←機関との契約に基づく業務

- ①支援者：パートタイム経験者による開発試行型（一応典型業務を定めているが、研究段階で弾力を持たせる）の臨機応変の支援

- ②特質：通常はメール・電話による対応業務、限られた日（2日）は駐在・随行。
- ③展開：三鷹を中心とした東京西部の地域展開

そこで本調査研究では、上記典型的のうち、三鷹型（遠隔支援+駐在型）をモデルにより合理化・簡素化を図ったモデルを提案することとし、かつそのモデルを実際に運用してみることとした。

特に、従来は1機関の要請に応じて生活支援サービスを提供してきたが、本調査研究に当たっては地域を特定し、その限られた地域の中で複数の機関に均質なサービスを提供することにより、一層安価で安定した生活支援サービスを提供することも考えた。

このため、次のような方式により遠隔型生活支援モデルを設定し、自主的な試験研究を行うこととした。

（1）目的：地域に散在する外国人研究者の生活支援に資するため、遠隔型の生活支援（インターネットや電話などによる外国語による支援）の方式を開発することとする。そのためにモデル地域において必要なホームページ等を制作し、その利用状況を調査し評価する。

（2）実施者：J I S T E C

（3）研究期間：平成25年10月1日～26年9月30日

（4）調査方法：J I S T E Cの外国人生活支援の専門家が外国人研究者の所在する研究機関と協力して実施する。

（5）作業プロセス：

①研究機関の所在する地域の生活支援情報（医療、警察、行政手続き、生活立ち上げの諸準備等）をJ I S T E Cは収集する。

②生活支援情報を英語によるマップ、データベース等に整理し、研究機関（又はその生活支援業務を受託した者）に提供する。

③研究機関（又はその生活支援業務を受託した者）ないし外国人研究者がマップ、データベース等を利用した評価を頂く。

④マップ、データベース等の改善方策を検討する。

⑤上記①～④の他に調査内容として、研究期間中、マップ、データベース等の利用に当たりインターネットや電話などによる外国語による支援（Q&A）をJ I S T E Cが実施することも含め得る。

（6）経費：J I S T E Cが全額負担する。研究機関には現在持ちよりの生活支援情報、あるいはそのニーズ等の提供などの御協力を頂き、また研究者等への広報普及をお願いする。

なお、作成されたマップ、データベース等の研究期間後の利用については適宜協議することとしたい。

（7）上記の他、筑波、柏の例に倣い、研究機関の実費負担により、同行・随行業務を行うこととする。

（8）なおこのシステムは永続する可能性が高いところから、研究期間終了後（平成26年10月1日～）からは会費制による友の会方式による生活支援システムを想定し、この友の会システムとの接続を考慮しながら研究開発を進めるものとする。

この実証調査を行うために、①東京都相模原市（JAXA宇宙科学研究所ほか）と②東京都三鷹市（国立天文台ほか）を候補にフィージビリティ調査をまず行い、最終的に東京都三鷹市（国立天文台ほか）を実施エリアとして選んだ。

（もともと、東京都三鷹市の中心を成す国立天文台は前年度に個別契約により生活支援業務を行っていたところから、国立天文台は協力機関とし、他の三鷹近辺の研究機関を参加機関として構想を進めることとしていた。ところが、計画を進めている最中に、生活支援業務が JISTEC 以外の機関が落札することとなり、協力機関としては依頼しないこととなった。その後天文台より、国立天文台も参加機関として直接参加したい旨の要請があり、すでに交渉を始めていた他の機関と同格で参加を求めるに至った。）

したがって、現在では上記 3 の三鷹型（遠隔支援+駐在型）は終了しており、次の会方に切り替わっている。）

### （3）自己評価

①サポートスタッフが研究機関内に常駐し、外国人研究員と対面式で生活支援を行う従来型の手法はそのサービスを取り入れる機関にとってコスト負担が大きく、軌道に乗ったかと思えば契約金額や機関上層部の意向などにより、毎年度同内容・同レベルのサービスが継続して外国人に提供されるとは限らない。受け入れ機関や受け入れ担当部署の都合で生活支援が行われたり、打ち切られたりすることは、日本側の招聘機関・研究室が考へている以上に外国人研究員にとって死活問題である。常駐型・対面式に代わるあらたな試みとして遠隔式生活支援が始まった意義は大きいと考える。

②さらに、基本的な問い合わせ・依頼はメールで行い、必要に応じサポート現場へ同行・直行するという支援方式はある程度生活基盤が出来上がった外国人については特に利便性が高いものと考えられる。彼らはすでに自分で情報収集をし、調べるという術を身につけており、サポートしてほしい内容をピンポイントで依頼してくることが多い。ギリギリまで調べ、「ここから先がわからないのでアドバイスが欲しい」という問い合わせが多い。生活情報・位置情報の提供などはメールで十分だと感じる。

特に帶同家族の悩みや子弟の教育などさらに踏み込んだ内容の問い合わせについてはメールのやりとりのみではサポートする方もされる方も不安が残るため、一度は直接会って話を聞く必要がある。来日したばかりで右も左もわからないという場合も同様である。その際は研究者の在籍する機関まで出向く必要がある。SNS（Facebook など）が発達した現代といえどもサポートを行う側も受ける側も会わないまま、面識のないまま込み入った話（家族・持病・個人的事情等）はしにくい。信頼関係が築けて初めてプライベートな相談ができるというのは万国共通のフィーリングである。

③外国人研究員は世界各地の大学や研究所に留学・勤務した経験から「世界中どこでも行けばどうにかなるだろう」と比較的外国生活を楽観視していることが多い。しかし、来日してみると都市部で比較的英語が通じるアジア諸国と比べあまりに英語が通じない、英語表記が少ないと愕然とする。すでに学生ではないため、以前は大学の留学生課が提供してくれたような支援も受けられない。そのショックが本来研究に向けるべき集中力を削いでしまう懸念は拭えない。民間や外資系企業などでは当該外国人に付く秘書が日常生活

活や語学の問題を支援補佐するのが当然であるが、教授レベルまで到達していない若手外国人研究員には相談できる相手が限られてくる。滞在期間も限られているため在日同胞と交流することも少ないようだ。「日々の簡単なことがひとりでできないのがいらだつ」「いったい何のために日本に来たのか」「どうせ相談してもたらい回しにされる」という声もたまに聞かれる。生活基盤を固めていく過程で遠隔生活支援制度があることは心の拠り所としての意義が大きい。来日早々、生活基盤が固まれば落ち着いて研究に従事できる。また、ホスト研究員や日本人同僚に直接聞きにくいくこと（日本の職場における風習・マナー等）なども第三者である生活支援スタッフには相談しやすいと考えられる。

④すべてのサポートを遠隔ベースで行うことは難しいが、遠隔生活支援制度はホスト研究員や研究機関の国際担当部署、そして外国人研究員にとって「いざというときにはここに聞くことができる」という一種の保険のような安心感を提供できることから期待の新支援サービスの形だといえる。

特に外国人研究者生活支援の制度は、国公立の研究機関でも大学でも雇用する側により制度設計されており、雇用する側が雇用慣行（例えば日本人と差別して優遇的な福祉サービスを与えることは難しい）や会計制度の制約から、十全な制度を準備できない部分が多くあり（平成23年度JISTEC報告「外国人研究者の生活支援及び住宅支援における法的問題の調査研究」）、アウトソースによる遠隔生活支援システムは今後、全国でも大いに採用されるべき形態であると考えられる。

⑤具体的な例でいえば、本システムについては、国立天文台が最も利用頻度が高く、他の機関はほとんど利用はなかった。むしろ、年度替わり時期に、想定外の事態が起きたときの対応機関として、一種の保険のように考えられていたようである。

国立天文台にあっては、随行頻度も高く特殊な業務に対応することとなった（教育支援）。前述したように、生活支援業務がJISTEC以外の機関が落札したが、けっきょく落札機関で対応しきれない事態が発生したために、その代行をすることとなったものである。

本システムはこのように、大学・研究機関等の事務部局等が生活支援を行うものであるにもかかわらず、採用される研究者の特別な属性等に応じて、自らが実施することが困難な問題に逢着する。これに対応するための補完的な組織として位置づけられたと考えられる。

その後、2年度目からは研究所において改善を図るべく組織の見直しが行われているようだが、それに応じての新しい問題もまた生じているなど、遠隔式生活支援は引き続き継続している。基本的には外国人研究者に対する直接の生活支援業務から、組織内の支援者に対するコンサルタント業務に変質しつつあり（もちろん最後には直接の生活支援業務の実施を期待されているが）、新たな展開を検討する必要がある。

### 3. 全国型遠隔支援構想の計画と調査

平成26年度の地域限定型遠隔支援構想は、JISTEC創設以来の筑波型・事務所直営型を典型として、その合理化を図る方式として考えたため、緊急の場合の随行・同行を念頭に入れて設計された。このため、完全な遠隔支援型というには、中間的な方式であった。したがって対応できる範囲も、筑波及び東京の拠点から駆け付け可能な地域に限られ

ることとなり、実証試験の候補も三鷹周辺だと考えられていた。

28年度前半期における外国人研究者受入調査の段階で、アンケートに新たな事項として遠隔生活支援の希望を問うたところ 16 機関から希望する旨の回答があり、ここから遠隔生活支援の具体的なスキームを形成することとした。平成 28 年度の全国型遠隔支援構想は対象を全国の大学・研究機関としたために、原則として随行・同行は行わないこととしたが、どのようなサービスが希望されるかを調査するために、東京近傍の機関に関しては、機関又は研究者の実費負担による随行・同行を行うこともあるとした。

平成 28 年度全国型遠隔支援の実施に当たっては、実施機関との取り決めを結ぶにあたり、様々な情報の提供を受けており、この段階でインタビュー調査を実施していることともなった。詳しくは、第 2 章に取りまとめられている。

総論的に取りまとめれば、遠隔支援を希望している機関にあっては、外国人研究者の事情は改善していないにもかかわらず、アウトソースの必要が年々高まっている。参加者からの意見は、

- ①生活支援業務の困難性
- ②困難性を増す機関・研究者ごとの支援の多様性
  - 1) 来訪研究者の多様性（国籍、属性など）
  - 2) 機関自身の内部の支援体制の多様性（担当者の人事異動、幹部の異動）
  - 3) 支援組織以外の制度変更（外部資金の交付規則）
  - 4) 機関ごとの規則の拘束性の強弱（身分規則、財産規則など）
  - 5) 国際交流組織の多元性

等があげられている。

特に、アウトソースを考える場合、従来（例えば筑波や柏の例）支援の依頼が、研究者から外部支援者に進むものが原則となっていたが、遠隔支援を希望している機関にあっては、

- ①研究者→外部支援者
- ②研究者→組織内支援者→外部支援者

の二通りがあり、圧倒的に②のケースが多かった。組織内支援者の権限や責任が明確なところが多く（にもかかわらず十分な支援ができない）、組織内支援者の判断がまず期待されている。

当然のことながら、外部支援者が支援業務を行うとしても、内部支援者が内製ができる限度を超えた業務がアウトソースできるとすれば、それらは一律なものではなく、組織ごとに様々なメニューを用意しないといけないこととなる。

一方でこうした生活支援は通常予算手当てがしにくいものが多く、アウトソースするとしても最小限の出費しか期待できない。つまり丸投げではなく、個別の本当に必要不可欠なものだけをアウトソースすることになる。

そして、その意味では、こうした事態が常時起こるのではなく、万が一起こった場合の保険として機能すればよいものであるという考え方方が強い。具体的に整理すれば、次のよ

うになる。

- (1) 研究者が直接外部支援者に依頼するのではなくて、組織内支援者に相談してその判断を待つことになる。
- (2) 組織内支援者はある程度の責任と能力を持つことから、組織内支援者の必要とする最小限の支援（ノウハウなど）を提供することが望まれている。
- (3) こうしたうえで、最低限の外部支援を有償で期待する。その場合は、通常の有償契約のような継続的な給付行為を求めるのではなく（この場合は競争入札契約か随意契約となることと思われる）、友の会のような会員制でその都度随時のサービスを受けられる体制が望ましい。

外国人研究者に提供するサービスは、すでに、生活支援項目として整理されており、これらを外国語によってサービスすることが望まれているが、組織内支援者の場合は、外国語で提供することは必ずしも求められておらず、一般的な生活情報、地域特有の生活情報として提供され、場合によっては組織内支援者の指示のもとに調査を行うことも含まれることもある。その意味では在来の、（丸投げの）生活支援業務というより、（いざという場合は生活支援業務も可能である）コンサルタント業務として位置づけることが適当と考えられる。

## 第2章 28年度遠隔支援実証調査の結果

### 第1節 遠隔支援試行サービス希望機関へのヒアリング結果

今回アンケート調査の設問8において遠隔生活支援を体験してみたいという回答のあつた機関について回答内容を検討し、10機関（研究機関3、大学3、民間企業4）に対して事前訪問を行い、外国人研究者等の受入支援についての現状と課題、ひいては試行体験に何を期待しているかをヒアリングした。結果を以下に示す。

#### 【現在の支援体制】

##### (担当部署)

- 國際連携室スタッフが病院同行などをしている。（研究機関）
- 人事課もしくは研究室で手分けしているが、つい先ごろ、レアな支援ケースが重なり苦労していた。（研究機関）
- 新規招へい者に対しては、VISA、住宅手配、学校、医療の4点が大きなポイントになる。着任時のVISA、住宅手配まではできるが、学校関連や医療サポートまでは難しい。（研究機関）
- 前任者から5カ月前に引き継いだが、前任者は長期滞在している一人の外国人研究者に支援業務を丸投げしていた。その人はボランティアで長年、他の外国人の世話をしていたが、自分の時間が削られるために今後の支援はできないと苦情があった。前任者からの引継ぎも何もない状態で、何をどこからどうしていいか全

く分からない。今は一つ一つ手探りで対応している状況である。(民間)

- 5名の外国人に対して2名で支援に当たっているが、人事というセクションがら、他業務が忙しく、時間のやり繰りに苦労している。(民間)
- 宿泊(住宅)の世話に難儀している。(首都圏大学)
- 米国人教授が長年、ボランティア的に支援にあたっていた。ほぼ24時間対応で出産から何からの世話をし、結果として地域の信頼を得たことが大きい。教授への信頼から地域の人々の協力を得ている。(地方大学)
- 教授のビザ(長期)については国際課で申請しているが、申請業務の宣伝はしていない。入管は近いので、整った書類を届けたり受け取ったりするだけである。短期招へい者のビザ申請はホスト研究室が行う。(地方大学)
- 男性外国人研究者の奥さんに関する支援は、「女性研究者支援室」の“裏ミッション”として実施している。ここまでが制度の限界だろう。(地方大学)
- 公立小学校に対し、配布物のプリントを電子データで提供するよう要請している。電子データがあれば、本人が翻訳ソフトを使って有る程度理解することができるため。(地方大学)
- 役所の書類等は留学生のためのSupport Deskが翻訳を行う。Support Deskには修士/博士課程の学生2名がアルバイトとして常時在席している。(地方大学)

#### (外部委託／ボランティア)

- 外部の医療支援を検討したが、請求書の宛名が個人名にできないことでNGとなつた。(研究機関)
- 今年度より、行政書士事務所にビザ手続きを1件￥2.7万で外注し始めたが、もう少し安いところがないか探している。(研究機関)
- 市役所の手続きや病院への動向が必要時に、自治体の「お助けマン制度」を利用している。(地方大学)
- 医療対応については、学部単位で実施可能な外部業者も検討したが、名寄せができないと単価が高くなるため、3分の1の経費で済むボランティア組織を利用することになった。(地方大学)
- 市にはインターナショナルスクールがないため、公立の小学校に入れざるを得ない。配布物の翻訳等は市のボランティアがサポートしている。(地方大学)
- 公立小学校に入る外国人子弟の世話を学生ボランティアが実施している。部局長夫人(米国人?)が医療通訳ボランティアを立ち上げ、米国流の本格的なボランティア活動を24時間体制で始めた。病院、健診の他、保育園の世話までを行っている。実施内容はDB化し管理しているらしい。人が替わっても実績やノウハウを引き継げるようになっている。ここを利用するときの謝金は競争的資金から拠出している。(地方大学)

#### (保険)

- 留学生には生協の安価な保険を適用しているが、保険の概念の無い国から来る研究者/教職員に保険加入を強く勧めることはできない。万一の際を考慮し、「賠償

責任」だけは加入してもらっている。(地方大学)

### 【現在の課題】

#### (担当部署)

- 随行業務は結構ある。受入れる人材や研究所によって課題は異なる。各研究所の立地条件も関係する。(研究機関)
- 入国手続きの件数が多く、それ以外の支援に対する時間をつくりづらい。入国ビザまでは担当部署でまかなえても、それ以上の支援となるとマンパワー不足である。また、自治体への住民登録について、研究室のアシスタントがうまく対応できず、人事課で処理したことがある。(研究機関)
- 小さい子供連れが多い。事業所に託児所はあるが、外の保育園に入れるための手続きに苦労した。(研究機関)
- 子弟の学校に関連して外国人研究者の住居は点在しており、細かいサポートがしづらい。生活情報の提供が手薄になる。(研究機関)
- 新規雇用時に必要な入国管理局、ビザ手続きといった一連の手続きの流れとスケジュール感が分からぬ。現場からは無理なスケジュールで雇用手続きを急かされるが、申請業務に最低限どれくらいの期間を必要とするかなど、業務に不慣れなため、場当たり的に対応する状態。(民間)
- 英語に不慣れな担当者にとって、来日後の公的手続きが難しい。帰国時の手続きにも不安がある。また、行政書類などの翻訳が難しい。(民間)
- 自主努力をせざるを得ないがなかなか国際化できない。(首都圏大学)
- 教職員より、学生(修士/博士課程)の家族連れが目立つ。アジア某国は結婚が早く、修士/博士課程でも家族連れて来日する。出産もあるため、研究者支援がこのような学生にも適用されると有り難い。(地方大学)
- ネガティブな支援案件が続くと、担当者も部局も対応の腰が引けてくる。最低限必要な支援だけになりがちである。(地方大学)
- 業務の範囲としての支援なのか個人的な支援なのか切り分けが難しい。(地方大学)

#### (外部委託/ボランティア)

- 賃貸住宅に係る保証人が欲しい。(首都圏大学)
- 長年、ボランタリーに支援してくれていた外国人教授が退職してしまう。状況をみながら一つの可能性としてアウトソーシングも検討しているが、予算も厳しい。(地方大学)
- 現状、ボランティアに頼っているが、有事の際の責任所在が懸念である。(地方大学)
- 24時間対応の詰め所がある便利屋的支援があるとよい。留学生をアルバイト雇用し、支援実績報酬もしくは包括契約でもいい。(地方大学)

### (住宅関連)

- 内部施設は3ヶ月迄しか利用できないため、それ以外の住宅手配が必要だが、対応しきれない部分がある。(研究機関)
- 社宅制度適用外の外国人についてはURの利用を推奨するが、退去時に問題が発生する場合がある。(研究機関)
- 帰国時の立会いといった付帯サービスのついた保障/保険があればよい。(地方大学)
- “GTN (Global Trust Networks)”という外国人専門住宅保証会社はあるが、保険料が地方の家賃相場に馴染まない。(地方大学)

### (予算)

- 国策として外国人を呼ぶにも関わらず、会計検査では経費の執行に追及が入り、受入環境を整備しにくい。(研究機関)
- 3年いるといつても優秀な人材は1~2年で米国等に引き抜かれてしまうが、研究者の横のネットワークのおかげで社名の宣伝にはなる。(民間)

### 【遠隔支援（試行サービス）への期待】

- 直ぐに何かあるというわけではないが、困った時に支援担当者が相談できると有り難い。(研究機関)
- 取り扱いに不慣れな支援ケース（保育園の斡旋等）が発生したとき、支援担当者へのコンサルティングが欲しい。(研究機関)
- 医療に関する支援に興味がある。必要に応じて、支援担当者に情報提供があるとよい。(研究機関)
- 支援者のための手続きマニュアル的なものが欲しい。タイムスケジュール感が分かると有り難い。(民間)
- ビザ手続きについて、安い外注先があるとよい。(首都圏大学)
- 将来的な支援の形態として検討し得るかどうか判断するために試行サービスを利用したい。(地方大学)
- 研究者用の総合保険について、短期招へい者のための保険に关心がある。(地方大学)
- ボランティア対応が充実しているので、外国人本人よりもホスト研究室や担当部署の担当者向け支援の方に興味がある。(地方大学)
- 総合保険制度に興味がある。ニーズがあるかもしれない。(地方大学)

以上の通り、現状と課題は様々であるが、特に支援部局の担当者に対して、イザという時に支援が受けられることへの期待が高いことが伺えた。試行サービスを行うにあたっては被支援者リストの提示を求めたが、支援部局の担当者の氏名が外国人研究者そのものの名前よりも多く寄せられることから、支援職員に対するコンサルティング的な支援がより強く求められていることが明らかとなった。

## (参考)

### 外国人研究者の生活支援に関するコンサルタント・遠隔支援サービス（試行版）のご案内

この案内は、公益社団法人科学技術国際交流センター（以下、JISTEC という）が行う少人数事業者に対する「外国人研究者の生活支援に関するコンサルタント・遠隔支援サービス（試行版）」を紹介したものです。

#### I J I S T E Cのサービス

##### 1. 支援内容

機関が受け入れる外国人研究者等（家族含む）および受入外国人を支援する日本人スタッフに対して、以下例に示すような日本における日常生活上の様々な相談に対する電話およびメール対応を行うとともに、機関の受入管理体制に係るコンサルティングを行います。

（例）市役所、不動産会社、入国管理局、銀行、病院等、学校、幼稚園、託児所等の手続きに関するアドバイスや、交通事故、急病等の緊急対応時の初動に関するアドバイス。

これから訪日する予定の外国人研究者についても対応します。

ただしこれらは、外国人研究者の所属する研究機関の外国人研究者生活支援業務を補佐する内容とさせていただきます。

2. 相談・コンサルタントは、原則メールでいただけると間違いがなくて助かりますし、頻繁に連絡が可能です。必要に応じて電話連絡とさせていただきます。電話相談は週1回（13:30～17:30を目安）となります（電話相談可能な曜日は火曜日ですが、変更もあるので、JISTECホームページにて毎回ご確認ください）。

担当（コンセルジュ）は坂井となります（メールアドレスは後日ご連絡します）。

##### 3. 対応言語は英語もしくは日本語とします。

##### 4. 試行期間

試行期間は、平成28年●月●日から平成29年3月31日までとします。

##### 5. 経費等の負担

本試行サービスは平成29年3月31日まで、利用の頻度に関わらず無料とします。

##### 6. 情報の取り扱い

本業務に関連して提供された情報、資料等について、JISTECは業務の遂行以外で使用しません。

##### 7. 状況の変更

災害など状況の変更が生じた場合は、上記サービスは見直しさせていただくことがあります。

## II 支援を受ける機関へのお願いと手続き

### 1. 担当者登録

各研究機関は、本件サービスに係る支援サービス担当者を決め、JISTECにあらかじめ登録してください。

### 2. 研究者等登録

各研究機関は、このサービスを受ける研究者及びスタッフのリスト（氏名、国籍、電話番号、メールアドレスなど）をあらかじめJISTECに提供してください（人事異動などがあった場合は、逐次変更可能です）。JISTECはこのリスト搭載者にサービス提供を行います。

### 3. 担当者への報告

研究者からの了解を取ったうえで、研究機関の支援サービス担当者に必要な情報（例えば緊急入院等の情報）をお知らせします。また、研究機関全体に係る状況報告も期末に行います。

### 4. 調査研究へのご協力のお願い

調査研究の一環として、研究者及びスタッフに対し、期末に、本件サービスに関するアンケートを予定しておりますので、よろしくご協力ください。

また、個人名は一切出さない前提の上で、サービス提供の過程で得られたデータを調査研究の目的で活用させていただくことがありますのでご了承ください。

### 5. その他サービス

JISTECでは上記以外で、可能な範囲で情報提供以外のサービスを行わせていただきます。実費が必要となることもありますので、前広にご相談ください。

---

## Introduction to Remote Support Service (Trial)

This is to introduce you to JISTEC's remote lifestyle support service for international researchers, targeted towards small to medium sized organizations/companies.

### I. JISTEC's Services

1. Nature of Support: JISTEC will provide consultation to international researchers and to the Japanese supporting staff on day-to-day life matters through e-mail and phone. JISTEC will also provide consultation on support systems of the receiving organization. e.g. Transactions at local city hall, real estate agent, immigration office, bank, medical institutions, schools, and kindergarten/daycare. What to do in times of accidents and

medical emergencies. JISTEC shall also provide prior consultation to researchers who are about to arrive in Japan. However, please note that the nature of consultation shall be to assist in the support activities.

2. Method: In principle, inquiries shall be accepted through e-mail. Should the needs arise, we may conduct consultation through phone. Consultation through phone shall take place on a weekly basis (e.g. Monday 13:30-17:30). The exact date shall be announced on JISTEC's English website. Consultation and advice will be provided Ms. Shoko Sakai.
3. Language: The language of consultation shall be English or Japanese.
4. Trial Period: The trial period shall start from xx xx, 2016 and end on March 31, 2017.
5. Cost: It will be free of charge until March 31, regardless of service frequency.
6. Handling of Information: Personal information obtained for this service shall not be used for purposes other than remote support.
7. Exceptions: Should there be any natural disasters, or any unavoidable circumstances, the above conditions shall be revised.

## II. JISTEC's Request to Organizations Receiving the Service and Procedures

1. Pre-registration of person in charge: The organizations wishing to receive JISTEC's services shall decide on an internal person in charge (i.e. administration staff) and pre-register with JISTEC.
2. Registration of researchers: Each organization shall submit a list of international researchers who wish to receive this service including his/her name, sex, nationality, e-mail address and phone number.
3. Reporting: After consent from each international researcher, JISTEC shall provide necessary information to the person in charge. e.g. If a researcher is suddenly hospitalized, JISTEC shall notify the person in charge. At the end of the trial term, JISTEC shall also provide the organization with a report.
4. JISTEC's Request for Cooperation: As part of a research project, JISTEC shall ask international researchers and administrative staff to do a survey at the end of the term. Please note that JISTEC may utilize the data obtained through the survey on an anonymous basis. JISTEC shall not disclose any individual names.

Other Services: JISTEC may provide other support services besides consultation. In such cases, the organization wishing to receive such services shall be asked to bear transportation cost for JISTEC's support staff. For on-site support, please consult JISTEC beforehand.

## 第2節 遠隔支援試行サービスの実施内容

試行サービスは被支援者リストを入手した時から開始するということで、リストの提示のあった機関から隨時、スタートしていった。利用状況は次の通りである。

| 日付           | 機関属性  | 照会者    | 連絡法    | 依頼内容                                      | 支援内容  |
|--------------|-------|--------|--------|---|---|
| 12/19<br>(月) | 民間    | 支援担当者  | メール    | 来年度受け入れるJSPS特別研究員の国保以外に適用する保険について、情報提供の依頼 | JSPSから適用できる外国人研究者用の保険があることを該当URLと共に情報提供                     |
| 1/5(木)       | 研究機関  | 支援担当者  | メール    | 3月入所予定者のサポートについての事前打診                     | リストの受領  |
| 2/6(月)       | 地方大学  | 外国人研究者 | メール    | 永住権取得についての相談                              | 内容調査の上、情報提供   |
| 2/20<br>(月)  | 地方大学  | 外国人研究者 | メール    | 寮から外への引越、国内線へのドローン持ち込みについての相談             | 内容調査の上、情報提供   |
| 2/23<br>(木)  | 地方大学  | 外国人研究者 | メール    | 私物の無償サポート(交換)についての手続き支援(用紙の記入や送付方法等)      | 内容調査の上、情報提供   |
| 3/9(木)       | 首都圏大学 | 支援担当者  | メール    | ビザ申請に関する外注先の相談                            | 相場調査と情報提供   |
| 3/14<br>(火)  | 地方大学  | 外国人研究者 | メール、電話 | 私物の無償サポートについての相談                          | 情報の詳細が混み合ってきたため、複数のメールのやり取りの後、本人に電話。その後、業者に代理連絡。回答結果を本人に伝達。 |
| 3/15<br>(水)  | 地方大学  | 外国人研究者 | メール    | 私物の無償サポートについての相談                          | 業者への連絡と本人への結果通知   |
| 3/16<br>(木)  | 地方大学  | 外国人研究者 | メール    | 私物の無償サポートについての相談                          | 業者への連絡と本人への結果通知   |
| 4/10<br>(月)  | 地方大学  | 外国人研究者 | メール    | 私物の無償サポートについての相談                          | 業者への連絡と本人への結果通知   |
| 4/14<br>(金)  | 地方大学  | 外国人研究者 |        | 御礼の顔合わせ                                   | 被支援者より、東京立ち寄り時に直接御礼を言いたいとの連絡→飛行機の都合で中止                      |

|        |      |        |     |                  |      |
|--------|------|--------|-----|------------------|------|
| 5/9(火) | 地方大学 | 外国人研究者 | メール | 私物の無償サポートについての相談 | 状況確認 |
|--------|------|--------|-----|------------------|------|

機関への事前ヒアリングからは、「いつ、何時、何かがあった時に相談できる窓口として、一種の保険のような形で利用したい」という意向が大きく伺えたが、実際の利用状況はそう頻繁ではなく、連続的なサポートが必要なケースにおいてのみ、継続的な支援を行った。これは外国人研究者の私物に関して、本人と国内代理店との仲介的サポートである。プライベートな案件であることから、所属機関の担当部署には持ち込めないケースと本人が判断したのだろう。丁度、所属機関より本サービスのアナウンスがあり、早速、利用したというのだ。地方在住者ではあったが、メールや電話を利用し、必要な支援を不足なく提供できたと考えられる。

### 第3節 遠隔支援試行サービスの結論

本実証調査は試行サービスを期待している機関の体制やニーズを調べたものであり、全国を通じての平均的な研究機関の調査結果を求めるものとはなっていない。本調査は、むしろ、今まで考えられてもいなかったアウトリーチの類型を探索し、新しい業務モデルを作ることにより、安価で効率的な支援を考えることにあるからである。

最後に、参加機関との意見交換により得られた結論を以下にまとめる。

#### 1) 実施主体の属性

今回試行サービスに応募してきた機関は次のように分類することができる。

- ①大きな研究機関で、外国人研究受け入れ者の数が多く、一元的な外国人研究者生活支援体制が確立しているもの（以下「一元体制」と呼ぶ）
- ②大きな研究機関で、外国人研究受け入れ者の数が多いが、外国人研究者生活支援体制が分散しているもの（以下「分散体制」と呼ぶ）
- ③研究機関の規模が大きくなく、かつ外国人研究受け入れ者の数が多くはないもの（以下「不確定体制」と呼ぶ）

①（一元体制）については従来 JISTEC がつくば等で外国人研究者生活支援業務の対象とした機関（物材機構、東大柏等）と類似しているものであり、その業務についてはすでに多くの報告書で触れているので詳しくは述べない（参考資料（2）（3）参照）。

②（分散体制）については、2種類あり、

（1）研究機関としては大規模であるが、その運営資金については件数が比較的多くはあるが少額の外部資金等によることが多く、それに伴い、その資金単位ごとに外国人研究者生活支援体制ができており、全体を統括する機能が十分でないもの

（2）組織の統廃合により新設された研究機関であり、統合前のそれぞれの独自の外国人研究者生活支援体制が維持されており、全体を統括する機能が十分でないもの（近い将来の統合は期待されている）。なお、統合以外の理由で、組織見直しの過程で同様の問題が生

じているものもある。

③（不確定体制）については、地方大学などがその典型例で、機関全体も大規模でなく、外国人研究者の受け入れも経常的にあるわけではなく、場合によっては不在の年と在籍の年が交互にあり、不安定な機関である。

## 2) 体制ごとのニーズ

外国人研究者生活支援のアウトリーチのニーズは、上記の体制に応じて異なるものがある。

①（一元体制）においては、事務局内にワンストップセンター機能が確立しており、大半の生活支援業務（例えば、外国人登録や受託手配）が事務局内で処理できる。したがってこれらの機関で必要とされるのは、定型化していない業務である。定型化していない業務は、受け入れる外国人の特性（配偶者や子供の有無、特に学童児の有無、病歴）などに応じてニーズがさまざまである一方、事務局内で欠落している能力がある場合（例えば女性職員がいない場合（婦人病への対応や乳幼児の支援には外国語ができるが、男性職員は忌避される傾向がある）や夜間勤務が不可能な場合（当該機関の就業規則による制限））など事例ごとに予測不能なケースに対応する、具体的生活支援サービスを実施することが期待されているものである。

②（分散体制）においては、①（一元体制）の場合に加えて、分散した組織の連絡調整の業務、更に広くはコンサルタント的な業務が求められる。この体制にあっては、しばしば、本部の国際部局と現場の外国人研究者生活支援業務の担当の線引きがまだ不確定が多いからである。

③（不確定体制）にあっては、担当者（一人の場合が多い）の能力を補完するすべてのサービスが求められるが、しばしばこの事案においては、オールマイティな外国人研究者生活支援担当者がおり人事によりその担当者が異動された後の対応が求められることが多い。機関の研究者人事の中では外国人研究者生活支援担当者は必ずしも優先順位が高くなく、外国人研究者は残っているが、能力ある外国人研究者生活支援担当者が人事異動により不在となるという事例がしばしば生じている。

筑波・柏において実施している生活支援は、通常生活支援業務を類型化して示し、支援を直接受ける外国人研究者リストを提出させ、その研究者から電話やパソコン、必要な場合は面談、随行をして問題を解決することが多い。これは「対研究者サービス」ということができ、日本の国情を知らない外国人研究者に対しては、ほぼパーフェクトな対応ということができるが、これの資金負担をする研究機関には莫大な支出が必要とされる。

今回の遠隔支援試行サービスについては、研究者を対象としないわけではないが、一義的には機関の内部部局における外国人研究者生活支援業務の担当者の支援であり、「対内部支援者サービス」ということができる。したがってその業務も外国語を使っての生活支援業務というよりは、日本語を使ってのコンサルタント業務として位置づけることが適切である。

随行の可能性を否定しないが、電話やパソコンを使っての情報提供とコンサルタントで

あり、可能なものは外国人研究者が自ら実施することをエンカレッジするとともに、JISTEC以外の何らかの生活支援機関（輸送業者、不動産事業者、ボランティア等）を使ってできるだけ安価なサービスを確保し、最低限の問題解決を進めることがある。研究機関の運営資金などが圧縮されている中で、これは各機関に共通した要請である。要は問題が解決すればよいのである。

### 3) 遠隔支援サービスの要件

以上のような状況を考えると、もはや全国型においては常駐型の展開を進めることは限界がある一方、研究機関における内部組織の分析を行ったうえで、その機関にとって最適の支援業務を企画すべきである。

その際、

- (1) 保険的措置
- (2) コンサルタント業務化
- (3) アウトリーチの階層化

が、新たな要件となることが遠隔支援サービスの特色である（第1部第5章で既述）。

また一方で、このような生活支援が全国で一般化するためには、生活支援を巡る法的な問題も解決しておくことが必要である。外国人研究者の生活支援業務は、戦前から1980年代まで、大学や研究機関にあっても研究室単位で招聘者が決められ、当該外国人研究者の受け入れに関する問題は研究室で解決してきた。外国人研究者生活支援業務は、教授ないし研究室長の責任において研究室スタッフが対応してきた。その範囲では、受け入れに伴う問題は個人的責任で処理されてきたが、1980年以降、国や機関としての責任で招聘が始まるとともに、こうした組織内の法規での位置づけを明確にする必要が生じてきている。例えば、外国人研究者の住宅の連帯保証が教授や室長に求められたり、研究者の家族の診断看護のためのサービスが日本人職員を超える特別なサービスとして位置づけられることによる不公平などは機関によってはまだ解決されない問題として残っている。

また、東日本大震災において、大学や研究機関で受け入れられていた外国人研究者に関しては、的確な指示だけでなく、安否確認さえ十分に行えなかつた実態がある。全国的な生活支援サービスが構想されるのであれば、震災を中心とした災害対策も当然考慮に入れるべきである。ローカルな生活支援は被災者となった研究者に直ちに駆けつけ可能というメリットもあるが、同じ被災地で通信の事故・故障が生じた場合は機能しなくなる支援も存在する。一方で、全国的な生活支援であれば、被災地以外のヘッドクオータから指示や安否確認を行うことも可能である。

このように、遠隔支援サービスそのものの要件ではないが、併せて考慮すべき条件もあるのである（第4部参照）。

#### [参考] 遠隔支援試行サービス参加機関一覧

現在におけるJISTEC外国人研究者等のための遠隔生活支援関係機関を示す。試行のモ

デルとなった「友の会」参加機関と、その後試行サービス参加を検討しているものも付記した（試行サービスについては、渡辺記念会助成事業の後も、自主事業として延長して実施している）。

ちなみにアンケートで参加希望している機関は 16 件であったが、試行調査を進めるための取り決めに応じた機関は 11 機関であった。

（1）友の会参加機関

1. 国立天文台
2. (株) オートリブ

（2）試行サービス参加機関 1

1. 量子科学技術研究開発機構・放射線医学総合研究所
2. 理化学研究所・横浜事業所
3. 海洋研究開発機構
4. 一般財団法人ファインセラミックスセンター
5. 東京理科大学
6. 愛媛大学
7. 北海道大学
8. 株式会社東レ
9. 三菱電機株式会社
10. 富士通株式会社

（3）試行サービス参加機関 2（その後検討中のもの）

1. 東京農工大
2. JST/SATREPS プロジェクト
3. 島根県立大学

### 第 3 章 生活支援新規展開方策

外国人研究者生活支援業務は本来、大学・研究機関が自ら行っていたものであるが、業務の合理化やその専門性から、一部の巨大組織ではいちはやくアウトソースを行っている。包括的な業務としては J I S T E C の行っている外国人研究者生活支援業務であるが、このほかにも、個別の空港送迎業務、外国人登録代行業務、総合保険業務など個別の業務のアウトソースが行われている例もある。今後予算、定員の制約の中で、最も効率的効果的な生活支援業務のアウトソースが行われていくことは間違いない。

外国人研究者生活支援業務は包括的な業務としては J I S T E C が行っているが、外国人研究者の生活支援は、研究者特有の生活支援と一般的な生活支援があり、これら二つを必ず外国人研究者支援組織で行わなければならないものではない。その得意分野に応じて、研究者と非研究者に共通の生活支援組織が構築され、生活支援業務が行われてもよいはず

である。今後こうした特化した生活支援業務を類型化し、効率的な運営を図る方向がりえるのである。

一方でこれと裏腹の関係をなす考え方として、文部科学省、科学技術振興機構、J I S E T C では外国人研究者の生活支援新規展開方策を従来より強力に推進してきたが、そこで行われる外国人生活支援については、公益性の高い、研究者以外の類似の外国人も必要としている生活支援が多くある。公益性及び事業の関連性において、これらの対象者にまで拡大することは不都合ではないと考える。またこのような業務の拡大に伴い、安価で良質な生活支援業務が提供されることとなるのである。

すなわち、課題は 2 つあり、

- ①外国人研究者生活支援業務の一部の一般生活支援（さらなるアウトソース化）
  - ②外国人生活支援業務の対象者の研究者から非研究者への拡大
- である。

以下では、外国人生活支援業務の拡大の観点から、②について述べる。

## 1. メディカルツアーライブ体制

### [概要]

健康・医療戦略の下でメディカルツーリズム（医療観光）は成長市場として注目され、政府・民間を上げて強力な推進が進められている。

大枠は、健康・医療戦略推進法（平成 26 年法律第 48 号）及び健康・医療戦略（平成 26 年 7 月 22 日閣議決定）に基づき、健康・医療戦略推進本部のもとで開催されている「医療国際展開タスクフォース」等の場において、関係機関（一般社団法人メディカルエクセルンスジャパン（MEJ）、独立行政法人国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）、日本貿易振興機構（JETRO）、PMDA 等）と関係府省が一体となり、情報共有や PDCA の実施等を行い、新興国・途上国等のニーズに応じて日本の医薬品、医療機器等及び医療技術並びに医療サービスの国際展開を図ることとしている。

### ●健康・医療戦略推進法（平成 26 年法律第 48 号）

#### （目的）

第一条 この法律は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会（以下「健康長寿社会」という。）を形成するためには、先端的な科学技術を用いた医療、革新的な医薬品等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第四項に規定する医療機器又は同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。第十三条第一項において同じ。）を用いた医療その他の世界最高水準の技術を用いた医療（以下「世界最高水準の医療」という。）の提供に資する医療分野の研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出及び活性化並びにそれらの環境の整備（以下「健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出」という。）を図るとともに、それを通じた我が国経済の成長を図ることが重要となっていることに鑑み、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関し、基本理念、国等の責務、その推進を図るための基本的施策その他基本となる事項について定めるとともに、政府が講ずべき健康・医療に

に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「健康・医療戦略」という。）の作成及び健康・医療戦略推進本部の設置その他の健康・医療戦略の推進に必要となる事項について定めることにより、健康・医療戦略を推進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化により、世界最高水準の医療の提供に資するとともに、健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出及びその海外における展開の促進その他の活性化により、海外における医療の質の向上にも寄与しつつ、我が国経済の成長に資するものとなることを旨として、行われなければならない。

### ●医療戦略（平成 26 年 7 月 22 日閣議決定）より抜粋

- （2）健康・医療に関する新産業創出及び国際展開の促進等に関する施策
  - 1) 健康・医療に関する新産業創出 .
  - 2) ベンチャー企業等への成長市場における事業拡大等の支援
  - 3) 健康・医療に関する国際展開の促進
  - 4) その他健康長寿社会の形成に資する施策...

### 〔日本の状況〕

経済産業省は、Medical Excellence JAPAN（略称「MEJ」）を立ち上げインバウンド医療観光客の送客、送患者に取り組んでいる。

厚生労働省は、外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP）という医療機関が外国人の受入整備の基準と認証評価制度を開始した。

旅行業界は、JTB、日本旅行、南海旅行は PET 検診ツアーの販売を始め、JTB は医療観光を専門に手がける部署の①ジャパンメディカル&ヘルツーリズムセンター（JMHC）を設立した。

医療関係業界は、シップヘルスケアホールディングス株式会社のグループ企業の株式会社札幌メディカルコーポレーションは、②メディカルツーリズム・ジャパン株式会社（当時はメディカルツーリズム北海道株式会社）を子会社として設立し、中国をはじめとする ASEAN 地域を対象とした健康診断・治療の医療コーディネートを始めている。

外国人向け損害保険業界は、③日本エマージェンシーアシスタンス株式会社が専門部署を立ち上げ治療を中心とした医療コーディネートを開始している。

※Medical Excellence JAPAN（MEJ）の実質事務局は、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社（E A J）国際医療事業部・国際プロジェクト事業部が行っている模様。

### 〔関係組織・団体・企業〕

（首相官邸）

健康・医療戦略推進本部（本部長：安倍晋三内閣総理大臣）

—医療国際展開タスクフォース（議長：内閣官房健康・医療戦略室長）  
—インバウンド・ワーキンググループ（議長：内閣官房健康・医療戦略室長）  
↓  
(経済産業省)  
一般社団法人 **Medical Excellence JAPAN (MEJ)** [理事長：山本 修三（日本病院会 名誉会長、株式会社 日本病院共済会 代表取締役）]  
↓  
会員 46 社（医療機関、医療機器メーカー等）  
うち、メディカルツアーオー主要実施企業は次の通り。  
※①JTB→ジャパンメディカル&ヘルスツーリズムセンター(JMHC)  
②メディカルツーリズム・ジャパン株式会社  
※③日本エマージェンシーアシスタンス株式会社（E AJ）  
営業部（インバウンド医療アシスタンスサービス担当）  
国際医療事業部（メディカルツアーオー担当）[ME Jの実質事務局を担当]

#### ※医療渡航支援企業認証を受けた企業（平成 27 年 9 月 4 日認証分）

政府の医療国際展開タスクフォース／インバウンド・ワーキンググループより公表されたガイドラインに則って、以下の基準を満たす企業を「医療渡航支援企業」として認証する（今まで 2 社が認証）。

- (1) 医療滞在ビザ身元保証機関
- (2) 旅行業登録
- (3) 受入実績
- (4) 医療機関からの推薦
- (5) プライバシーマーク
- (6) 顧問医
- (7) 渡航受診者への説明等
- (8) 事業計画
- (9) 受入支援業務の状況の把握
- (10) その他事項

#### [参考：経済産業省の事業]

「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月閣議決定）、「日本再興戦略 改訂 2014」（平成 26 年 6 月閣議決定）及び「日本再興戦略 改訂 2015」（平成 27 年 6 月閣議決定）において、医療の国際展開は、政府の重要施策の一つに位置付けられている。

経済産業省では医療の国際展開を推進・加速させるため、「平成 27 年度医療技術・サービス拠点化促進事業」において、アウトバウンド及びインバウンド関連事業を実施した。

#### [メディカルツアーオーの具体的業務内容（E AJ を参考に）]

①業務内容は下記の通り。<http://maj.emergency.co.jp/ja/service>

1. 医療機関選択コンサルテーション

2. 来日から帰国までのアレンジ
3. 医療滞在ビザの取得サポート
4. 24時間365日コールセンターサービス
5. 通訳・翻訳
6. 支払い・代行サービス
7. セカンドオピニオン

② J I S T E Cに類似する外国人生活支援業務（「2. 来日から帰国までのアレンジ」がほぼ相当）

【サービス例】

- 航空券手配 (○)
- 宿泊施設手配 (○)
- 日用品の貸出 (○)
- 観光手配 (○)
- 医療搬送サービス (×)

③対象医療機関（筑波大、放医研等）

<http://maj.emergency.co.jp/ja/links>

## 2. 小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業の ALT(外国語指導助手)の活用

### [ALT]

ALT (外国語指導助手) とは、Assistant Language Teacher の略。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人を指す。国がかかる「語学指導等を行う外国青年招致事業」(通称・JET プログラム)で来日したネイティブスピーカーを市町村に雇うものほかに、自治体が独自に人材を探して雇用するもの、民間会社との派遣契約・業務委託契約によるものがある。

世界最大規模の“人の交流”プログラムと言われる。

### [経緯]

臨時教育審議会外国語活動導入が強く進められる。

○昭和61年 臨時教育審議会「教育改革に関する第二次答申」で〈中高における英語教育の目的の明確化・教育内容等の見直しとともに、英語教育の開始時期についても検討を進めること〉を提言。

○平成4年 研究開発学校の指定（国際理解教育としての英語教育の実験的導入）

○平成8年 中央教育審議会第一次答申（総合的な学習の時間の活用等により外国語に触れる機会を持たせることが適當）

○平成10年 学習指導要領の改訂（「総合的な学習の時間」の設定。全国の小学校でいわゆる英語活動が広く行われることとなった。）

○平成14年 『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想 ※ 小学校英語活動実施

状況調査 英語活動の実施率 15年度 約88% → 19年度 約97%

- 平成15年 文部科学大臣より「今後の初等中等教育改革の推進方策について」包括的な諮問
- 平成18年 中央教育審議会外国語専門部会報告（小学校において英語教育の共通の教育内容を設定することを提言）※ 英語活動の実施時間数が、平均で13.7単位時間（第6学年の場合）
- 平成20年 中央教育審議会答申（外国語活動の新設を答申） 小学校学習指導要領改訂（小学校第5学年及び第6学年に外国語活動を位置づけ）
- 平成23年 小学校学習指導要領 全面実施

### [現状]

学習指導要領では、外国語の授業において、児童生徒が英語に触れる機会を充実とともに、ネイティブスピーカーなどの協力を得て、チーム・ティーチングなどの授業を積極的に取り入れ、児童生徒のコミュニケーション能力を育成するとともに、国際理解を深めようすること等、指導体制等の工夫が求められている。

また、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」では、平成30年度から段階的に小学校における英語教育の開始時期の早期化、教科化、授業時数増等を実施する方向で検討しており、開始時期の早期化や授業時数増に伴い、外国語指導助手（ALT）が教員を補助する授業コマ数も増加する予定

### [JET プログラム]

このうち中心となる国のJET プログラムは、昭和62年（1987年）度から開始されたもので、「語学指導等を行う外国青年招致事業」（The Japan Exchange and Teaching Programme）の略称で、地方自治体が総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）の協力の下に実施している。招聘される人材は、外国語指導助手（ALT）、国際交流員（CIR）、スポーツ国際交流員（SEA）の3つの職種に分けられている。

特にALTの職務は、外国語指導主事（ETCと呼ばれる英語指導主事のことが多い）、割り当てられた指導教官や外国語教師（日本人英語教師のことが多い）の指導の下で行われる。職務内容には、次のようなものがある。

日本人の外国語教師の行う授業の補助

指導教材の準備の補助

日本人外国語教師の養成の補助

「英語（仏語/独語）が話される社会」についての紹介の補助

様々な課外活動の補助

外国語指導主事への言語や関連する情報の提供（言葉の使用法、発音、等）

外国語の演説大会の補助

外国語教育や地域の国際交流に関連する活動への参加

### [ALTの実体]

平成25年度「英語教育実施状況調査の結果によれば次の通り。

|           |                 |                    |
|-----------|-----------------|--------------------|
| JET プログラム | 3,906 人 (31.0%) | 地方公共団体等（任用団体）が受け入れ |
| 直接任用      | 2,543 人 (20.2%) |                    |
| 民間ALT     | 4,503 人 (35.6%) | 〔注1〕               |
| 労働者派遣契約   | 1,722 人 (13.6%) |                    |
| 請負契約      | 2,781 人 (22.0%) |                    |
| その他       | 1,661 人 (13.2%) | 〔注1〕               |
| 合計        | 12,613 人        |                    |

〔注1〕民間ALTの55%は（株）リンクインターラックが占め、394の教育委員会と契約し、2,641名のALTを派遣（リンクインターラック資料による）

〔注2〕「その他」とは、地域人材のネイティブスピーカーなど。

平成27年度文部科学省概算要求によると、2019年度までには全ての小学校にALTを確保、全国で2万人のALT配置が計画されている。

### [民間ALTの実体]

民間ALTの派遣においては次のようなプロセスで派遣が行われている（リンクインターラック資料による）。

1. ALT採用
2. ALT研修
3. ALT管理
4. 連携体制
5. 活動提案（教育の実効性を高めるレッスンプランとALT活用提案）
6. 教員サポート（教員の皆様の「指導力」「英語力」を高める教員研修を提案）
7. 地域コーディネーター

「7. 地域コーディネーター」においては、ALTの生活支援と教育に関するサポートが行われている。生活支援の内訳は次のとおりであり、外国人研究者生活支援との同質性が高い。

- ・ALT受け入れ準備(住居・備品・届出)
- ・退去時のサポート
- ・日常生活のアシスト(交通手段・買い物等)
- ・病院の付き添い、通訳の対応
- ・教職員、保護者、生徒とのトラブル時のフォロー

## 第4部 (参考) 生活支援の特別対応—法的問題と緊急対応—

JISTECにおける生活支援で問題として意識されていたのが、法的問題と緊急対応である。これは遠隔支援においても必ず発生する問題である。特に遠隔支援は、研究者の所属する大学や研究機関のマネージメントの仕方が千差万別であり、事前に整理しきれない多くの問題が発生し得る。ここでは、一般的な問題整理にとどめるが、常に意識しなければならない事柄である。新たな支援システムを構築するにあたり、検討が必要である点を特に指摘しておいた。

「法的問題」については、「外国人研究者の生活支援及び住宅支援における法的問題の調査研究」(渡辺記念会助成・23年度)から抜粋採用し整理した。

「緊急時対応」については、東日本大震災の各種の調査結果を一覧できる内容として取りまとめた。すなわち、JISTECが行った各種調査を踏まえて、(1) 東日本大震災時にあっては、①機関に対しアンケートと調査とインタビュー調査による大学・研究機関の意思決定方式、対応マニュアルの有無、現実の大震災における対応の有無、情報伝達、被害状況について調査し、また②個々の研究者(つくば地区に限った)へのアンケート調査による震災時の行動について分析した。また、(2) 東日本大震災震災後1年後におけるつくば地区の研究機関・公的機関(県・市等)のさまざまな対応を取りまとめた。研究機関・公的機関・研究者個人全体を鳥瞰できるマニュアル資料となっている。

### 第1章 法的問題

従来の各種の調査で摘出された問題の内、外国人研究者に対する生活支援を行うに当たり法的問題を専門家を含めて検討することが必要と考えられるが、JISTECでは「外国人研究者の生活支援及び住宅支援における法的問題の調査研究」(渡辺記念会助成・23年度)により考察を加えたので以下に述べる。

#### 1. 雇用関係上の問題

外国人研究者等に対する支援を行うものは、①外国人研究者の配属されている研究室の長(ホスト研究者)、②外国人研究者を雇用・受け入れている組織(国際関係)の職員、③研究機関と契約を結んでいる代行機関、④外国人研究者宿舎管理者等がある。

外国人研究者の生活支援業務についてはその公務性、公的資金支出の妥当性が問われる場合がある。すなわち、(1) 研究者自身については、自身の外国人登録、家族呼び寄せの入管手続きなどを勤務時間内で行うことの問題、(2) ホスト研究者や国際関係職員にあっては研究者のこれら業務を随行、同行すること、また家族の行政手続きや医療行為への随行、同行することを職務として行うことの問題、また(3) これに伴って発生する旅費や公用車の利用、その際の事故の発生に伴う責任などが必ずしも解決していない問題として残っている。以下では特に(2)に絞って検討する。

研究者自身の外国人登録、家族呼び寄せの入管手続きなど外国人研究者等固有の活動及びホスト研究者、研究機関職員の支援については、使用者である大学・研究機関が、その必要を認め、業務として行うことを許容する場合に限られる。その際は労災の対象となり、

また使用者責任が認められ、大学・研究機関が損害賠償責任を負うことを踏まえて、機関としての判断がなされていることが必要である。インタビュー結果では、一部の機関からそうした内部での合意が総務・経理部門と取れていない例が指摘されている。特に研究者の家族については、必ずしも十分手当てされていないことが報告されている。このためこのような生活支援業務を代行機関により行っている例が見られる。

大学・研究機関側が代行機関とこのような契約をすることは、契約の個別の内容ごと（特に研究者・その家族とか、入国管理・医療支援とかの別に）に精査することも可能であるが、実体的には、次の外国人専用宿舎と同様、代行機関には包括的契約が用意されていることが多く、ホスト研究者、研究機関職員が行うよりも代行機関と契約をする方が機関内部での意思決定に当たっての要件が緩和されているのが実情である。その意味では、ホスト研究者、研究機関職員の行い難い生活支援業務を代行機関に委託することは一つの方策であると考えられる。

外国人専用宿舎にあっては国や大学・研究機関が設置しているため、その設置目的に応じて、国や大学・研究機関が供用規則を定め、これに従って必要な包括的サービス・支援が行われている。その際、通常の宿舎居住者に対しては研究者とその家族等とを区別することなくサービスや支援が行われているのと同様、外国人研究者に対しては外国語を使用すると言う特別な条件はあるものの、研究者とその家族等とを区別することなく生活支援（必要な物資や情報の提供、緊急の場合は病院への動向など）を行っている例が多い。

なお、労働法とは別に入管法では外国人研究者の入国について一般外国人研究者とエリート研究者（当該研究者の家族を含む）を区別して取り扱っているので注意が必要である。すなわち、出入国管理及び難民認定法では、いわゆる特定研究等活動（高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究を目的とするものであることなどが要件）には5年の在留期間が付与され、他の在留資格が3年であるのに比して優遇されている。欧米のエリート研究者の家族の支援と、研修生のように発展途上国支援のために受け入れた研究者の家族の支援を、一体で扱うか、別々に扱うかについて議論をしっかりと整理しておくことが必要である。

## 2. 医療に関する問題

### （1）医療支援業務の種類（医療通訳と医療コーディネート）

医療関係の支援を行うに当たって、翻訳、助言、指示等を行う際の注意義務の範囲は次の2つに分けて検討すべきである。

#### ①医療通訳

いわゆる医療通訳と呼ばれる行為による支援であり、患者が医師に、また医師が患者に対して行う発言を忠実に、専門的観点から通訳を行うものである（米国で最初に制度化されたものであるが、日本でも近年、医療通訳のための養成講座や検定が開始されている）。

#### ②医療コーディネート

生活支援にあたっては医療上の助言、指示のみならず生活全般にわたる相談に応じており、その過程で通訳をしつつ、患者の医療に関する意思形成を手助けする支援がある。その際には専門性にこだわらず、患者が発言しない情報も含めて医師に相談を受けるための情報を提供したり、また医師の発言を総合して患者の意思決定に資するカウンセルやアド

バイスを行うことになる。例えばセカンドオピニオンに関する助言等は医療通訳になじまない支援であるが、患者としては日本の医療システムについて承知したうえでのこのような総合的な指導助言を求めることがしばしばある。

医療支援は、はっきり病名が分かり手術をすることが決まっている場合以外は、日常的な相談から発展してゆくものが多く、このような総合的な指導助言が求められている状況が多いところから2種類の支援が求められるものである。

以上からも、医療行為については医師が責任を負い、医療通訳は医師が行うか、医師の責任で選任した能力のある医療通訳に通訳を行わせる必要がある。

一方、大学・研究機関の医療コーディネーターないしそれらの機関から委嘱された医療コーディネーターは、上記の医療コーディネートの職務を行うが、医療通訳を行うことは期待されていない。医療コーディネーターに個人的に十分医療通訳を行う能力があり、医師から医療通訳を依頼された場合は、医師の責任で指名・選任が行われたものと見るべきであろう。

外見的に言えば、医療コーディネーターは職場や宿舎から病院へ誘導し、診療室まで同行するのが職務であり、その際、職業人として求められる注意を払った上で（善管注意義務）、誠実に可能な範囲でコーディネート業務を行えばよい。診療室内の診断や処置は原則として関与しないと見るのが適切である。以上は、代行契約や、外国人研究者等の生活支援マニュアルにおいても明らかにしておくことが好ましい。

## （2）個人情報保護法からみた生活支援における情報の取り扱い

個人情報に常時接触するのは生活支援専門員（特に医療関係では医療コーディネータ）である。生活支援で取り扱う情報には、個人情報の利用に属しない一般的な相談（英語の通じるいい病院はないか）から、病歴や生殖に関する機微性の高い情報の相談までがある。

個人情報保護に関するJIS（JIS Q 15001）では機微情報取得の禁止原則と例外を定めている。すなわち「保健医療又は性生活に関する事項を含む個人情報の取得、利用または提供は、行ってはならない」とされ、例外を「明示的な本人の同意がある場合・・・は、この限りでない」「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」とされている。

医療支援を行うに当たっては機微情報に関する文書を受け取ることもしばしばあることから、提出を受ける場合には本人の同意を文書化することとし、例文を個人情報保護法を踏まえ、JIS Q 15001を参考に定めることが必要である。その際、医療関係の支援に支障が生じないよう達意かつ簡素化された文章を用意するように努めることが必要である。

## 第2章 地震などの緊急時対応

### 第1節 東日本大震災における対応

#### I. 緊急時対応の実体（まとめ）

##### （1）組織体制

地震等災害時における情報に関する意思決定者・情報伝達責任者のうち地震等災害時における情報に関する意思決定者は74%が決まっているが、地震等災害時における外国人研究者に対する情報伝達責任者は45%が、いないもしくは検討中であるとの回答であった。外国人研究者や家族の安全に関する重要事項であり、50%近くがはつきりしてないことは問題であると考える。

## （2）緊急時対応の問題

今回の震災で被災した機関（被災機関という（51機関）においては緊急時対応が今回の地震で十分機能したという回答は48%、十分ではなかったという回答が52%と上回っており問題が大きかったと考えられる。

緊急時対応の問題の有無について、被災機関については、必ずしも十分に機能しなかったと回答した機関ではほとんどの項目（物損、水道、下水道、電気、ガス等）において問題ありが20%前後、また不明が30～40%あった。特に安否確認については被災機関において57%に問題があったと回答されている。

これに対し、非被災機関（183機関）にあっては、大半の項目については問題ありという回答は10%前後であった。安否確認についても問題がありと言う回答は30%であった（問題なし41%、不明29%）。

これらは実際の被災機関と非被災機関での問題の認識の差異と考えられ、このような認識の差を十分おり込んだ緊急時対策が必要と考えられる。

最も大きな問題の連絡の手段については、住宅により異なり、

- 合同宿舎は、49%があり、51%がなし又は不明
- 民間アパートは、37%があり、63%がなし又は不明

と示されており、民間アパート対応が懸案と考えられる。

なおつくば地区の地震・原発事故によるにおける外国人研究者の退避状況のアンケート調査においても、外国人研究者の離日の判断は、もっぱら安全と判断できる情報と、研究者がおかれている雇用環境につよく左右されていることが示されている。

今回の調査で、インタビュー機関からあげられた事例などを参考に、大学・研究機関の宿舎の実態に合わせて、十分な連絡体制を構築することが必要である。

## II. 緊急時対応の全国アンケート調査結果

### 1. 地震等災害時における情報に関する意思決定者・情報伝達責任者

地震等災害時における情報に関する意思決定者・情報伝達責任者の具体的職名を尋ねたところ次のような回答が得られた。

#### （1）地震等災害時における情報に関する意思決定者

1) 地震等災害時における情報に関する意思決定者は組織に応じてさまざまであるが、具体的な職名を上げた機関では次のような結果となった。

○組織の最高責任者

理事長、学長、学園長、機構長、研究所長などで、調査機関の過半数を占めている。

○担当役員

副理事長、理事又は副学長

○危機管理部局長

危機管理対策本部長（これらの中には理事長、副理事長、学長、理事が兼ねるものがあると思われる）

○管理部門長

総務部長、事務局長、学部長等

2) 回答の中には、通常、全体的な情報に関する意思決定をするのに適當と思われない職名や未措置を回答したものもあった。

○国際担当

国際交流センター長、ホスト研究者等

○未措置

いない（42機関18%）、検討中（19機関8%）であった。

（2）地震等災害時における外国人研究者に対する情報伝達責任者

1) 地震等災害時における外国人研究者に対する情報伝達責任者は組織に応じてさまざまであるが、具体的な職名を上げた機関では次のような結果となった。外国人研究者が日ごろ接觸している研究部門と、国際部門・管理部門が多かった。

○研究担当者又は役員

ホスト研究者、研究所長、学科長、学部長、理事（研究担当）

○国際担当

国際センター長、国際部長、国際企画課長

○管理部門

事務局長、総務部長

○緊急時担当部局

リスク管理担当理事

2) 回答の中には、組織の最高責任者を上げたものもあり具体的な連絡システムが不明である。このほか未措置を回答したものもあった。

○学長

理事長、学長、機構長

○未措置

いない（81機関35%）、検討中（24機関10%）であった。

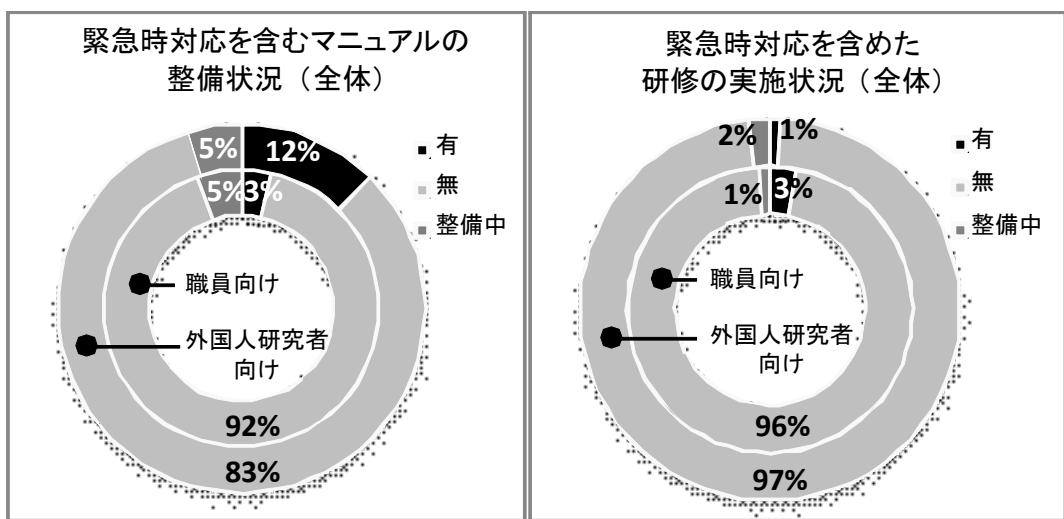
## 2. 緊急時対応マニュアルの整備

外国人研究者支援職員向けの緊急時を含むマニュアルを整備している組織は3%（独立したマニュアル作成は6%。以下同様）と低い。ただし整備中の機関が5%（3%）ある。

外国人研究者向けの緊急時を含むハンドブックなどを整備している組織は12%（4%）で低い。ただし整備中の機関が5%（3%）ある。

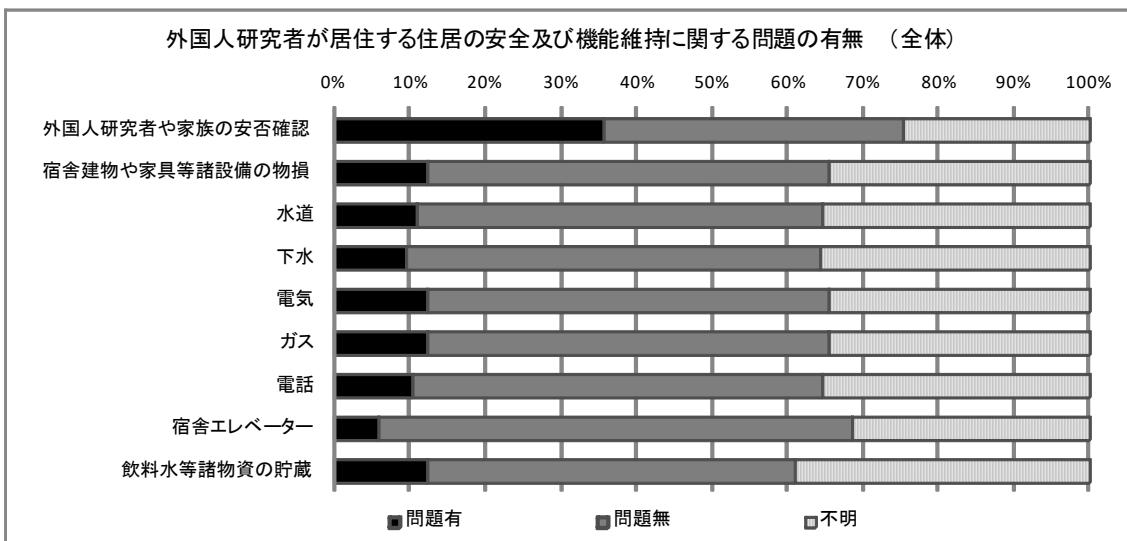
外国人研究者支援職員向けの緊急時を含む研修を行っている組織は3%（1%）と低い。

外国人研究者向けの緊急時を含む研修を行っている組織は1%（1%）とさらに低い。



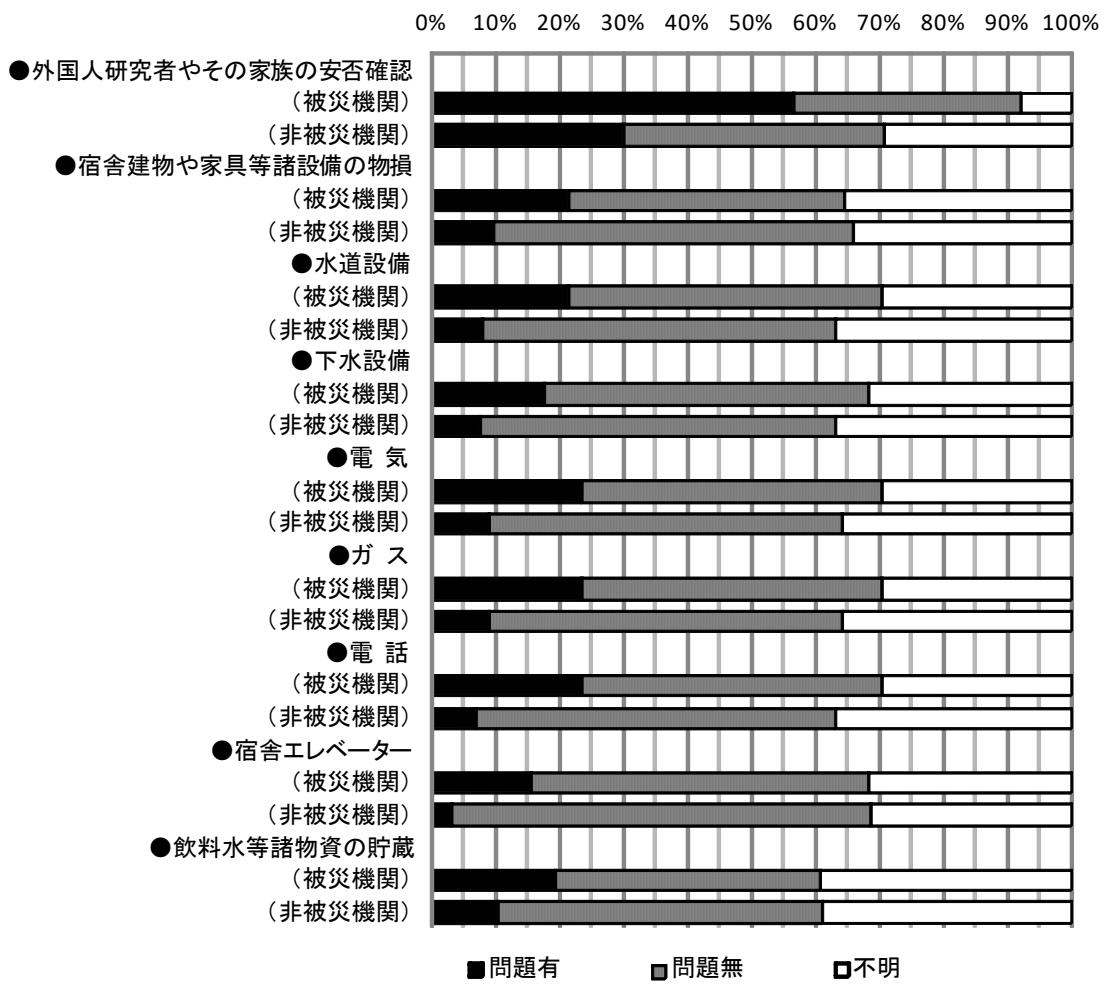
### 3. 緊急時対応の問題の有無について

1) 平均回答では大半の項目（物損、水道、下水道、電気、ガス等）については問題がないという回答が多かった（10%代）が、安否確認については問題がありと言う回答が36%であった。安否確認を除き、全体を通じて不明という回答が、30～40%であった。



2) 被災機関（51機関）については、必ずしも十分に機能しなかったと回答した機関（3.参照）ではほとんどの項目において問題ありが20%前後を占めた。特に安否確認については全被災機関の57%において問題があったと回答されている。非被災機関（183機関）では問題ありは被災機関の半分ほどの回答であった。

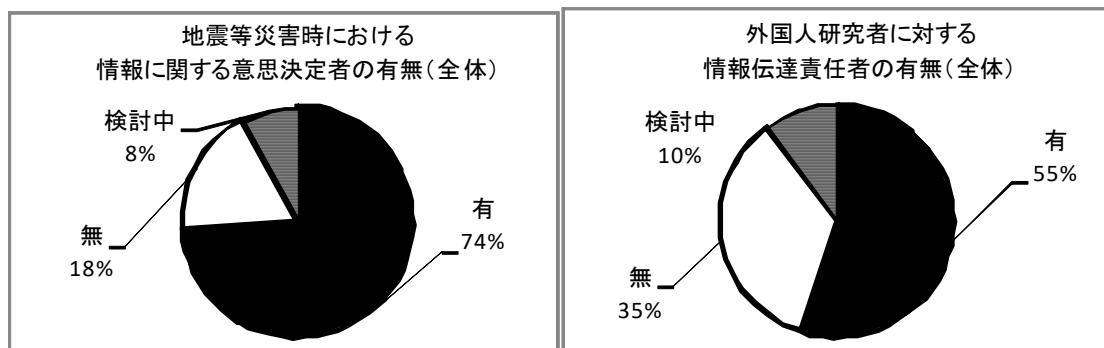
### 外国人研究者が居住する住居の安全及び機能の維持に関する問題の有無



#### 4. 情報伝達について

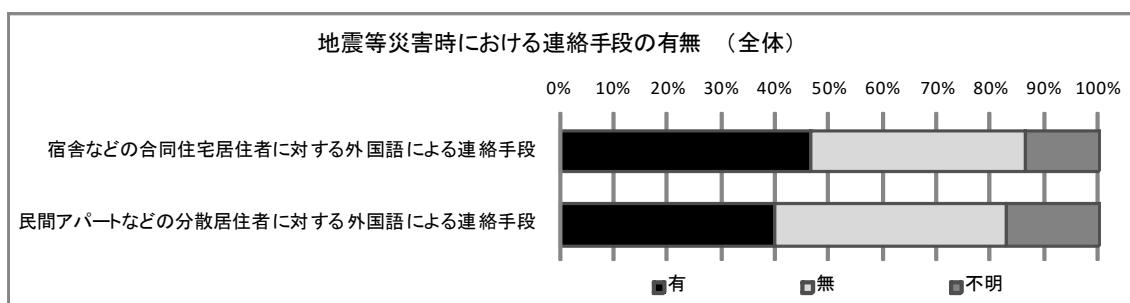
緊急時における情報の意思決定者がいる機関は 74 %である。

緊急時における外国人研究者に対する情報伝達責任者は 55 %が確保されている。

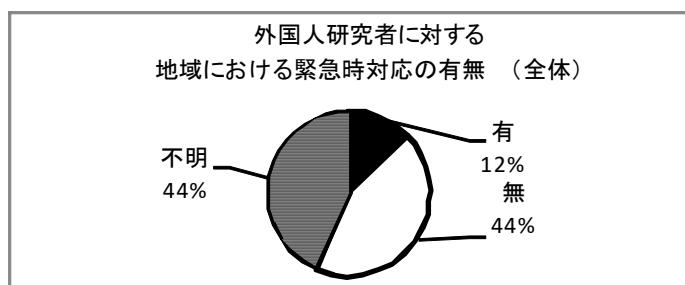


連絡手段については、

- 1) 合同宿舎については、47%が手当てされているが40%では未手当てであった。  
伝達方法は、①携帯電話、②通常電話、③インターネット、④戸別訪問という順番であった。特に被災機関における宿舎にあっては告知版や個別訪問の割合が高かった。
- 2) 民間アパートについては、40%が手当てされているが43%では未手当てであった。  
伝達方法は、①携帯、②通常電話、③インターネットという順番であった。



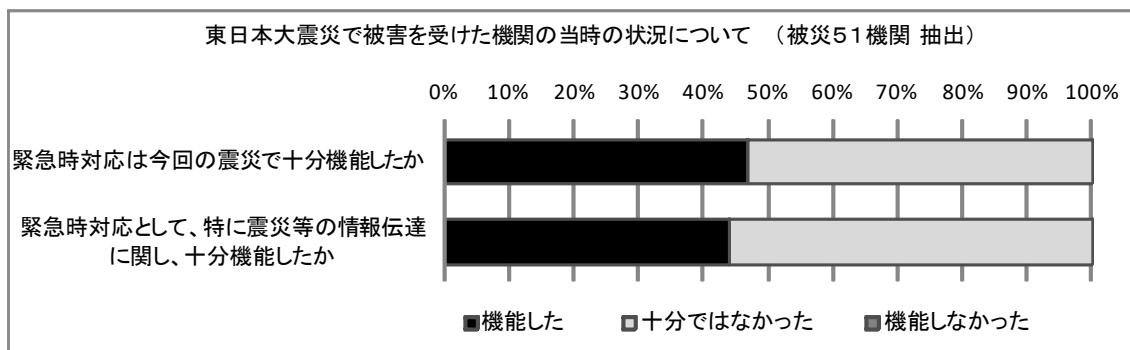
地域のボランティアなどの支援については、ありが12%、なしが44%、不明が44%であった。



- ▲緊急時の宿舎の問題点は安否確認や情報連絡の不備が圧倒的に多かった。具体的には、停電による支障、携帯電話の不通、帰宅時の際の連絡困難、放送が事務室には流れるが居室には流れない、もともとの宿舎利用者の正確な人員数と連絡網の不備などがあげられた。意思決定後の翻訳のための時間ロス、マニュアルの不整備もあげられていた。（情報以外では、非常用物品の不備、帰国してしまった研究員の荷物や家賃の処理問題が回答された。）  
▲緊急時の民間アパートの問題点としては、宿舎の問題点とおおむね同じであるが、宿舎にいない研究員との連絡はそれ以外に比べ取りにくかったこと、情報管理の観点から連絡先の確保が難しかったことが回答されている。

## 5. 今回の地震で被害を受けた機関の状況

被災機関においては緊急時対応が今回の地震で十分機能したという回答は48%、十分ではなかったという回答が52%と上回った。



### III. 緊急時対応の代表的10機関インタビュー調査結果

#### （1）緊急連絡体制

連絡体制については、ほとんどの機関において意思決定者（学長、理事長、危機管理担当理事、副学長等）から研究者に伝達するルートが設けられていた。

連絡体制のルートには、ホスト研究者等の研究責任者から伝達される方式と、災害対策ないし国際担当の部局から伝達される方式があった。また、複数の連絡ルートを設けている例もあった。

研究責任者から伝達される方式については、①研究者の連絡先が研究室しか知り得ない体制となっており、研究責任者しか連絡しえない（組織のドメインも必ずしも全員が持っているわけでもない）、②基本的な方針として、日ごろ接触している人間でないとの的確な判断がなされない、などの理由があげられた。

#### （2）具体的危機対応

情報伝達の方式、防災訓練、オリエンテーション、表示などがうまく機能したことが聴取された。対応のうち特に参考とするに足りる顕著な方式は、（4）に記載した。

#### （3）問題点

危機対応に当たり（多くは今回の震災に際し）次のような問題点が指摘された。

- ①安否確認に問題がある（多くの回答があった）。
- ②停電のため、情報伝達ができず、足と口頭に頼った。
- ③英文翻訳に時間を要し、初動発信を2ヶ国語で行うのは困難である。日英のテンプレートが必要。
- ④ウェブは利用者が能動的にアクセスしないと伝達は不可能である。
- ⑤社会全体の英語による情報発信が不足している。
- ⑥今回の震災に対するナビ機能も、地震・津波情報は対応できたが、原発事故の対応は難しかった。
- ⑦組織内の情報確認が遅れることが時間のロスとなる。
- ⑧国内の公式発表と海外の発表の温度差が激しいこと、外国人が相當に混乱しているということを組織中枢部が認識することが必要。
- ⑨同一組織でも地区ごとのばらつきがある。

#### （4）参考とすべき事例・提案

- 特に参考に資する手法を採用している例をあげると次のとおりである。
- ①セコムと契約して一斉配信が可能な応対をしている。
  - ②Emergency Cardを持たせ必要な情報を各人に記載させている。
  - ③試行的にスタッフに輪番で携帯電話を持たせ、緊急時の電話対応をさせている。滞在中の外国人にその携帯番号を周知している。
  - ④カードキーシステムにより安否確認をすることができるようにした。
  - ⑤停電対応としてメールサーバを外部に設置した。
  - ⑥対策本部にネイティブを入れ、決定事項をその場で翻訳した。
  - ⑦再帰国者に向けて原発専門家による説明会を実施（5月下旬）。

#### （参考：つくば外国人研究者共用宿舎における例）

つくば市における外国人研究者共用宿舎での対応例を掲げる。

地震直後の、安否確認、宿舎等の物損、上下水道、電気ガス、エレベータの確認、必要な貯蔵物資の提供などを行った。特に、安否確認に漬えは停電による館内放送が普通となつたため、全戸訪問、外出者への連絡などにより早期に全員の安全を確認した。

このほか、4日間にわたる24時間体制を組み、次のような対応を行った。

- (1) 停電により、テレビやインターネット等からの情報入手、館内放送不能に対応した戸別訪問。
- (2) 不安抑制のため、集合場所を確保し国別コミュニティを形成させる便宜。
- (3) メンタルな不安や動搖に対する英語等による説明・相談。
- (4) 帰国希望者への帰国手続きの助言・代行による混乱防止。
- (5) 断水などに対応した生活上の注意。
- (6) 早期（地震発生後1週間以内）の専門家による原子力事故の英語解説講演会の実施。

## IV. つくば地区研究者アンケート

今回調査においては研究機関を対象としたアンケート調査及びインタビュー調査を実施した。本来外国人研究者を対象とした調査が望ましいが、全外国人研究者を対象にした調査票を発出することは極めて困難であるし、調査中にも帰国する外国人研究者が多くいる等定量的比較に耐えられる調査は困難であり行っていない。同様の調査は緊急時における外国人研究者のアンケート調査も、帰国した研究者、再入国した研究者を把握するのは極めて困難であり実施していない。

ただこれらの調査を部分的にでも補完するため、JISTECでは「外国人研究者のための震災支援マニュアルおよび情報伝達に関するモデル開発」（渡辺記念会助成・23～24年度）の一環として、筑波に居住していた外国人研究者（東日本大震災により約7割の外国人研究者が帰国ないしつくば以外へ移動したとみられている）に対して、アンケート調査を実施したので、およその概略を示すこととした。

- ① 対象者：23年3月11日につくばに居住していた外国人研究者で同年10月時点、

つくばに居住していることが確認できた者（20名）

- ・筑波住宅調査回答外国人研究者（8名）
- ・二の宮ハウス居住外国人研究者（12人）

② 3月11日の震災後、筑波地域から離れたか？

- ・離れた者（その後復帰した者）：13名（65%）
- ・離れなかった者：7名（35%）

※滞在した外国人研究者に対する割合ではなく、回答者に対する比率であるので要注意。

③ 離日理由と復帰・非離日理由

1) 離れた者に対して

離れた理由は原発事故と研究室が使えないなど研究環境の悪化を挙げた。

復帰の理由は原発の問題が改善されたためと契約があつたためを挙げていた。

2) 離れなかった者に対して

離れなかった理由は安全であると判断したためと仕事のためとの回答が返って来た。

外国人研究者の離日の判断は、もっぱら安全と判断できる情報と、研究者がおかれている雇用環境につよく左右されていると考えられる。

また国別により対応が異なっていたことは外国人研究者自身により指摘されており、筑波地域を一時離れたと回答した13名について出身国別にその行動パターンを示す。

【中国】

- ・地震後一週間は関西。その後中国へ帰国した。

- ・大阪、その後中国へ帰国。

【韓国】

- ・無回答（筑波地域からは避難）

【台湾】

- ・台湾へ帰国

【イラン】

- ・イランへ帰国

【ドイツ】

- ・ドイツへ帰国

- ・名古屋 → 神戸 → 広島

【スペイン】

- ・日本国内（3月15日に移動）

【イタリア】

- ・海外（詳細記述なし）

- ・イタリアへ帰国 × 2名

【カナダ】

- ・カナダへ帰国

【セルビア】

- ・無回答（筑波地域からは避難）

④情報取得の方法

情報入手については各人が多様な手段を使って対応していた。回答例を列挙する。

・放送

テレビ、NHKラジオ、NHKワールド、NHKの二ヶ国語放送（英語）、BBCニュース、CNNやBBCのWEBサイトのニュース

・インターネット

インターネット、自国のサイト、ヨーロッパの新聞のサイト、ネット上の日本のニュースの翻訳、自国の福島原発専用情報サイト（日本側で発信される情報よりクオリティが高い）

・宿舎、職場等の関係者

宿舎のスタッフ、研究所のオフィス、同僚、友人、日本人や日本語の分かる友人と近親者、海外の友人、自国の家族、

- ・地域の情報

AIST、NIMS、KEK 等の放射線状況、つくば市のウェブサイト

- ・その他

大使館、気象庁から提供される地震データ

- ・機能しなかったもの

自国の大使館、日本のオーソリティ（自分が働いている研究所の、か？）

単なる情報ではない分析などについては海外のサイトなどで情報を取得しているもようである。また日本政府の情報発信については不満が多い。

#### ⑤その他

特に情報取得については様々な意見が寄せられた。これらは外国人研究者の生の声であるのでそこで指摘されているのが事実であるかどうかは確認されていない。

（参考）

#### 【地震や原発に関する情報源は？また緊急情報の提供についてのご意見】

- ・インターネットとテレビ

・情報は海外から得ていた；海外の友人、自国の家族から。残念ながら、このような緊急時においては日本政府による情報に頼ることは不可能。3.11 以降から今に至るまで日本政府は最善を尽くし多くの情報を開示していると思うが、政府発表の情報さえ、受入れ難いものがあることが常だ。

- ・インターネットとテレビ。緊急速報にアクセスし易い。

- ・友人から。国際研究者のための特別な災害情報網があつたら安心だと思う。

・大使館及び自国にある福島原発専用情報サイト。日本側で発信される情報よりクオリティが高いため。日本のニュースにおける福島の状況説明は曖昧である。

- ・主にテレビ

- ・NHK ラジオ

・原発事故に関する情報に関しては、自国のサイトより収集している。このサイトには原子力関係の科学者やエンジニアが集まる議論の場（ネットの掲示板）がある。

ここに集まる多くのメンバーはトップクラスのプロであり、内部情報にアクセス可能な様々な国際的原子力エネルギープロジェクトの現役参加者である。議論は多彩な専門的スラングにより非公式に行われているが、彼らから得られる情報は非常に正確で、時には日本の公式報道の先をいっている。

よって、自分は日本人の同僚より多くの情報を得ていた。日本政府は原発事故に関して増加していくばかりの情報の一部だけを開示しているような印象を受けるが、非合理的なパニックを避けるためにそうしているのだということは理解できる。

・インターネットと NHK ワールドより情報収集した。自国の大使館はあまり役に立たなかった。

- ・状況については震災当日より以降も宿舎のオフィスから貴重な情報を得られたが、他の日本のオーソリティからは（自分が働いている研究所からすらも）震災後の数日は（少なくとも英語による）情報は提供されなかった。CNN や BBC の WEB サイトのニュースを見ていたが、しばらくの間はどんな状況が続いているのかわからなかった。日本の連携システムには何かが不足しているように思える。個人的見解だが、このような状態では外国人は皆不安なのではないだろうか。
- ・自国のインターネットサイト
- ・NHK の二ヶ国語放送（英語）、ヨーロッパの新聞のインターネットサイト、ネット上で日本のニュースの翻訳、日本人や日本語の分かる友人と近親者、宿舎のスタッフ。
- ・最初のニュースは宿舎のスタッフが教えてくれた。さらに国際的な情報を得るためにインターネット、特にヨーロッパとアメリカ報道機関のサイトを利用した。地元の放射線レベルのような情報は NIMS と KEK が提供し続けている。今回の震災により、テレビの二ヶ国語放送をどうしたら英語に変えられるかを知った。おかげで NHK ニュースを英語で見るようになっている。
- ・BBC ニュース、大使館
- ・NHK の二ヶ国語放送（英語）
- ・テレビ、宿舎のスタッフ、研究所のオフィス
- ・主な情報源はインターネット
- ・つくば市のウェブサイトにそのような情報サイトがあり、たまにチェックしていた。
- ・情報に関して言うと、“多すぎる”というのが印象だ。それもあり具体的ではない情報。我々はテレビやネットで流れる（誤）情報は無視し、気象庁から提供される地震データや AIST や KEK から得られる時間/日毎の放射線の計測値を注意深くみていた。地震や放射線の専門家ではなくとも、これらのデータを見れば、（つくば地域から）避難する必要性はないことは明らかだった。
- ・インターネットのニュースと同僚。

## 第2節 つくば地区その後の対応措置調査

### 1. 研究機関の対応（文部科学省調査項目の推移総括）

23年度調査における調査項目について 24年度 10月時点における追加回答を求めた。23年度調査時点における回答（今回調査で、前回アンケート回答を訂正する機関もありそれも示した）の後、1年後の対応状況を把握することとしたものである。特に23年度調査ではまだ措置されていなかった予算要求で24年度予算が確保され、具体的に対策が講じられた機関の状況を把握することが出来た。

また前回調査で回答が間に合わなかった機関からも回答が得られ、つくば地区の全貌をほぼ把握することが出来た。

以下では、措置状況を前回アンケート回答と比較して示すことにより新たな改善状況を把握することとした。まず、全体を鳥瞰する総括表（「対応あり」、「整備中」、「対応なし」）を示し、各機関毎にどのような対応を講じられたかを掲げた。

総括表では、多くの項目で「対応あり」、「整備中」が増え、「対応なし」が減少している

ことが示された。また、機関ごとコメントで具体的な問題点を摘出した。

個別の項目では、特に問題点が残っている項目を掲げると、

①危機対応の問題への対応では多くの項目が問題なしとされたが、外国人研究者や家族の安否について、努力はされているものの、特に家族の安否については対応が極めて困難であることが示された。

- ・家族の安否確認を求めていない。本人のみ。(筑技大)
- ・研究者本人は確認できるが家族までは及ばず。(NIMS)
- ・機構利用者に限り管理可能なシステム構築を検討中 (KEK)
- ・研究所として家族の安否確認は行わない (NIES)

②マニュアル・ハンドブック（職員向け、外国人研究者向け）の整備は進んでおらず、研修（職員向け、外国人研究者向け）も過半数が行われていない。

(マニュアル・ハンドブック)

- ・受入れ実績が少ない。必要に応じて検討したい。(食総研)
- ・措置・改善にはマンパワーと予算が不可欠。予定不明。(土木研)
- ・前例がなく、今後の実施も未定。(筑技大)
- ・受入実績が殆ど無い為、マニュアル策定の動きは無い。(国総研)
- ・支援職員はホスト研究者であるため、当該者向けにあえてマニュアルを作るという動きにはなりにくい。(KEK)
- ・説問Ⅰにおいて「何故措置や改善が困難なのか？」という質問には答えかねる。何故かというさしたる理由は思い当たらない、発想自体がない、等。 (複数機関)

(研修)

- ・受入れ実績が少ない。必要に応じて検討したい。(食総研)
- ・措置・改善にはマンパワーと予算が不可欠。予定不明。(土木研)
- ・前例がなく、今後の実施も未定。(筑技大)
- ・受入実績が殆ど無い為、マニュアル策定の動きは無い。(国総研)
- ・多数の関係部署が絡むため、外国語で行うのが困難。マニュアルがあればそれが研修内容にもなり得るためそちらが先決。マニュアル=研修資料 (NIES)

\* \* \*

- ・年に一度の“避難訓練”を緊急時対応研修として位置付けるなら“有”である (NIMS)
- ・職員の防災訓練は年に一度実施しており、これに外国人も参加する (KEK)
- ・2012年9月、教職員・学生向け避難訓練を実施 (筑大)

[補足] “有”と回答の場合、殆どが年に一度実施するいわゆる“防災訓練”を意味する。

## 2. 公的機関の対応インタビュー調査

23年度調査では対象としていなかった公的機関を対象としてインタビューを行った。大学及び研究機関と併せて公的機関の調査を眺めることにより筑波地域における東日本大震災における緊急時対応の全貌が把握できることとなったと考えるためである。

インタビューは次の通り実施した。インタビュー内容は別表に整理してまとめた。インタビューに当たっては、県や市は、住民一般ないし当該地域に居住する外国人全般に対する

る震災対応を業務としているため、外国人研究者及びその家族について特化した回答は難しかったので、全般的な対応の説明をインタビューする中で、外国人研究者及びその家族に関係すると思われる事項を J I S T E C で取りまとめさせていただいた。

- ① 茨城県（生活環境部国際課）
- ② 茨城県国際交流協会
- ③ つくば市（市民部国際・文化課）
- ④ J I S T E C

具体的対応については、いずれの機関も既存の組織、情報提供手段等を使い的確な情報提供や支援を行ったのみならず、機動的な対応（相談窓口の開設や説明会の開催）も行われた。今後将来の災害に備えて継続して行くためには、災害の多様さや、資金問題で困難も多い。

掲げられる課題をあげれば次のとおりである。

- ①翻訳者ないし外国語（特に8言語程度の）で対応できるスタッフの確保（特に災害時の参集困難や連絡網の途絶への対応も含め）
- ②情報提供のホームページや放送の確保。
- ③生活支援と相談窓口の一体化。
- ④お互い支援し合うコミュニティやボランティアの組織化。

### 3. それぞれの機関以外の機関への今後の対応の期待

23年度調査では、大学及び研究機関に対し被災の状況と対応についてアンケートとインタビューを行ったが、本調査ではさらに、大学及び研究機関ならびに公的機関における自らの機関以外の機関への今後の対応の期待について調査を行い、アンケート及びインタビューで意見を徴した。アンケート及びインタビューの方法は、第1章及び第2章に掲げた調査の中で行った。

具体的意見については、次のような事項があげられた。

- ①マニュアル、訓練、体制

マニュアルの作り方には様々な意見があり、また訓練については公的機関の訓練を活用することがのぞまれた。また、研究機関や公的機関以外の支援体制が提案された。

- ②安否確認

①の中でも、安否確認体制については切実なものがあり、公的機関からは研究機関においてしっかりと確認してほしい旨の要望が強かった。

- ③情報提供

情報については、災害情報、避難情報、生活情報等についてキメの細かい提供がのぞまれ、最も多くの意見が寄せられた。

- ④インフラ、物資

住宅の整備のあり方や、緊急時の住宅提供などに要望が出された。

- ⑤その他

#### 4. まとめ

以上の通り、23年度調査と比較して、つくば地区では多くの改善が行われているが、問題点も明確となった。

第1は、危機対応の問題の改善で、外国人研究者の安否確認、特に家族の安否については対応が極めて困難であることである。これは公的機関からの要請も強くあるところであるが、住宅問題（専用宿舎であればある程度対応が可能であるが、充分な宿舎がない）、外国人支援問題（外国語によって支援業務を実施できる人材が少なく、時間外業務等の処理で組織的にも多くの困難があり、一方外部に包括的に委託するには予算措置が困難である）などの根本的問題が存在している。

第2は、マニュアル・ハンドブック（職員向け、外国人研究者向け）の整備、研修（職員向け、外国人研究者向け）の実施が十分でない点である。これらについては、研究機関の協力や、公的機関の誘い水的な政策によりある程度対応が可能と考えられ、多くの研究機関が所在するつくば地区のような地域では機関の努力がのぞまれるところである。

つくば地区においては国際戦略総合特区に採択されており、外国人研究者の受け入れを強化することがうたわれている。特に、東日本大震災においては、原発事故の発生した福島県に隣接しているところから、つくば地区に居住している多くの外国人研究者が帰国したり、西日本に退避したりしているところであり、これら外国人研究者及びその家族が安心して居住するための条件を整備することは必須の政策であると考える。様々な政策や資金を動員して、これらの問題に対処することが必要であると考える。

本調査については筑波研究学園都市交流協議会の協力を得て進めたところであり、同協議会は24年度事業計画として、国際拠点形成のための提言（外国人研究者等に対する非常時の対応策の検討）を提出する予定であり、今回の調査結果が反映されることを期待している。

#### （参考）

##### （1）危機対応の問題点

- ①安否確認に問題がある（多くの回答があった）。
- ②停電のため、情報伝達ができず、足と口頭に頼った。
- ③英文翻訳に時間を要し、初動発信を2ヶ国語で行うのは困難である。日英のテンプレートが必要。
- ④ウェブは利用者が能動的にアクセスしないと伝達は不可能である。
- ⑤社会全体の英語による情報発信が不足している。
- ⑥今回の震災に対するナビ機能も、地震・津波情報は対応できたが、原発事故の対応は難しかった。
- ⑦組織内の情報確認が遅れることが時間のロスとなる。
- ⑧国内の公式発表と海外の発表の温度差が激しいこと、外国人が相當に混乱しているということを組織中枢部が認識することが必要。
- ⑨同一組織でも地区ごとのばらつきがある。

## (2) 参考とすべき事例・提案

- ①セコムと契約して一斉配信が可能な応対をしている。
- ②Emergency Card を持たせ必要な情報を各人に記載させている。
- ③試行的にスタッフに輪番で携帯電話を持たせ、緊急時の電話対応をさせている。滞在中の外国人にその携帯番号を周知している。
- ④カードキーシステムにより安否確認をすることができるようとした。
- ⑤停電対応としてメールサーバを外部に設置した。
- ⑥対策本部にネイティブを入れ、決定事項をその場で翻訳した。
- ⑦再帰国者に向けて原発専門家による説明会を実施（5月下旬）。

## [参考資料（過去報告書インタビュー資料抜粋）] 取扱注意

### （1）23年度アンケート調査結果

#### 第1節 全体的概要

##### I. 回答機関について

主要大学、独立行政法人研究機関等 310 機関にアンケートを配布し、234 機関（75.5%）から回答。大学国際戦略本部強化事業対象 20 機関については 16 機関から回答。

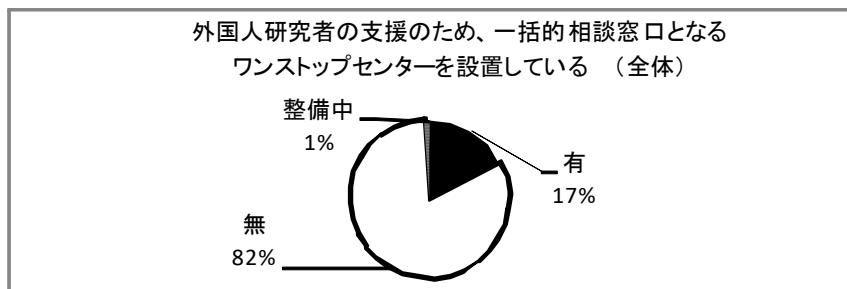
調査期間中の対象機関の受け入れ研究者数は 14,360 名であった。（文部科学省調査によれば、平成 21 年度の通年の受け入れ者数は 41,251 名）

また、今回東日本大震災を踏まえて地震等の緊急時対応についての調査を行ったが、回答 234 機関のうち被災機関は 51 機関であった（東北大学等の大きな被害をこうむった機関は調査対象より外した）。

##### II. 外国人研究者の生活支援について

###### 1. ワンストップセンターについて

生活支援のためのワンストップセンターを設置している機関は 17 % と低い。



▲ワンストップセンターを設置する機関の大半が、国際や外国人留学生を冠した部局（部・課・センター・チーム・オフィスあるいは担当者）が当たっている。このほかには、総務・業務・研究支援等の部局が当たっている例も一部あった。日本人を含めた支援を行っていると思われる。

###### 2. マニュアルの整備・研修について

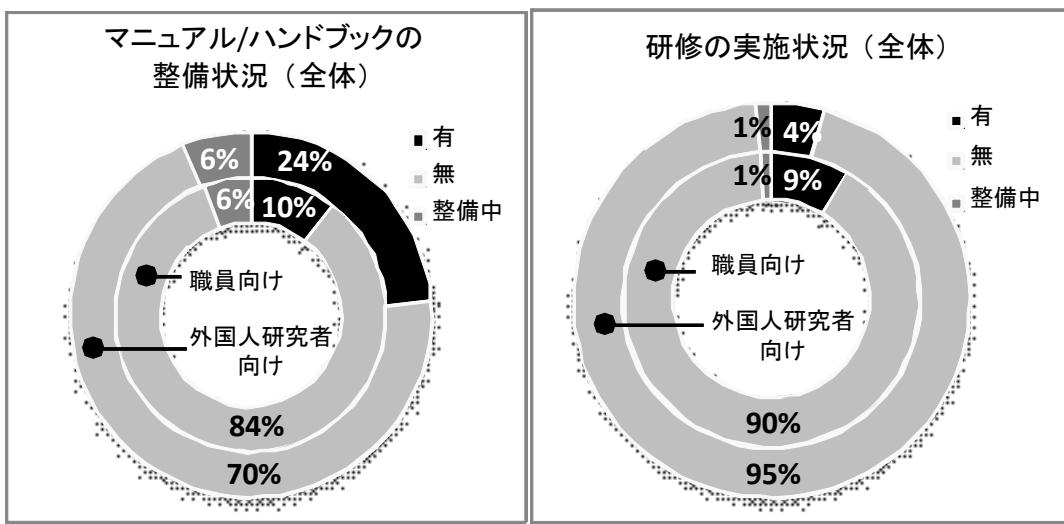
外国人研究者支援職員向けのマニュアルを整備している組織は 10 % と低い。ただし整備中の機関が 6 % ある。

外国人研究者向けのハンドブックなどを整備している組織は 24 % で低い。ただし整備中の機関が 6 % ある。

外国人研究者支援職員向けの研修を行っている組織は 9 % と低い。

外国人研究者向けの研修を行っている組織は 4 % とさらに低い。

組織内の事務的資料の外国語翻訳は 16 % と低い。

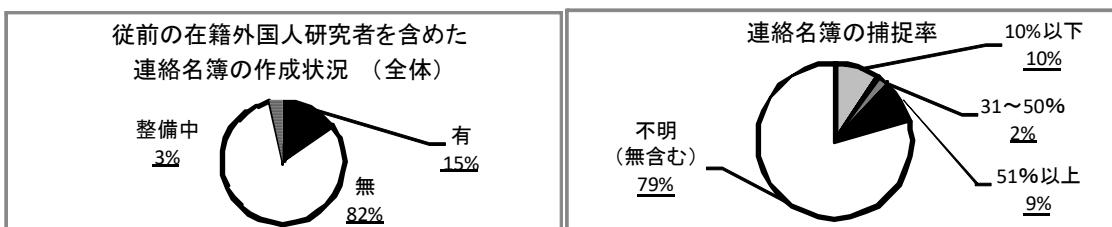


▲職員向け研修については英会話研修と国際業務研修が多かった。中には、事務職員の海外研修を行っている例も見られた。特殊な研修では、入管協会での在留資格等の申請取次研修や、異文化理解セミナーも行われている。

▲外国人研究者向け研修は研究者向けオリエンテーションの実施が多く、日本語研修もあるが多くはない。特殊なものでは、バイオセーフティ講習会、動物管理講習会、セキュリティ講習会を行っている機関もあった。

### 3. 連絡名簿

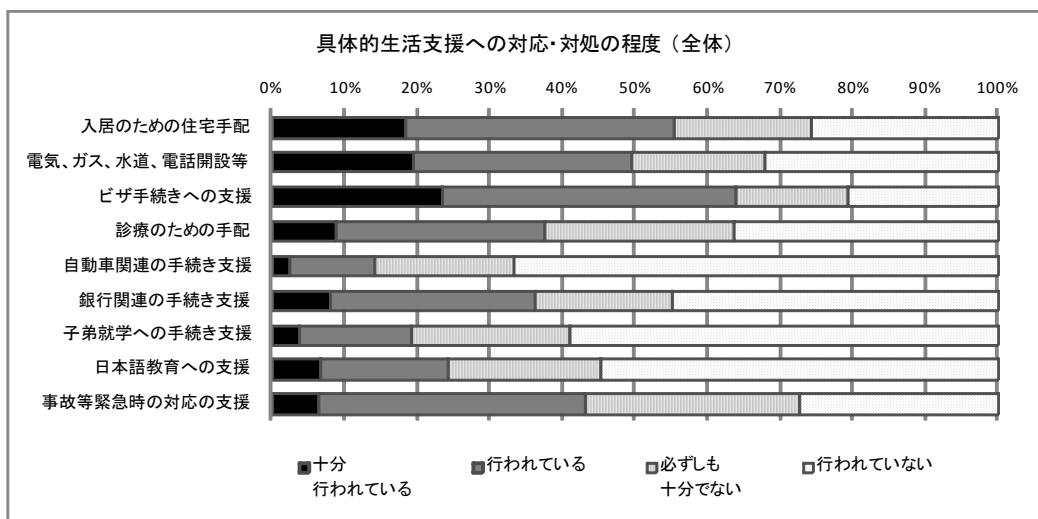
連絡名簿を作成している組織は15%と低い。特に51%以上の捕捉率を確保している機関は9%であった。



### 4-1. 生活支援の内容について（程度）

ビザ手続き、入居手続き、住環境（電気、ガス、水道、電話開設等）の整備については行われているのが50%以上である。

自動車関係の支援、子弟就学の支援、日本語教育の支援は逆に70%以上が十分行われていない。



▲生活支援項目の中では、子弟就学は入学・入所手続きのサポートと言われるが、具体的には、説明会の実施や学校に関する情報の提供、資料の配布、入学・入所に必要な資料の作成、各種証明書発行の補助、その他の同行及び付添、さらにはこれらと常に関連する翻訳が行われる。特殊なものでは、教育ローンのサポートや様々な減免措置の実施の支援も含まれる。

▲緊急時対応では、連絡についてはあらかじめ連絡網を整備し、必要な連絡をすることとしている。病院警察対応については病気への処置のための救急車手配、病院への同行などを行うこととされている。このほか、労災や一時帰国に係る支援が実施されている。

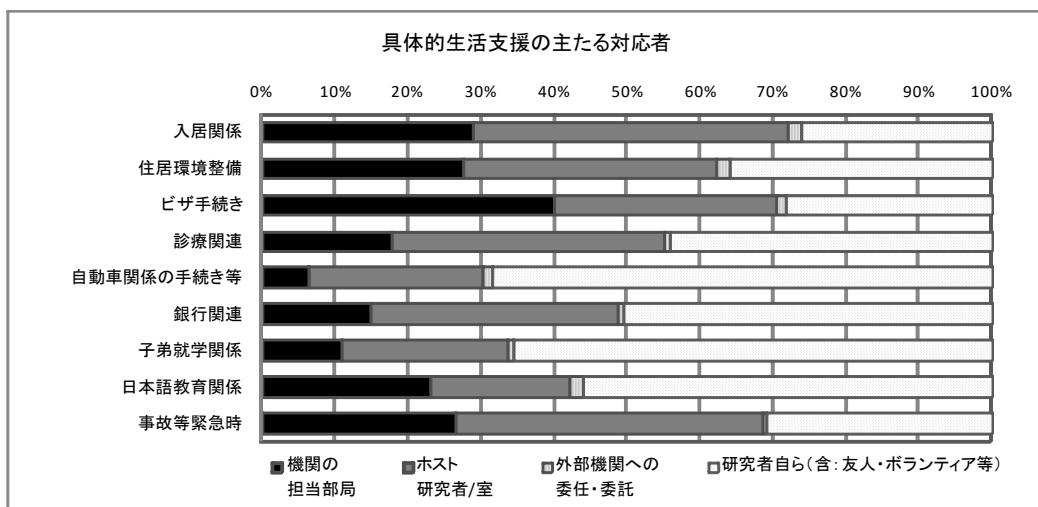
▲アンケートによる質問項目以外は各機関で実施されている回答はあまりなく、付け加えるべき生活支援項目としては「生活情報一般の提供」の回答があった。

#### 4-2. 生活支援の内容について（主たる対応者）

ビザ手続きは機関の担当部局の実施する割合が最も高い（40%）。

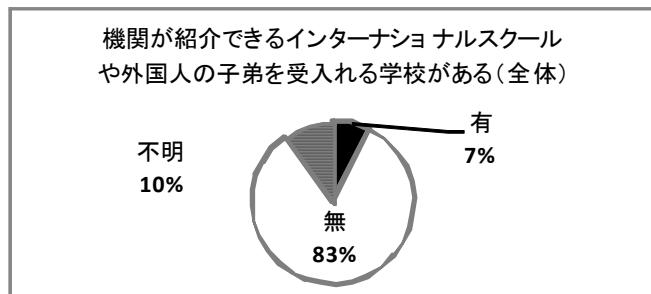
入居手続き、緊急時対応はホスト研究者の実施する割合が最も高い。

住環境の整備、診療手配、銀行関連、自動車関係の支援、子弟就学の支援、日本語教育は研究者自ら（友人、ボランティアを含む）の実施する割合が最も高い。



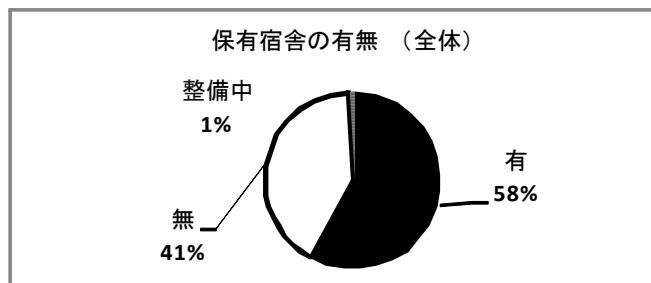
## 5. 教育

インターナショナルスクールの手当てのされている組織は 7 % と低い。



## 6. 外国人人研究者用宿舎

何らかの外国人人研究者用宿舎が手当てされている機関は 58 % であった。



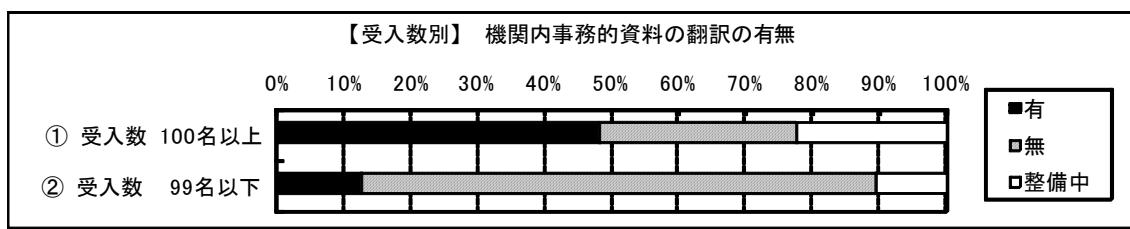
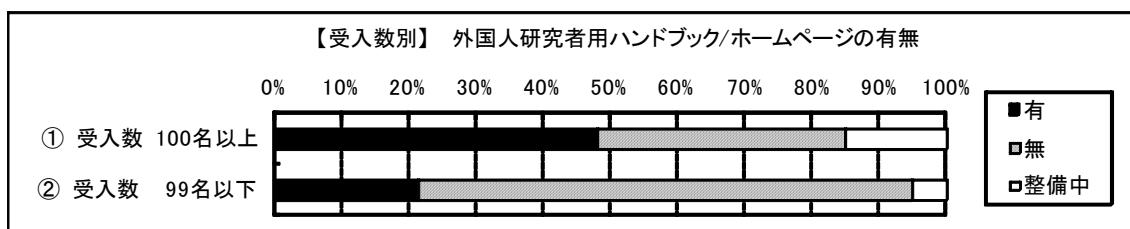
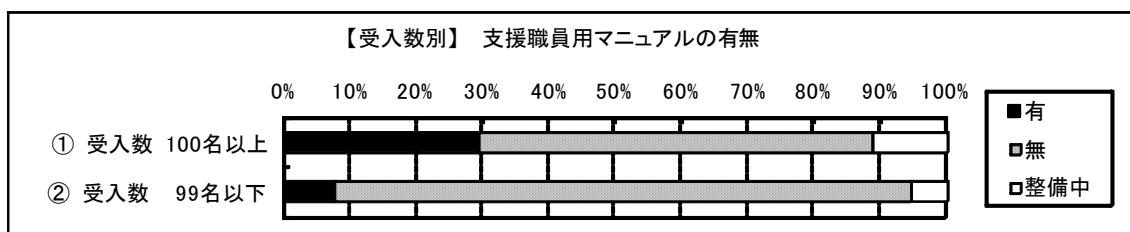
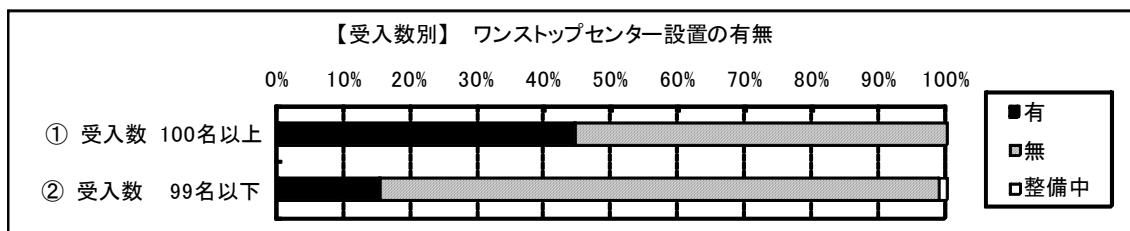
## 第2節 属性別概要

外国人研究者受け入れ調査 B 表を顕著な属性に応じて分析を行ってみた。機関の性格別の特性と地域別の特性に分けて記述する。

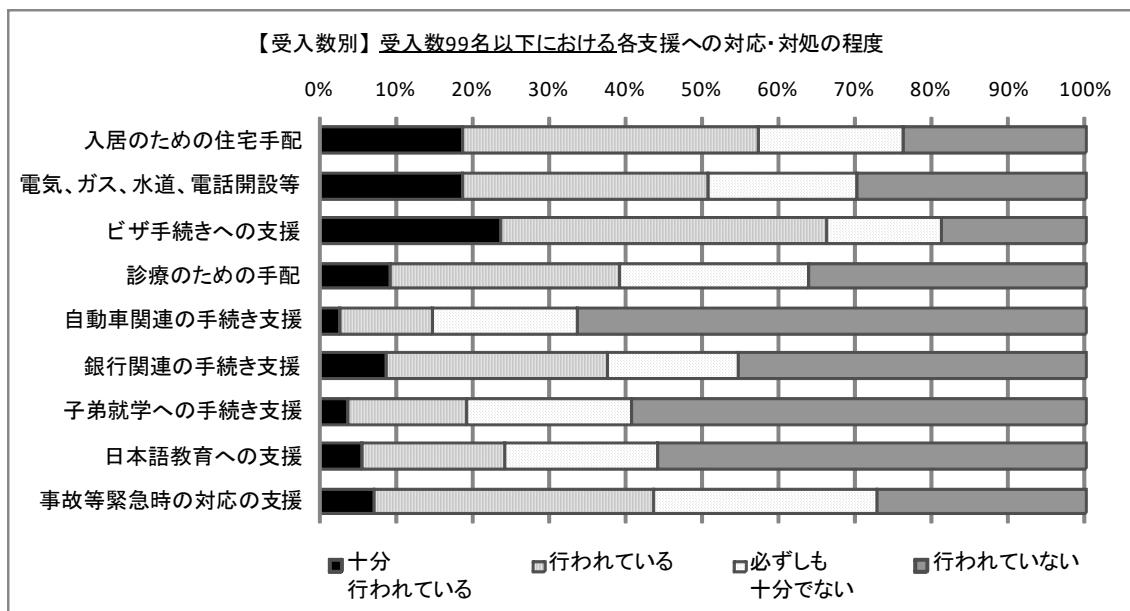
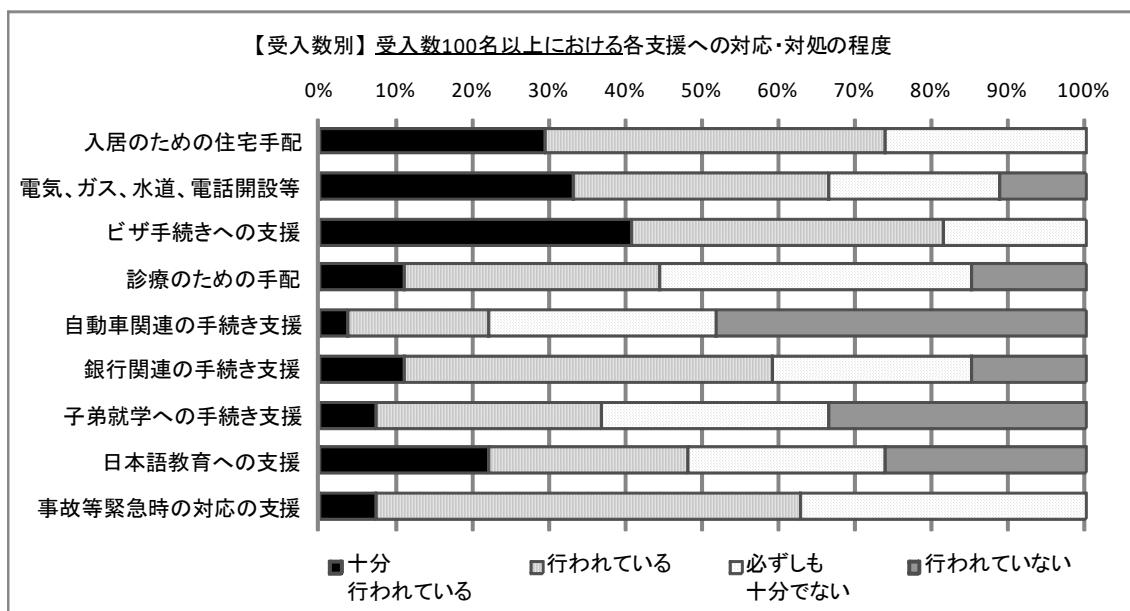
### 1. 機関の性格別の特性

外国人研究者受入数別 (100名以上、99名以下)、競争的資金取得別 (国際戦略本部事業、WPI、グローバル30、リーディングプログラム)、ワンストップセンター設置の有無別にみると顕著な差が見えた。特に、競争的資金取得別でその性格が顕著である。分野別でも差がみられると思われるが、多くの大学研究機関が、分野については多分野にわたって研究を実施しているために今回のような概略的な調査で調べるのは困難であった。

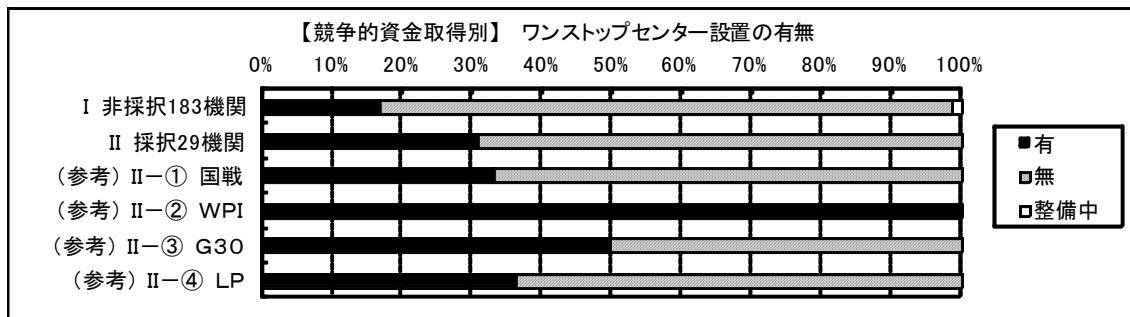
1) 外国人研究者受入数別では、受入数の高い機関ほど、ワンストップセンター設置率、マニュアル及び研究者向けハンドブック等の整備率は高い。特に、機関内事務的資料の翻訳状況は 99名以下との差が顕著であった。



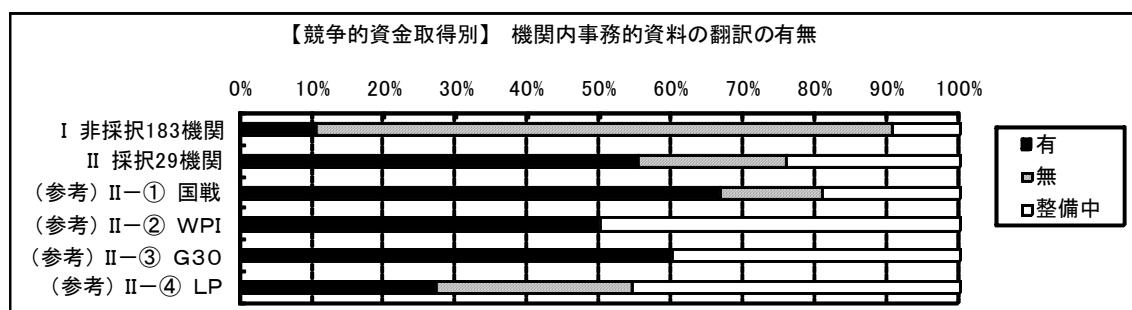
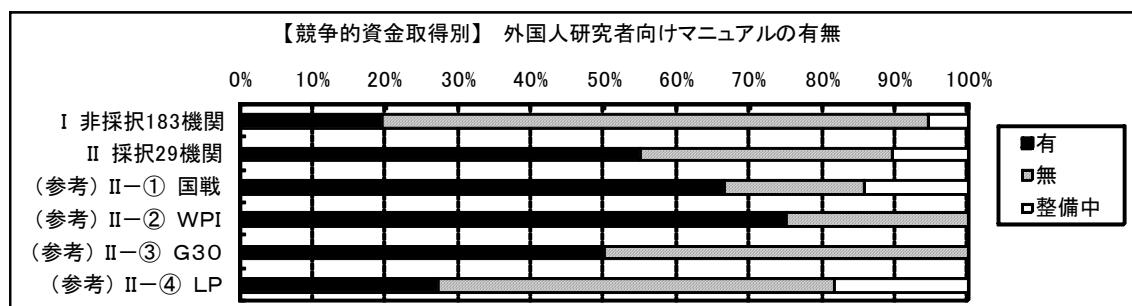
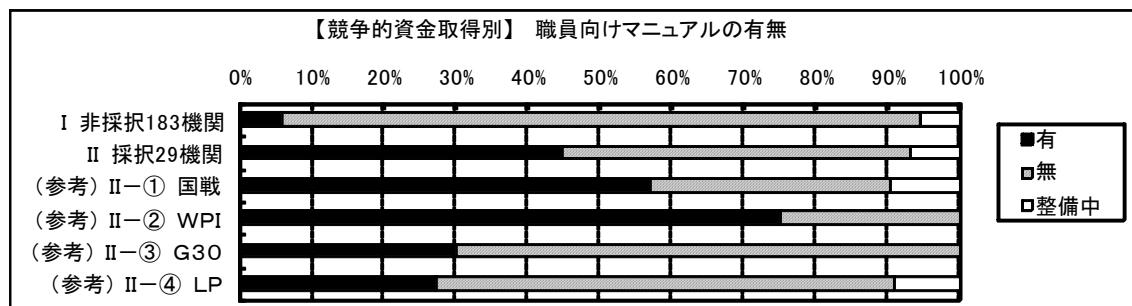
受入数が 99 名以下の機関では各支援への対応・対処はいずれも十分ではなかったが、特に住居環境の対応および事故等緊急時の対応が行われていないという回答が多かった。



2) 競争的資金取得別にみると、ワンストップセンター設置状況は競争的資金獲得機関の方が高い。WPIに關していえば（回答機関においては）100%である。



支援職員向け、外国人研究者向け各種マニュアルについて、非獲得機関の整備状況は芳しくない。職員向けマニュアル、研究者向けハンドブック、機関内事務的資料の翻訳で圧倒的な遅れを取っている。

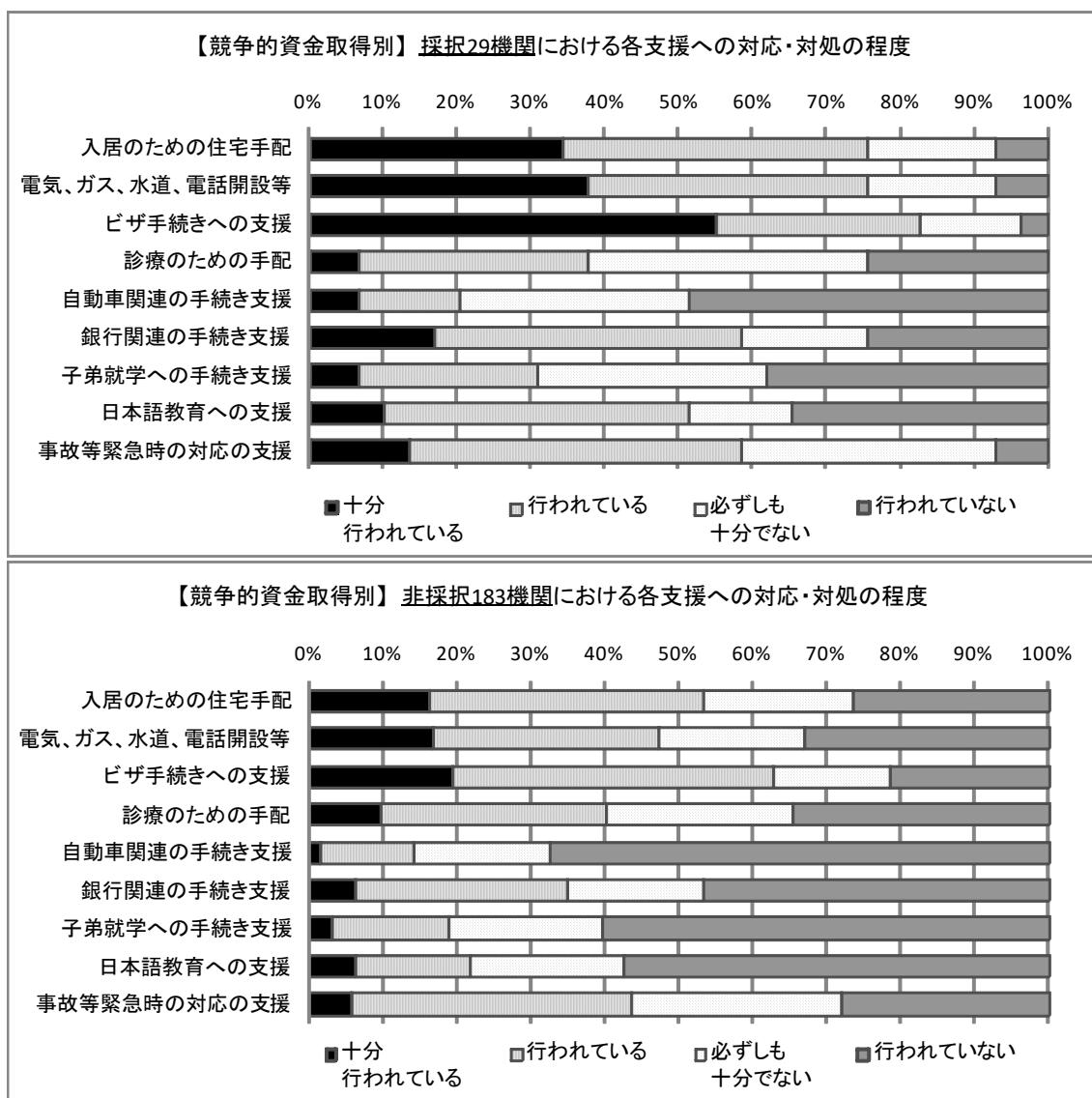


具体的な各支援への対応・対処は競争的資金獲得機関が非獲得機関よりも十分対応している。全般的に入居手配・住宅環境の整備に対する対応について、競争的資金獲得機関ではおおよそが対応している。非獲得機関ではおよそ半数が充分な対処を出来ていない。

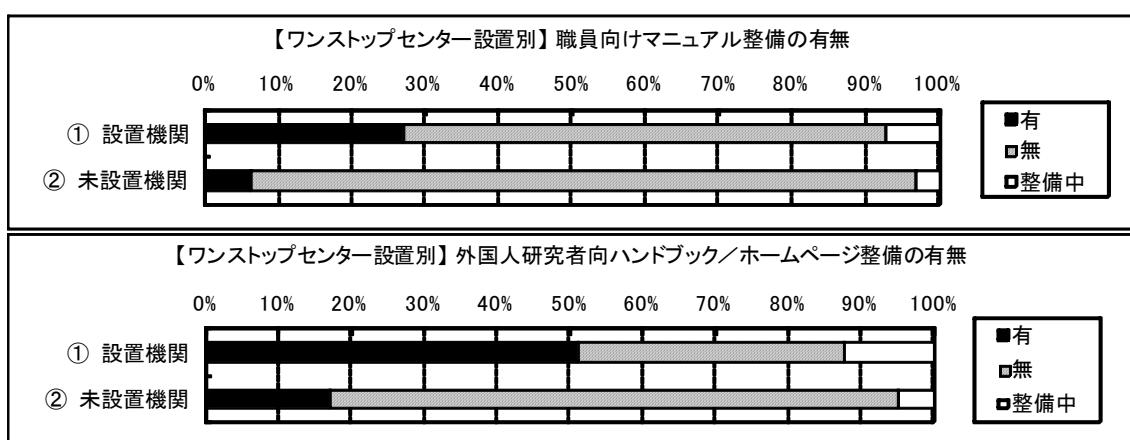
ビザ手続きについても入居関係と同様。

銀行関連は資金獲得機関において必要な支援として過半数が対応しているが、非獲得機関においては十分とは言い難い。

事故等緊急時の対応は全体的に競争的資金獲得機関の対応程度の方が高い。

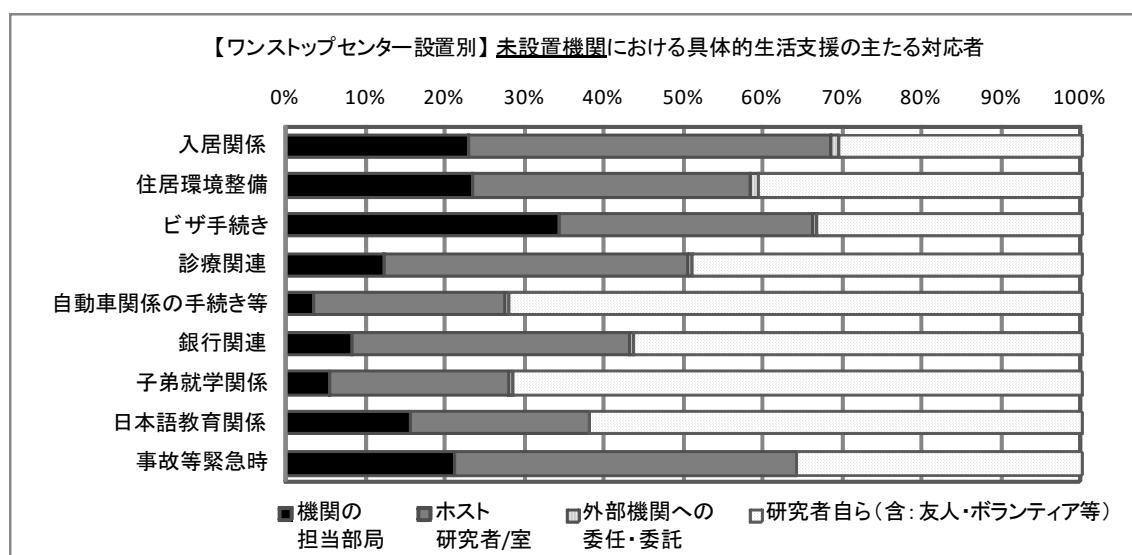
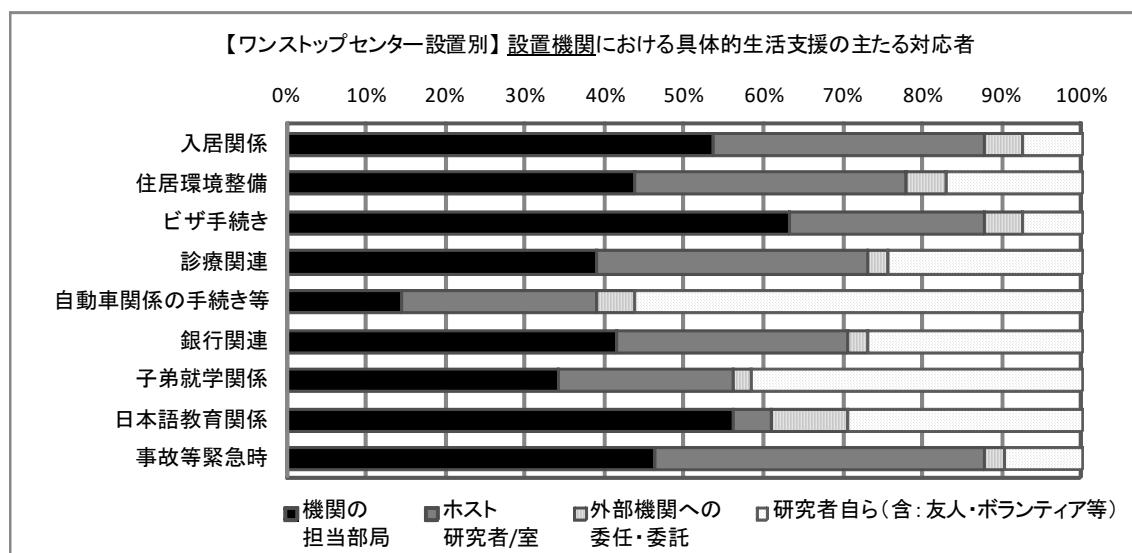


3) ワンストップセンター設置の有無別にみると、マニュアル及び研究者向けハンドブック等の整備状況は整備中も含めワンストップセンターを持つ機関がリードする。



ワンストップセンター設置機関において、入居関係、ビザ関係と日本語教育においては機関の担当部局が先頭をきって支援している様子が伺える。ただし、設置機関においてもホスト研究者の負担は全体的に高いと思われる。

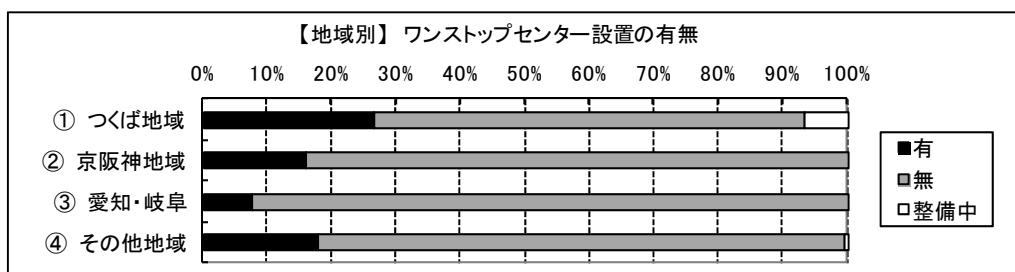
未設置機関は設置機関に比べ、研究者自身（ボランティアを含む）に委ねる傾向が強い。



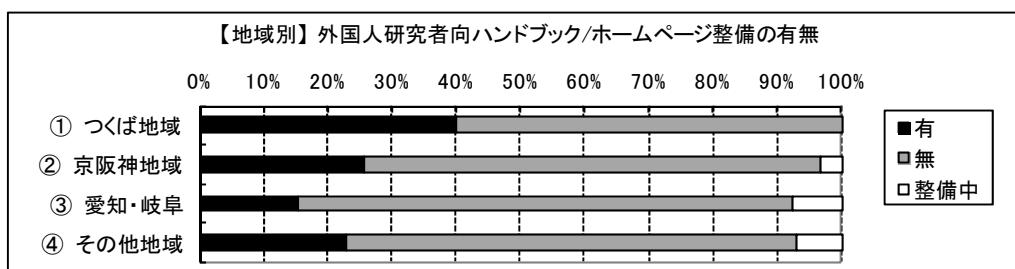
## 2. 地域別の特性

大学・研究機関が集中しているとみられる地域（つくば・京阪神・愛知岐阜）とそれ以外の比較を行ってみた。ちなみに、平成23年末に指定された国際戦略総合特区に3地域は含まれている。[注：つくばと愛知岐阜は申請者に大学研究機関が参加]

つくば地区はすべてにおいて対応が進んでいた。ワンストップセンターの設置はつくば地域がトップである。

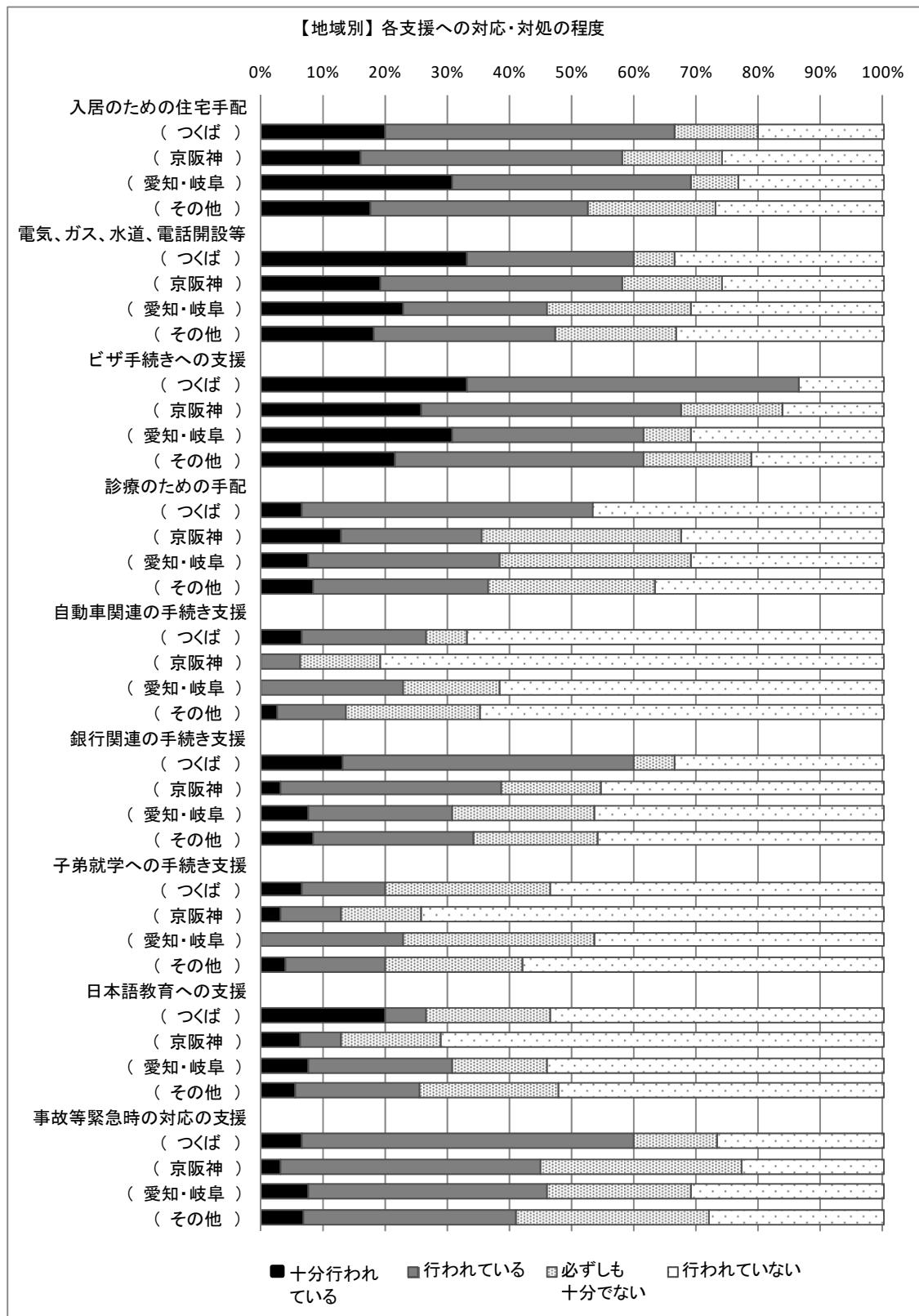


また外国人研究者向けのハンドブック／ホームページの整備状況についても、つくば地域は他地域をリードしている。

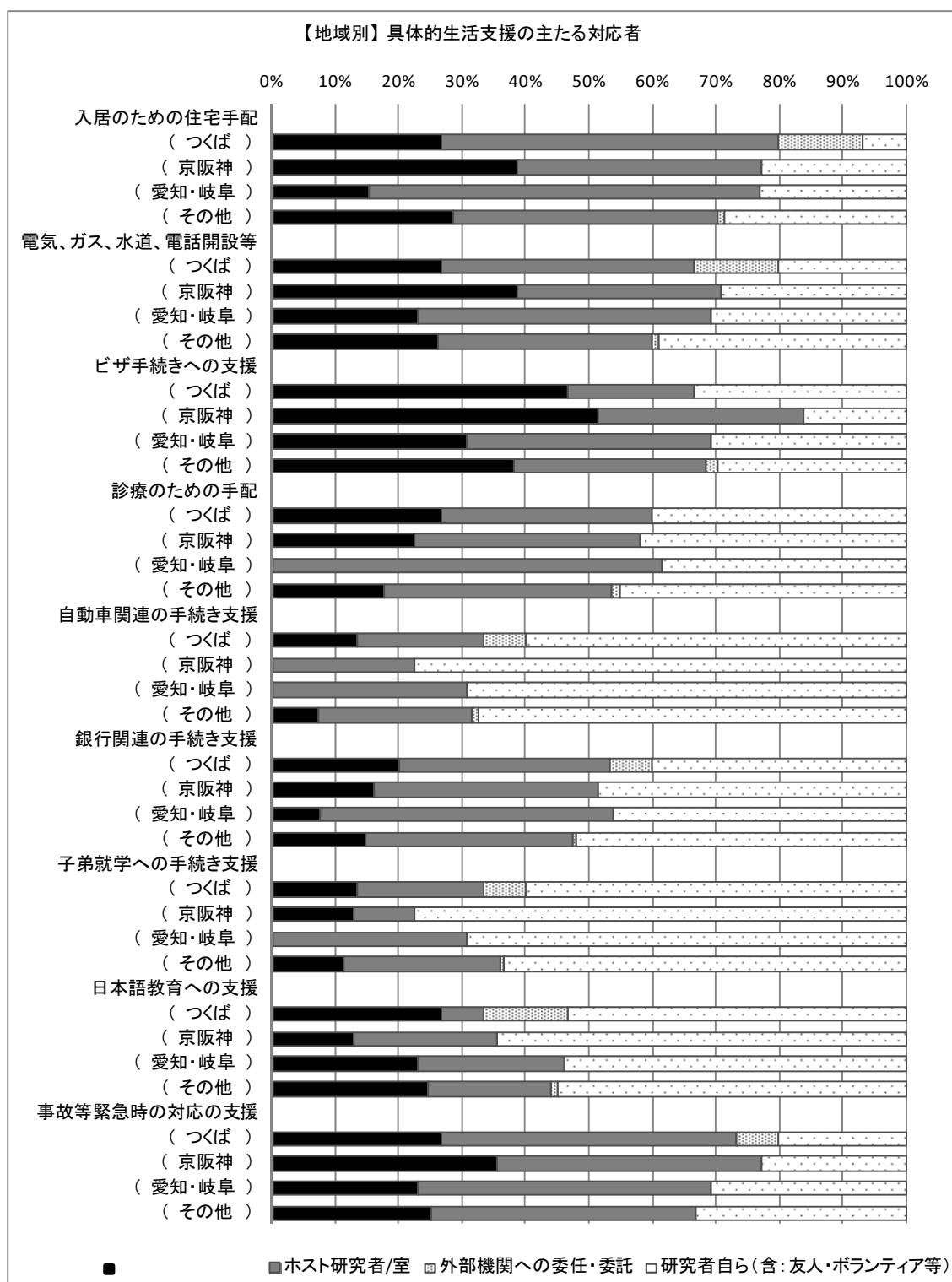


生活支援の対応状況について、つくば地域が顕著な対応はビザ関係の支援。8割以上の機関が対応している。

診療手配、銀行関係、事故等緊急時についても同様。つくば地域では過半数の機関が対応。入居関係はつくば地域以外も努力している。



支援対応者について外部機関へ委託している様子が明確に伺えるのはつくば地域のみ。京阪神、愛知・岐阜地域では皆無。



## (2) 23年度インタビュー結果

23年度調査期間中に、外国人研究者数が多く、国際化対応の顕著と見られる代表的な10大学・研究機関、すなわち京都大学（国戦採択機関）、九州大学（国戦採択機関）、東京工業大学（国戦採択機関）、早稲田大学（国戦採択機関）、物質・材料研究機構、産業技術総合研究所、理化学研究所、高エネルギー加速器研究機構、沖縄科学技術研究基盤整備機構、立命館アジア太平洋大学を訪問しインタビューを実施した。21年度調査とは、早稲田大学以外重複はないので、両インタビューを合わせれば我が国の大学・研究機関の代表的機関が分かることとなる。

### 《インタビュー結果表》

10機関に関するインタビュー結果は別添のとおり詳細な項目について一覧対比できる形でとりまとめた。

### 《インタビュー結果表に追加する情報》

機微にわたる情報や比較記述に適さない事項を以下に取りまとめた。

#### （参考1）外国人受け入れ調査の機関インタビューによる個人情報保護の状況

「国際共同研究推進のための研究者受入促進・ネットワーク強化に係る調査研究」インタビュー調査の内、個人情報保護に関する事項は次の通りであった。機関名を伏せて列挙する。

〔対応が無いと回答のあった機関〕（10機関中5機関）

##### A機関

●特段の取極めは無いが、携帯電話番号を他人に知らせないなど個人情報等の取扱には一般常識的な配慮を行っている。

##### B機関

●対応は特にしていない。情報管理を徹底するのみ。ビザの関係など個人情報文書が多いが、オフィス移動のたびに文書の移動が大変。

●これまで特段クレームも無いので、提供者への説明も省略している。

##### C機関

●特段の取極めは無く、各人の対応に任せている。

●機関における（外国人を含めた教員に対する）個人情報保護という観点より、逆に（外国人含めた）教職員に対し、学生の個人情報を扱うことへの注意喚起を行っている。

●退職職員の連絡先を保持しているがあくまで退職後の事務的連絡のため、退職者については深追いしない。)

##### D機関

●ビジターズセンターにおける登録システムは個人情報の塊となる。現時点においては明確な取決めはない。

●診療付き添いにより知り得た個人情報は業務上知り得た情報としての取扱い。件数が少ないので現時点においては明確な取決はない。

**E 機関**

- 信頼関係がベースとなっており書面上の取決めはしていない。スタッフ間の意識は高い。
- 健康診断については注意が必要。
- 職員は（数年前に）一般的な個人情報取扱いに関する講習を受講。

[対応があると回答のあった機関] (10機関中5機関)

**F 機関**

- 個人情報は緊急避難時に持ち出せる準備を行っている（金庫にしまうとイザという時持ち出すことが出来ないのが難点）。
- データへのアクセス制限を付与している。

**G 機関**

- 母国の緊急連絡先、メールアドレス等個人情報を含む来学時記入カードを国際部にて管理。（一部情報をデータベース化）事前に本人の確認を取得する。

**H 機関**

- 事故、火事、病気等緊急時に於ける外国人研究者の自己対応として、各自（含：家族全員）に Emergency Card を持たせている。カードには緊急時対応の委託先（防災センター）の電話番号が記載されており、緊急連絡を受けて依頼内容に応じ取次連絡を行う（例えば警察、消防署、学内関連組織など）。
- Emergency Card には保有者氏名、国籍、母国語、血液型、生年月日、住所、電話番号、薬、持病、アレルギー等の個人情報を記載する項目がある。記載については各自に委ねており、自筆することで個人情報の了解が取れたものと認識する。
- 本年8月以降、2件の上記利用があった。（病気1件、交通事故1件）
- Emergency Card について記載・公開は本人の選択に委ねる。

**I 機関**

- 宿舎利用申請はFAXでフロントへ送る手筈となっている。フロント業務は外部委託業者が行っているため、契約書に個人情報の取扱いについて既定している。

**J 機関**

- これまで情報を部署毎に保有していたが、昨年9月より人事課で一元管理しており、必要に応じて人事課から関係部署へ情報を回す体制（例 カードキー作成は総務へ、メールアカウント作成はIT室へ）を取っている。

[結論]

外国人研究者の個人情報保護は必ずしも徹底はしていないか、管理している場合であっても（急病などの）緊急的な情報活用については対応が困難と推測される。外国人研究者の医療支援に関する個人情報の管理については、他の問題とは別に独自に検討を進めることが必要であろう。

**(参考2) インタビューで回答された機微にわたる問題**

「国際共同研究推進のための研究者受入促進・ネットワーク強化に係る調査研究」インタビュー調査の内、機微にわたる事項は次の通りであった。機関名を伏せて列挙する。

### A機関

- G 3 0で来日した教員の持病（糖尿病）対応（困っている事例）
  - ・持病に対する本人の病識自覚が従来から無いまま病状悪化し救急車で運ばれ入院。然し、入院中も病識自覚に欠如したままで医療はプライバシーに係ることとして拒否。家族は入院を知るも、来日せず。
  - ・授業は休講、解雇は出来ない、で困っている。
  - ・サポートスタッフが入院中のケアにあたっているが、下着等買い物を要望されるなど、業務外の対応も強いられている現状。

### B機関

- 医療事情が芳しくない国の場合、日本で手術を受けるために留学してくる者もいる。
- メンタルにダメージを受ける例が少なくない。
  - ①重度の疾患者に帰国を勧めたことがあったが本人が拒絶し、業務終了まで離日しなかった例。このときのホスト研究者の負担は大きかった。
  - ②医療主事が病院に付き添った例。特別措置として家族を呼び寄せ同居させた。
  - ③（留学生だが）メンタルにダメージを受け、自殺した例。
- 宿舎の職員を自分の秘書のように用使いするケースがみられる（例：電球を買って来い、など）。

### C機関

- メンタルな疾患
- 知財関連、安全保障輸出管理（外為法規制事項）関連
  - ・原子力、ロケット、核ミサイル、酵素の研究分野における試料、部品等の海外持ち出しについて、国際部にてチェックをかける。（出張時手荷物のチェックは研究推進部にて行う。）
  - ・チェックの効率化のために、対象となる学内研究を事前に明確化しておくことが有益で、この事前明確化が課題。

### D機関

- ① 居住地区住民からの苦情
- ② 警察、病院等外部からの通報
- ③ 慎重な対応を要した事例
- 教員の急逝（病死）：遺体、葬送式、宗教への配慮・対応（家族と連絡が取れず事後処理に奔走し、大学が一般的な葬儀を手配した）
- 精神的ダメージを受けた人へのケア。学内のクリニックにて対応。

### E機関

- 分娩時に日本語→英語→ロシア語と副次通訳で対応したことがある。
- メンタルダメージがある研究者より病院等について相談を受けた際、所属ラボのヘッド

には内密にして欲しいと懇願されたケース。万一に備え、どこまでを業務上の報告範囲とするのかが問題。公私の区別をはっきりさせたい研究者は、プライバシーに関する相談はラボでなく支援室にする。ラボの本来の責任は仕事に関してのみで、プライバシーが関わると利害関係が出てくることを憂慮。尚、当研究所ではメンタルケアに対する方針をWEBに明示している。

#### [結論]

インタビューで回答された機微にわたる問題としては圧倒的に医療に関する問題が多く、これらにより研究者(特にホスト研究者)が対応に忙殺されている状況が報告されている。